

- ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 七四 電線コイルノ巻線作業(手巻作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 七五 電氣装置及器具ノ絶縁被覆作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 七六 手作業、機械作業又ハ化學作用ニ依ル目盛作業(文字書作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 七七 機械ニ依ル製材又ハ製板ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 七八 合板ノ製造作業(薄板製造及薄板膠着ノ作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 七九 鑄物用木型ノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 八〇 艦船、航空機、車輛又ハ其ノ他ノ機械器具ノ木部ノ製造作業(墨附作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ(家具職建具職及指物職ヲ除ク)
- 八一 木造船ノ建造作業(短艇製造作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 八二 硫酸製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 八三 鹽酸製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 八四 硝酸製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 八五 炭酸ソーダ、苛性ソーダ、金屬ソーダ其ノ他ノソーダ鹽又ハカリ鹽ノ製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 八六 水素、酸素、炭酸ガス、亞硫酸ガス、鹽素ガス、鹽化メチレン、鹽化メチル等ノ液化ガス又ハ壓縮ガスノ製造作業(原料ガス發生作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 八七 合成法ニ依ルアンモニア製造ノ化學工程(原料ガス發生及觸媒製造ノ作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 八八 カーバイト製造用電氣爐ノ操作ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 八九 アルミナ及アルミニウムノ製造ノ化學工程(水晶石製造作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 九〇 石炭乾溜ニ依ル石炭ガス、コークス又ハタールノ製造作業(石炭ノ低温乾溜作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 九一 發生爐ガス又ハ水性ガスノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 九二 タールノ分溜、精製ノ方法ニ依ルベンゾール、トルオール、キシロール、ナフタリン、石炭酸等ノ化學製品ノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 九三 染料製造工場ニ於テタール染料又ハ其ノ中間體ノ製造

- ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 九四 人造石油製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 九五 石油ノ蒸溜、分解、精製又ハ洗滌ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 九六 動植物油脂ノ抽出、精製、分解、鹼化又ハ硬化ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 九七 ゴム原料ノ配合、混合等ノ精練作業(再生ゴム製造作業ヲ含ム)又ハタイヤ、ゴム靴、ゴム底足袋若ハゴム引防水布ノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 九八 セルロイド、醋酸纖維素又ハ纖維素エーテルノ製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 九九 製紙用又ハ人絹用ノパルプ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 一〇〇 人造絹絲、人造短纖維又ハセロファンノ製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ(漂白及洗滌ノ作業ニ從事スルモノヲ除ク)
- 一〇一 染料、ボイル油又ハワニスノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 一〇二 火藥類又ハ化學兵器ノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(マッチ製造作業ニ從事スルモノヲ除ク)
- 一〇三 彈ノ火藥又ハ火工兵器ノ加工、裝填又ハ修理ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 染料工
- 人造石油工
- 石油工
- 油脂工
- セルロイド工
- パルプ工
- 絹工
- 染料工
- 火藥工
- 火工
- 炭素電極ノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 一〇四 炭素電極ノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 一〇五 蓄電池、濕電池又ハ乾電池ノ製造又ハ修繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(光電池製造作業ニ從事スルモノヲ除ク)
- 一〇六 セメント、陶磁器又ハ耐火煉瓦ノ燒成作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 一〇七 金屬又ハガラスノ熔融用ルツボノ製造又ハ修理作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 一〇八 光學ガラス、鋼ガラス、硬質ガラス、フィルター、安全ガラス等ノ特殊ガラスノ製造作業(ガラスノ熱處理作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 一〇九 レンズ、プリズム、レベル、反射鏡、船舶信號用ガラス等ノ光學ガラスノ荒摺、研磨、心取等ノ作業又ハバルサム作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 一一〇 蒸汽機關車ノ運轉ニ從事スルヲ業トスルモノ(助手ヲ含ム)
- 一一一 内燃機關車(ディーゼル動車及ガソリン動車ヲ含ム)ノ運轉ニ從事スルヲ業トスルモノ(助手ヲ含ム)
- 一一二 電車又ハ電氣機關車ノ運轉ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 一一三 自動車ノ運轉ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 一一四 飛行場ニ於テ航空機及其ノ附屬品ノ點檢、分解、調整
- 電極工
- 電池工
- 窯業燒成工
- ルツボ工
- 特殊ガラス工
- 光學ガラス工
- 蒸汽機關車運轉手
- 内燃機關車運轉手
- 電車運轉手
- 自動車運轉手



- 補修、手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等
- ノ地上勤務作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 航空機整備員
- 一一五 有線電信ノ發受信操作ニ従事スルヲ業トスルモノ 有線電信通信士
- 一一六 無線電信ノ發受信操作ニ従事スルヲ業トスルモノ 無線電信通信士
- 一一七 發動機ヲ有スル二十噸以上三十噸未満ノ漁船ノ操縦又ハ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ(船員手帳又ハ海技免狀ヲ有スル者ヲ除ク) 漁船運轉手
- 一一八 製圖又ハ寫圖ノ技術的作業(設計ノ補助作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 製圖手
- 一一九 作業企劃、作業研究又ハ單價若ハ原價ノ計算ノ技術的業務ニ従事スルヲ業トスルモノ 企劃手
- 一二〇 電氣通信電線路(空中線ヲ含ム)ノ建設、保繕又ハ屋內配線工事ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 通信電路工
- 一二一 電氣通信用機械器具ノ設備又ハ保繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 通信電機工
- 一二二 電線架設、電路敷設、保線、屋內配線工事又ハ送配電ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 電力電路工
- 一二三 電氣機械ノ据附又ハ運轉ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 電力電機工
- 一二四 汽罐ノ罐焚又ハ取扱ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 汽罐士

- 一二五 原動機、機關、ポンプ又ハ機械ノ運轉又ハ保繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 機械運轉工
- 一二六 起重機ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ 起重機運轉工
- 一二七 熔鑄爐、平爐、熔融爐、加熱爐、窯業用窯其ノ他ノ工業用爐窯又ハ汽罐煉瓦積部分ノ築造又ハ修築ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 築工
- 一二八 保溫材取附作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 保溫工
- 一二九 メツキ、ボンデライト、パークライヂング、メタニウム又ハセラダイスノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ メツキ工
- 一三〇 塗料ニ依ル塗裝、吹附又ハ機附ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 塗裝工
- 一三一 帆、索具、防舷物等ノ船具ノ製造、修繕又ハ取附ノ作業(錆及錆ノ取附作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 船具工
- 一三二 踏鐵ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 踏鐵工
- 一三三 氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ従事スルヲ業トスルモノ 氣象手
- 一三四 潜水服ヲ着用シテ行フ水中作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 潜水夫

### 國民職業能力申告令第二條 第三號ノ指定學校

(昭和十四年一月十八日 厚生省告示第六號)

- 大學
- 一 大學ノ工學部及理工學部
  - 二 旅順工科大学
  - 三 早稻田大學文學部
  - 四 拓殖大學
- 專門學校
- 一 工業及鑛業ニ關スル專門學校
  - 二 朝鮮及臺灣ノ工業及鑛業ニ關スル專門學校
  - 三 南滿洲工業專門學校
  - 四 農林業ニ關スル專門學校
  - 五 外國語ニ關スル專門學校
  - 六 拓殖大學專門部
- 實業學校
- 一 工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規定第一條ノ規程ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム) 並朝鮮及臺灣ノ工

- 業學校(大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ
- (一) 尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ
  - (二) 高等小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年(夜間授業ノモノニ在リテハ四年)以上トスルモノ
  - (三) 前二號ト同等以上ノモノ
  - (四) 工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ規定ニ依リ設ケタル第二部
- 各種學校
- 一 大連工業學校
  - 二 撫順工業學校
  - 三 各種學校

業學校ニ準ズベキ私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ



# 國民職業能力申告令第二條 第三號ノ指定學科

(昭和十四年一月十一日  
厚生省令第七號)

## 大 學

- 一 機械工學科 (北海道帝國大學工學部第三部類ヲ含ム)
- 二 船舶工學科 (造船學科ヲ含ム)
- 三 航空學科
- 四 造兵學科
- 五 電氣工學科 (北海道帝國大學工學部第四部類ヲ含ム)
- 六 應用化學科 (工業化學科、化學工業科、染料化學科及電氣化學科ヲ含ム)
- 七 探鍊冶金學科 (鑛山及冶金學科、探鍊學科、冶金學科、  
金屬工學科、應用金屬學科及北海道帝國大學工學部第二部類甲ヲ含ム)
- 八 火藥學科
- 九 燃料化學科 (北海道帝國大學工學部第二部類乙ヲ含ム)
- 一〇 土木工學科
- 一一 建築學科
- 一二 窯業科
- 一三 文學科 (早稻田大學文學部文學科ニ於テ露西亞語ヲ  
第二外國語トシテ修ムル者ニ限ル)
- 一四 拓殖科
- 一五 商科

- 一 及五乃至七ノ學科ノ中早稻田大學ノ工業經營分科ハ之ヲ除キ  
一四及一五ノ學科ニ付テハ拓殖大學ニ於テ露西亞語又ハ西班牙  
語ヲ修ムル者ニ限ル
- 專門學校 (專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學  
資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノヲ含ム)
- 一 造機工學科 (精密機械科、機械科、鑛機科及鑛山機械科  
ヲ含ム)
- 二 造船工學科
- 三 航空工學科
- 四 電氣工學科 (電氣科ヲ含ム)
- 五 應用化學科 (電氣化學科及製藥化學科ヲ含ム)
- 六 探鍊冶金學科 (探鍊學科、鑛山工學科、鑛山學科、冶金  
學科、冶金工學科及探炭工學科ヲ含ム)
- 七 燃料學科
- 八 窯業科
- 九 土木工學科
- 一〇 建築學科
- 一一 農藥化學科
- 一二 露語部 (拓殖大學專門部ニ於テ露西亞語ヲ必修科目  
トスル者ヲ含ム)

- 一三 西語部 (拓殖大學專門部ニ於テ西班牙語ヲ必修科目  
トスル者ヲ含ム)
- 一四 蒙古語部

工業學校 (大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置  
ク學校ニ關スル規程第一條又ハ大正十一年朝鮮總督府令第九號實  
業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校  
ノ學科ヲ置クモノ並專門學校及實業學校ニ非ザル私立學校ニシテ  
中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未滿ト  
スルモノ並之ト同等ノモノヲ含ム)

- 一 機械科 (機械工作科、精密機械科、精密機械工作科、  
計器科、原動機科、探鍊機械科、電氣機械科、  
電氣科、電機科、電機機械科、機械電氣科、  
化學機械科、其他機械科ニ準ズベキ學科ヲ  
含ム)

- 二 造船科 (機體製作科及航空機關科ヲ含ム)
- 三 航空科
- 四 電氣科
- 五 應用化學科 (工業化學科、化學工業科、電氣化學科、其  
ノ他應用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 六 探鍊冶金科 (探鍊科及冶金科、鑛工冶金科、鍛工冶金科  
其ノ他之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 七 土木建築科 (土木科、建築科ヲ含ム)
- 八 窯業科 (陶器科、製陶科ヲ含ム)
- 九 塗工科 (家具塗工科ヲ含ム)



### 國民職業能力申告令第二條

#### 第四號ノ指定技能者養成施設

(昭和十四年一月十八日  
厚生省告示第八號)

- 一 國立又ハ公立ノ機械工業成施設ニシテ中學校卒業程度ヲ入所資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ
- 二 國立ノ通信有技者養成施設ニシテ高等小學校卒業程度ヲ入所資格トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ
- 三 社團法人電信協會管理無線電信講習所(大正十三年以後ノ修了者ニ限ル)

### 國民職業能力申告令第二條

#### 第五號ノ指定檢定、試驗及免許

(昭和十四年一月十八日  
厚生省告示第九號)

- 一 實業學校卒業程度檢定規程ニ依ル工業學校卒業程度ノ檢定
- 二 航空法第十六條ノ規定ニ依ル考査
- 三 電氣事業主任技術者資格檢定規則ニ依ル電氣事業主任技術者ノ資格檢定
- 四 瓦斯事業法施行規則第四十五條ノ規定ニ依ル詮衡
- 五 銃砲火藥類取締法施行細則第四條又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依ル詮衡
- 六 壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令第十一條ノ規定ニ依ル詮衡
- 七 無線通信士資格檢定規則ニ依ル無線通信士ノ檢定
- 八 汽罐取締令ニ依ル汽罐士免許
- 九 獸醫師、蹄鐵工免許試驗規則ニ依ル蹄鐵工試驗
- 一〇 自動車取締令ニ依ル自動車運轉ノ免許
- 一一 電氣工事人取締規則ニ依ル電氣工事人ノ免許
- 一二 電話規則第四十條ノ規定ニ依ル資格認定



國民職業能力申告令第十四條ノ指定官廳

〔昭和十四年二月十八日厚生省告示第二百二十四號  
昭和十四年九月二十七日厚生省告示第九十一號改正  
昭和十五年五月十一日厚生省告示第一百十一號改正〕

內閣關係

一 內閣印刷局

大藏省關係

- 一 各地方專賣局
- 二 專賣局板橋製作所
- 三 專賣局中央研究所
- 四 造幣局

陸軍省關係

- 一 陸軍航空廠
- 二 陸軍航空工廠
- 三 陸軍兵器廠
- 四 陸軍運輸部
- 五 陸軍衛生材料廠
- 六 陸軍被服廠
- 七 陸軍糧秣廠
- 八 陸軍製絨廠
- 九 各師團ノ兵器部及經理部

海軍省關係

- 一 各海軍工廠
- 二 海軍航空廠
- 三 海軍火藥廠
- 四 海軍技術研究所
- 五 海軍燃料廠
- 六 各海軍港務部
- 七 各海軍軍需部
- 八 各海軍建築部
- 九 海軍艦政本部
- 十 海軍航空本部
- 十一 各要港部

逓信省關係

- 一 逓信省
- 二 貯金局
- 三 電氣廳
- 四 電氣試驗所

五 航空局

六 中央航空研究所

七 各遞信局

八 各通信官署

九 燈臺局

十 各海員養成所

十一 各海員審判所

鐵道省關係

- 一 鐵道省
- 二 國際觀光局
- 三 鐵道調查部
- 四 各鐵道局
- 五 各鐵道教習所



# 國民職業能力申告令第二條第六號ノ 要申告者ニ關スル申告ノ特例ニ關スル件

登五二

(昭和十五年十月十九日厚生省令第四十三號)  
(昭和十六年二月一日厚生省令第二號改正)

第一條 國民職業能力申告令(以下令ト稱ス)第二條第六號ニ依リ  
昭和十五年十月十九日厚生大臣ノ指定シタル者(以下要申告者ト  
稱ス)ニ關スル令第四條第一項ノ申告ハ毎年九月末日現在ヲ以テ  
十月十日迄ニ居住地ノ市町村長ヲ經由シ當該市町村ヲ管轄スル國  
民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ  
前項ノ申告ヲ爲シタル要申告者ニ關スル令第四條第二項及第六條  
ノ申告ハ之ヲ爲スヲ要セズ  
第二條 地方長官ハ交通至難ノ地域又ハ天災事變ノ發生シタル地域  
ニ居住スル要申告者ニ付前條ノ申告期限ヲ延長スルコトヲ得  
第三條 第一條ノ申告ハ一般職業能力申告票(別表様式)ニ依リ之  
ヲ爲シ當該申告控ハ要申告者之ヲ保管スベシ  
第四條 一般職業能力申告票用紙ハ居住地ノ市町村長ヲ經由シ當該  
市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長之ヲ交付ス申告期限迄ニ一般  
職業能力申告票用紙ノ交付ヲ受ケザル要申告者ハ居住地ノ市町村  
長ヲ經由シ又ハ經由セズシテ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導  
所長ニ其ノ交付ヲ請求スベシ  
第五條 市町村長ハ申告期限後二十日以内ニ要申告者ヨリ申告票ヲ

取纏メ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ  
第六條 國民職業指導所長ハ市町村長ヲ經由シ世帯主ヨリ令第九條  
第一項ノ規定ニ基キ要申告者ノ同居ノ有無ニ關シ報告ヲ徵スルコ  
トヲ得  
第七條 勞務動態調査規則第十條ノ勞務動態調査員ハ市町村長ノ指  
揮監督ヲ受ケ一般職業能力申告票用紙ノ配付又ハ申告票ノ蒐集ニ  
從事ス  
第八條 要申告者第一條ノ申告ヲ爲シタル後令第二條第一號乃至第  
五號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ新ニ令第四條ノ規定ニ依  
リ、令第二條第一號乃至第五號ノ一ニ該當スル者令第四條ノ申告  
ヲ爲シタル後第一條ノ要申告者トナリタルトキハ新ニ第一條ノ規  
定ニ依リ申告ヲ爲スモノトス  
第九條 第一條ノ申告ヲ爲シタル要申告者ハ其ノ保管ニ係ル申告控  
ヲ徵兵検査ノ日ニ徵兵官ヲ經由シテ前ニ申告ヲ爲シタル國民職業  
指導所長ニ返還スベシ  
第十條 令第三條中使用者ニ關スル規定並ニ國民職業能力申告令施  
行規則第四條及第五條ノ規定ハ第一條ノ要申告者ニ關シテハ之ヲ

適用セズ  
第十一條 町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ本令中町村長ニ關スル  
規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

## 附 則

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ノ規定ニ依リ九月末日現在ヲ以テ十月十日迄ニ爲スベキ申告  
ハ本年ニ限り十月末日現在ヲ以テ十一月十日迄ニ之ヲ爲スモノトス  
附 則 (昭和十六年二月一日)  
(厚生省令第二號)  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス







入營者職業保障法關係



# 入營者職業保障法

(昭和六年四月二日法律第五十七號  
昭和十三年四月一日法律第六十二號改正)

第一條 何人ト雖モ被備者ヲ求メ又ハ求職者ノ採否ヲ決スル場合ニ於テ入營(應召ノ場合ヲ含ム以下之ニ同シ)ヲ命ゼラレタル者又ハ入營ヲ命ゼラルルコトアルベキ者ニ對シ其ノ故ヲ以テ不利益ナル取扱ヲ爲スベカラズ

第二條 雇備者ハ入營ヲ命ゼラレタル被備者ヲ解雇シタルトキ又ハ被備者ノ入營中雇備期間ノ滿了シタルトキハ其ノ者ガ退營(入營ノ際行フ身體検査ノ結果歸郷ヲ命ゼラレタル場合ヲ含ム)シタル日ヨリ三月以内ニ更ニ之ヲ雇備スルコトヲ要ス但シ左ノ各號ニ掲グル事由ノ一ニ該當シタルニ因リ解雇シ又ハ現ニ左ノ各號ニ掲グル事由ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 被備者ガ入營ノ日ヨリ陸軍ニ在リテハ二年、海軍ニ在リテハ三年ヲ超ユル期間服役ヲ志願シ採用セラレタルトキ  
二 被備者ガ第二項ニ規定スル通知ヲ爲サズ又ハ雇備者ヨリ同項ニ規定スル通知ニ於テ勞務ニ就クベキ旨ヲ指定セラレタル日ヨ

リ故ナク二十日以内ニ勞務ニ就カザルトキ  
三 被備者ガ疾病又ハ傷痍ニ因リ勞務ニ堪ヘザルトキ  
四 被備者ガ著シク其ノ職務ヲ怠リタルトキ  
五 被備者ニ著シキ不良行爲アリタルトキ  
六 雇備ノ目的タル事業ノ廢止、終了又ハ著シキ整理縮少其ノ他之ニ準ズル事由アルトキ

雇備者及被備者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ニ規定スル雇備ニ關シ必要ナル事項ヲ相互ニ通知スルコトヲ要ス

雇備者ハ第一項各號ニ掲グル場合ヲ除クノ外同項ノ規定ニ依リ雇備シタル被備者ヲ其ノ雇備ノ日ヨリ三月以内ニ於テ民法第六百二十七條又ハ第六百二十八條ノ規定ニ依リ解雇スルコトヲ得ズ

第三條 前條第一項ノ規定ニ依リ退營者ヲ雇備スル場合ニ於テ之ニ與フベキ勞務及給與ハ少クトモ其ノ者ノ入營直前ノ勞務及給與ト同等ノモノナルコトヲ要ス但シ被備者ガ疾病又ハ傷痍ニ因リ入營直前ノ勞務ニ堪ヘザルトキ其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキハ之ト異ル勞務及給與ヲ與フルコトヲ妨グズ

第四條 前二條ノ規定ハ入營ヲ命ゼラレタル被備者ガ解雇セラレザル場合ニ於ケル退營後ノ復職及取扱ニ付之ヲ準用ス

第五條 前三條ノ規定ハ雇備者ガ常時三十人以上ノ被備者ヲ使用スル場合ニ之ヲ適用ス

第五條ノ二 職業紹介事業ヲ行フ行政廳(船員職業紹介法第三條第二項ノ規定ニ依リ船員職業紹介事業ヲ行フ者ヲ含ム)ハ退營者ニシテ原職ナキモノ又ハ原職ニ復歸スルコト困難ナリト認ムルモノノ職業紹介ニ付テハ被備者ヲ求メントスル者ニ對シ其ノ被備者タルニ適スト認ムル退營者ヲ優先シテ雇備スルコトヲ懲懲スルコトヲ得



附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和六年勅令第二百六十號ヲ以テ昭和六年十一月一日ヨリ施行）

附 則 （昭和十三年四月一日）  
（法律第六十二號）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

前項ノ規定ハ退管者ガ退管シタル日ヨリ三月ヲ經過シタル場合ニハ之ヲ適用セズ  
第六條 當該官吏又ハ公吏ハ第二條乃至第五條ノ規定ノ施行ニ關シ必要アリト認ムルトキハ當事者ニ對シ勸解ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ當該官吏又ハ公吏ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第七條 本法ノ適用ニ付テハ國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズルモノノ被備者ニシテ官吏又ハ公吏ニ準ジ取扱フコトヲ要スル者ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

入營者職業保障法施行令

昭和六年十月三十日勅令第二百六十一號  
昭和十一年八月二十九日勅令第二百八十七號改正  
昭和十三年三月二十五日勅令第三百三十五號改正

第一條 入營者職業保障法第六條第二項ニ規定スル官吏又ハ公吏左ノ如シ

- 一 國ノ被備者ニ關スル勸解ニ付テハ當該被備者ヲ雇備シタル者ノ直接上級ノ監督官廳又ハ直接上級ノ部局ノ長但シ朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官ノ雇備シタル者ニ關スル勸解ニ付テハ朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官ノ定ムル官吏
- 二 道府縣又ハ市町村ノ被備者ニ關スル勸解ニ付テハ當該被備者ヲ雇備シタル者ノ直接上級ノ監督官廳又ハ直接上級ノ部局ノ長
- 三 前二號ノ適用アル場合ヲ除キ船員法ノ適用アル船員ニ關スル勸解ニ付テハ選信局長（朝鮮船員令ノ適用アル船員ニ關スル勸解ニ付テハ朝鮮總督府選信局長）又ハ船員法第四十五條ノ規定ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行フ市町村長鑛業法ノ適用アル鑛夫又ハ砂鑛業ニ從事スル鑛夫ニ關スル勸解ニ付テハ鑛山監督局長又

ハ第四號ニ掲グル官吏若ハ公吏

四 前三號ニ掲グル者以外ノ被備者ニ關スル勸解ニ付テハ地方長官、市町村長又ハ國民職業指導所長

第二條 本令中道府縣、市町村又ハ地方長官、市町村長ニ關スル規定ハ道府縣、市町村又ハ地方長官、市町村長ニ準ズルモノニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ入營者職業保障法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （昭和十一年八月）  
（勅令第二百八十七號）

本令ハ昭和十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス



# 入營者職業保障法施行規則

八四

(昭和六年十月三十一日內務、陸軍、海軍、遞信省令)  
(昭和十一年八月二十九日內務、陸軍、海軍、遞信省令改正)

第一條 被備者(入營者職業保障法ノ適用アル被備者ヲ謂フ以下之ニ同シ)ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ遲滞ナク其ノ旨ヲ書面ヲ以テ被備者ニ通知スベシ

一 入營スベキ期日及部隊定マリタルトキ  
二 入營ノ日ヨリ陸軍ニ在リテハ二年海軍ニ在リテハ三年ヲ超ユル期間服役ヲ志願シ採用セラレタルトキ

三 傷痍疾病其ノ他ノ事由ニ因リ退營後再ビ雇備セラルルコト又ハ復職スルコトヲ希望セザルトキ

第二條 被備者ハ退營豫定期日前三月ヨリ退營後二十日以内(入營又ハ應召ノ際行フ身體検査ノ結果歸郷ヲ命ゼラレタル者竝ニ臨時退職ヲ命ゼラレタル者ニ在リテハ退營後二十日以内)ニ左ノ事項ヲ書面ヲ以テ被備者ニ通知スベシ

一 退營豫定期日又ハ退營シタル日

二 退營後再ビ勞務ニ就キ得ベキ豫定期日

三 退營後ノ受信場所

被備者前項ノ通知ヲ爲シタル後退營豫定期日ニ變更アリタルトキ又ハ前項第二號及第三號ノ事項ヲ變更スル必要ヲ生ジタルトキハ遲滞ナク之ヲ被備者ニ通知スベシ

第三條 被備者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ雇備者ヨリ勞

務ニ就クベキ旨ヲ指定セラレタル日ヨリ二十日以内ニ勞務ニ就クコト能ハザルトキハ速ニ其ノ事由ノ要旨ヲ書面ヲ以テ被備者ニ通知スベシ

一 疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケタルトキ

二 直系尊屬、妻又ハ直系卑屬ガ死亡シタルトキ又ハ重態ナルトキ

三 本人ト同一戸籍又ハ同一世帯内ニ在ル者死亡シ他ニ後始末ヲ爲ス者ナキトキ

四 本人ト同一戸籍又ハ同一世帯内ニ在ル者重態ニシテ他ニ看護ヲ爲ス者ナキトキ

五 本人ノ住家ノ火災、流失又ハ倒壊其ノ他重大ナル災害ヲ蒙リ他ニ後始末ヲ爲ス者ナキトキ

六 其ノ他前各號ニ掲グル事由ニ準ズル已ムヲ得ザル事由アルトキ

第四條 雇備者ハ第二條第一項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク左ノ事項ヲ書面ヲ以テ被備者ニ通知スベシ

一 再ビ勞務ニ就カシメ得ベキ期日

二 入營直前ノ勞務又ハ給與ト異ナル勞務又ハ給與ヲ與フル場合ニ於テハ當該事項

三 其ノ他必要ト認ムル事項

第五條 雇備者ハ入營者職業保障法第二條第一項第二號乃至第六號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ被備者ヲ解雇シタルトキ又ハ被備者ヲ再雇備シ若ハ復職セシメ得ザルトキハ遲滞ナク其ノ事由ノ要旨ヲ書面ヲ以テ被備者ニ通知スベシ

第六條 雇備者ハ地方長官(船員法ノ適用アル船員ニ付テハ所轄遞信局長)ニ對シ遲滞ナク左ノ事項ヲ書面ヲ以テ届出ヅベシ

一 被備者ニシテ入營ヲ命ゼラレタル者アルトキハ其ノ氏名、住所、勞務及給料

二 第四條又ハ第五條ノ規定ニ依リ通知シタル事項

前項第一號ノ届出ニハ事業ノ種類及被備者ノ總數ヲ附記スベシ

第七條 雇備者又ハ被備者ニシテ入營者職業保障法第六條ノ規定ニ依リ勸解ヲ求メントスル者ハ入營者職業保障法施行令ノ定ムル所ノ當該官吏又ハ公吏ニ書面又ハ口頭ヲ以テ申出ヅベシ

## 附 則

本令ハ入營者職業保障法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 附 則 (昭和十一年八月)

(內務、陸軍、海軍、遞信省令)

本令ハ昭和十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス



國民徵用令關係



# 國民徵用令

(昭和十四年七月八日勅令第四百五十一號  
昭和十五年十月十六日勅令第六百七十四號改正  
昭和十六年一月三十一日勅令第四百十三號改正)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ) 第四條ノ規定ニ基ク帝國臣民ノ徵用及國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク被徵用者使用又ハ賃金其ノ他ノ勞働條件ニ關スル命令ハ別ニ定ムルモノヲ除ク外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 徵用ハ特別ノ事由アル場合ノ外國職業指導所ノ職業紹介其ノ他募集ノ方法ニ依リ所要ノ人員ヲ得ラレザル場合ニ限り之ヲ行フモノトス

第三條 徵用ハ國民職業能力申告令ニ依ル要申告者(以下要申告者ト稱ス)ニ限り之ヲ行フ但シ徵用中要申告者タラザルニ至リタル者ヲ引續キ徵用スル必要アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

軍事上特ニ必要アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ要申告者以外ノ者ヲ徵用スルコトヲ得

第四條 本令ニ依リ徵用スル者ハ國ノ行フ總動員業務又ハ工場事業場管理令ニ依リ政府ノ管理スル工場事業場其ノ他ノ施設(以下管理工場ト稱ス)ニ於テ行フ管理ノ目的タル總動員業務ニ從事セシムルモノトス

第五條 徵用及徵用ノ解除ハ厚生大臣ノ命令ニ依リ之ヲ實施ス

第六條 總動員業務ヲ行フ官衙(陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ所管大臣又ハ管理工場ノ事業主徵用ニ依リ當該官衙ニ

人員ノ配置ヲ必要ト認ムルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求スベシ  
前項ノ規定ニ依リ管理工場ノ事業主ノ爲ス申請ハ當該管理工場ヲ管理スル主務大臣ヲ經由スベシ

第七條 厚生大臣前條ノ規定ニ依リ請求又ハ申請アリタル場合ニ於テ徵用ノ必要アリト認ムルトキハ徵用命令ヲ發シ徵用セラルベキ者ノ居住地(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ其ノ就業地)ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ

徵用セラルベキ者其ノ居住ノ場所(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル場合ニ於テハ就業ノ場所)ニ異動ヲ生ジ國民職業能力申告令第四條第一項後段又ハ第二項ノ規定ニ依リ申告ヲ爲サザル場合ニ於テ前後ノ居住地(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ就業地)ヲ管轄スル地方長官ヲ異ニスルトキハ厚生大臣ハ前項ノ規定ニ拘ラズ前ノ居住地(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ就業地)ヲ管轄スル地方長官ニ徵用命令ヲ通達スベシ

地方長官徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ

第八條 徵用令書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ但シ軍機保護上特ニ必要アルトキハ第三號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得



一 徵用セラルベキ者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍、居住ノ場所  
(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ従事スル者ニ付テハ就業ノ場所)

二 従事スベキ總動員業務ヲ行フ官衙又ハ管理工場ノ名稱及所在地

三 従事スベキ總動員業務、職業及場所

四 徵用ノ期間

五 出頭スベキ日時及場所

六 其ノ他必要ト認ムル事項

第九條 地方長官ハ徵用セラルベキ者ノ居住及就業ノ場所、職業、技能程度、身體ノ状態、家庭ノ状況、希望等ヲ斟酌シ徵用ノ適否竝ニ従事スベキ總動員業務、職業及場所ヲ決定シ徵用令書ヲ發スベシ

第十條 地方長官ハ徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アルトキハ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得

第十一條 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭スルコト能ハザル場合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

前項ノ規定ニ依リ届出アリタル場合ニ於テ地方長官必要アリト認ムルトキハ出頭ノ日時若ハ場所ヲ變更シ又ハ其ノ者徵用ニ適セスト認ムルトキハ徵用ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ出頭變更令書又ハ徵用取消令書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ

第十二條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣又ハ管理工場ノ事業主被徵用者ヲ使用スル官衙若ハ管理工場、被徵用者ノ従事スル總動員業務、職業若ハ場所又ハ徵用ノ期間ニ付變更ヲ必要トスルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求スベシ

第十三條 厚生大臣前條ノ規定ニ依リ請求又ハ申請アリタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ被徵用者ヲ使用スル官衙若ハ管理工場、被徵用者ノ従事スル總動員業務、職業若ハ場所又ハ徵用ノ期間ヲ變更スルコトヲ得

第十四條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣又ハ管理工場ノ事業主被徵用者ガ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ總動員業務ニ従事スルニ適セスト認ムルトキ又ハ其ノ者ヲシテ總動員業務ニ従事セシムル必要ナキニ至リタルトキハ厚生大臣ニ徵用ノ解除ヲ請求又ハ申請スベシ

被徵用者疾病其ノ他ノ事由ニ因リ總動員業務ニ従事シ難キ場合ニ於テハ官衙ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該官衙ノ所管大臣ニ、管理工場ニ使用セラルル者ニ在リテハ厚生大臣ニ其ノ旨ヲ申出ヅルコトヲ得

第十五條 厚生大臣前條第一項ノ規定ニ依リ請求アリタル場合ニ於テハ徵用ヲ解除スルコトヲ得  
厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前條第一項ノ規定ニ依リ請求ナキ場合ト雖モ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣ト協議シ徵用ヲ解除スルコトヲ得

第十六條 厚生大臣徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ徵用變更命令又ハ徵用解除命令ヲ發シ命令ノ定ムル所ニ依リ被徵用者

被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合又ハ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長又ハ事業主之ヲ支給スルモノトス

第一項及前項ノ場合ニ於テ前金拂ヲ爲スニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支辨スベシ  
徵用セラルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨並ニ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ニ關シ必要ナル事項ハ官衙ニ使用セラルル者ニ關シテハ當該官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定メ管理工場ニ使用セラルル者ニ關シテハ厚生大臣之ヲ定ム

第十九條ノ二 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第六條ノ規定ニ基キ被徵用者ヲ使用スル管理工場ノ事業主ニ對シ被徵用者ノ使用又ハ賃金其ノ他ノ労働條件ニ關シ命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 厚生大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ徵用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得  
厚生大臣又ハ地方長官徵用ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ状況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

ノ就業地ヲ管轄スル地方長官、徵用令書ヲ發シタル地方長官又ハ第八條第五號ノ出頭ノ場所ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ  
地方長官徵用變更命令又ハ徵用解除命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ  
被徵用者本令施行地外ノ場所ニ於テ就業スル場合ニ於テ徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ

第十七條 被徵用者總動員業務ニ従事スル場合ニ於テハ官衙ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該官衙ノ長ノ指揮ヲ受ケ管理工場ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該管理工場ノ事業主指示ニ從フベシ  
第十八條 被徵用者ニ對スル給與ハ其ノ者ノ技能程度、従事スル業務及場所等ニ應ジ且從前ノ給與其ノ他之ニ準ズベキ收入ヲ斟酌シテ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長又ハ事業主之ヲ支給スルモノトス  
被徵用者ニ對スル給與ニ關シ必要ナル事項ハ官衙ニ使用セラルル者ニ關シテハ當該官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定メ管理工場ニ使用セラルル者ニ關シテハ當該管理工場ノ事業主厚生大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ定ムベシ



第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ徵用セズ、

一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ（未ダ入替セザル者ヲ除ク）及召集中ノモノ（召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム）

二 陸海軍學生生徒（海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム）

三 陸海軍軍屬（被徵用者ニシテ之ニ該當スルニ至リタルモノヲ除ク）

四 醫療關係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者

五 獸醫師職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者

六 船員法ノ船員、朝鮮船員令ノ船員及關東州船員令ノ船員

七 法令ニ依リ拘禁中ノ者

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ特別ノ必要アル場合ヲ除クノ外之ヲ徵用セズ

一 餘人ヲ以テ代フベカラザル職ニ在ル官吏、待遇官吏又ハ公吏

二 帝國議會、道府縣會、市町村會其ノ他之ニ準ズベキモノノ議員

三 總動員業務ニ從事スル者ニシテ餘人ヲ以テ代フベカラザルモノ

第二十三條 厚生大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ヲ

シテ徵用ニ關スル事務ノ一部ヲ分掌セシメ又ハ市町村長（東京市、

京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長）若

ハ之ニ準ズベキモノヲシテ徵用ニ關スル事務ヲ補助セシムルコトヲ得

市町村長（東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市

徵四

ニ在リテハ區長）又ハ之ニ準ズベキモノノ前項ノ規定ニ依リ徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支辨スベシ

前項ノ費用及其ノ一時繰替支辨ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

第二十四條 厚生大臣ハ本令ノ施行ニ關スル重要事項ニ付内閣總理大臣ニ協議スベシ

第二十五條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群

島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官

トシ總動員業務ヲ行フ官衙ノ所管大臣、被徵用者ヲ使用スル官衙

ノ所管大臣又ハ當該管理工場ヲ管理スル主務大臣トアルハ官衙ノ

所管大臣又ハ主務大臣ガ陸軍大臣又ハ海軍大臣タル場合ヲ除クノ

外朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總

督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス

本令中地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ

州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテ

ハ南洋廳長官トシ國民職業指導所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹

郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ

廳長）、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋

廳支廳長トス

第二十六條 本令ニ規定スルモノノ外徵用ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

（昭和十五年十月十六日勅令第六七四號）

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

（昭和十六年一月三十一日勅令第一一三三號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

徵五



# 國民徵用令施行規則

〔昭和十四年七月十一日厚生省令第十七號  
昭和十五年十月十九日厚生省令第四十四號  
昭和十六年二月一日厚生省令第二號改正〕

徵六

- 第一條 厚生大臣ノ發スル徵用命令、徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ文書ニ依リ之ヲ通達ス但シ緊急ニシテ之ニ依リ難キ場合ハ電信（至急官報）ニ依ル
- 第二條 地方長官徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アリト認ムルトキハ國民職業指導所長ヲシテ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求めシムルコトヲ得
- 第三條 地方長官又ハ國民職業指導所長徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムル場合ハ別表様式第一號ニ依ル出頭要求書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ
- 第四條 徵用セラルベキ者出頭要求書ノ交付ヲ受ケタルトキハ出頭要求書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ
- 第五條 徵用命令書、出頭變更命令書、徵用取消命令書、徵用變更命令書及徵用解除命令書ハ別表様式第二號ニ依ル
- 第六條 徵用命令書、出頭變更命令書及徵用取消命令書ハ國民職業指導所長又ハ市町村長（東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ區長以下之ニ同ジ）若ハ之ニ準ズベキモノヲシテ徵用セラルベキ者又ハ被徵用者ニ之ヲ交付セシムベシ
- 第七條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用命令書、出頭變更命令書又ハ徵用取消命令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ該命令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ
- 第八條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用命令書又ハ出頭變更命令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ徵用命令書又ハ出頭變更命令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏又ハ當該管理工場ノ事業主ニ届出ツベシ
- 第九條 國民徵用令（以下令ト稱ス）第十一條第一項ノ規定ニ依ル届出ハ左ノ書類ヲ添附シ徵用命令書ヲ發シタル地方長官ニ遲滞ナク之ヲ爲スベシ
  - 一 傷疾疾病ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書（已ムヲ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書）
  - 二 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市町村長若ハ之ニ準ズベキモノ又ハ警察官吏、船長若ハ驛長ノ證明書
- 第十條 令第十六條第一項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ發スル徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ被徵用者ガ指定ノ場所ニ出頭スル前ニ在リテハ徵用命令書ヲ發シタル地方長官、被徵用者ガ指定ノ場所ニ出頭シタル場合ニ在リテハ出頭地ヲ管轄スル地方長官、被徵用者ガ總動員業務ニ従事スル場合ニ在リテハ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達ス
- 第十一條 令第十六條第二項ノ規定ニ依リ地方長官ノ發スル徵用變更

- 更令書又ハ徵用解除令書ハ被徵用者總動員業務ニ従業スル場合ニ於テハ其ノ者ヲ使用スル官衙ノ長又ハ管理工場ノ事業主ヲ經由シテ之ヲ交付スベシ
- 第十二條 前條ノ規定ハ令第十六條第三項ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ於テ徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ交付スル場合ニ之ヲ準用ス
- 第十三條 被徵用者徵用變更令書又ハ徵用解除令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ該命令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ
- 第十四條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ徵用ニ關シ徵用セラルベキ者又ハ其ノ者ヲ使用シ若ハ使用シタル者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得

- 前項ノ報告ハ緊急ノ必要アル場合又ハ輕微ナル事項ニ付テハ國民職業指導所長之ヲ徵スルコトヲ得
  - 第十五條 當該官吏令第二十條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表様式第三號ノ證票ヲ携帯スベシ
- 附 則
- 本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス
- 附 則
- （昭和十五年十月十九日  
厚生省令第四十四號）
- 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス
- 附 則
- （昭和十六年二月一日  
厚生省令第二號）
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

徵七



様式第一號 (用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格B六トス)  
(表面)

出頭要求書		出頭要求書
本籍		何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何、何番地
居住又ハ就業ノ場所		何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何、何番地
氏名		何年何月何日生
右ノ者國民徵用令第十條ニ依リ左ノ日時及場所ニ出頭ヲ求ム		
出頭スベキ日時	何年何月何日	午後何時
出頭スベキ場所	何々	
備考		
昭和	年	月
		日
(何府縣知事)		氏
(北海道廳長官)		氏
(何國民職業指導所長)		氏
名		名
名		名
名		名
印		印
印		印
印		印

(裏面)

出頭要求書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得

- 出頭要求書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該要求書竝ニ印章ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ヅベシ
- 出頭要求書ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ旅費ノ前金拂ヲ受クルニ非ザレバ出頭スルコト能ハザルモノハ居住地ノ市町村長又ハ之ニ準ズベキモノニ該要求書ヲ提示シテ之ガ一時繰替支辨ヲ請求スルコトヲ得但シ出頭スベキ場所ガ居住地ノ市町村ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

注意

市町村又ハ之ニ準ズベキモノ(以下市町村ト稱ス)ニ於テ旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ左ニ支辨ヲ爲シタル市町村名支辨ヲ爲シタル年月日及「旅費金何圓何拾錢支辨済」ト記載證印シ本人ニ返付スベシ

(参照)

國民徵用令第十條 地方長官ハ徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アルトキハ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得國民徵用令施行規則第二條 地方長官徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アリト認ムルトキハ國民職業指導所長ヲシテ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メシムルコトヲ得

記載心得

- 就業ノ場所ハ國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ従事スル者ニ限り之ヲ記載スルモノトシ此ノ場合ハ居住ノ場所ハ記載ヲ要セザルモノトス
- 就業ノ場所及出頭スベキ場所ハ其ノ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載スルモノトス
- 備考ハ地方長官又ハ國民職業指導所長ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス
- 文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス



様式第二號ノ一(用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格B五トス)

號	第	號番付發書令用徵
號	第	號番付發書令用徵
右ノ者左ノ通徵用セラル		
徵用令書	本籍	何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何、何番地
	居住又ハ	何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何、何番地
	就業ノ場所	何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何、何番地
徵用令書	氏名	何府縣知事 氏 名 姓
	氏名	(北海道廳長官 氏 名 姓)
昭和	年	月
		日
		午後
		時
		分
一 徵用令書	何年何月何日發付第	何 號
右 受領又		
受領證		
備考	出頭スベキ日時	何年何月何日 午後
	出頭スベキ場所	何
徵用ノ期間	至自	何年何月何日
従事スベキ場所	何	
従事スベキ職業	何	
總動員業務	何	
従事スベキ總動員業務ヲ行フ官署	何	
又ハ管理工場	何	
ノ名稱及所在地	何	

様式第二號ノ一(用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格B五トス)

(裏面)

徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該各書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

一 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該各書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官更又ハ當該管理工場ノ事業主ニ届出ヅベシ

二 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該各書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(已ムラ得サル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハサルトキハ警察官更ノ證明書)ヲ添ヘ該各書ヲ送シタル地方

三 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ傷痍疾病ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(已ムラ得サル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハサルトキハ警察官更ノ證明書)ヲ添ヘ該各書ヲ送シタル地方

四 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ天災其ノ他避クベカラサル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ區長)若ハ之ニ準ズベキモノ又ハ警察官更、船長若ハ船長ノ證明書ヲ添ヘ該各書ヲ送シタル地方

五 長官ニ遲滞ナク届出ヅベシ

徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ旅費ノ前金拂ヲ受クルニ非ザレバ出頭スルコト能ハサルモノハ居住地ノ市町村長又ハ之ニ準ズベキモノニ該各書ヲ提示シテ之ガ一時繰替支辨ヲ請求スルコトヲ得但シ出頭スベキ場所ガ居住地ノ市町村ヲハルトキハ此ノ限ニ在ラズ

記載心得

- 一 就業ノ場所ハ國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ従事スル者ニ限り之ヲ記載スルモノトシ此ノ場合ハ居住ノ場所ハ記載ヲ要セザルモノトス
- 二 就業ノ場所、従事スベキ場所及出頭スベキ場所ハ其ノ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載スルモノトス
- 三 軍機保護上ノ必要ニ依リ厚生大臣ノ指示ヲルトキハ従事スベキ總動員業務、職業又ハ場所ハ之ヲ記載セザルモノトス
- 四 備考ハ地方長官ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス
- 五 文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス
- 六 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者即章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ捺印ヲ爲サシムルモ妨グナキモノトス















様式第三號(用紙ノ大サハ日本標準規格A七トシ中央點線ノ所ヨリニ折トス)

國民徵用ニ關スル臨檢票

第 號 昭和 年 月 日 交付

官 職

氏 名

厚生省又ハ  
廳府縣印

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ  
ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ  
帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得  
國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依リ當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨  
グ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
國民徵用令第二十條第二項 厚生大臣又ハ地方長官徵用ニ關シ必要アリト認ム  
ルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場  
其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムル  
コトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシム  
ル場合ニハ別表様式第三號ノ證票ヲ携帯スベシ  
國民徵用令施行規則第十五條 當該官吏令第二十條第二項ノ規定ニ依リ臨檢ス

(裏面)

### 國民徵用令第十九條第五項ノ規定ニ依ル徵用 セラルベキ者ノ出頭旅費支辨方ニ關スル件

昭和十四年七月十一日厚生省令第十八號  
昭和十五年四月十八日厚生省令第十三號改正  
昭和十六年二月一日厚生省令第二號改正  
昭和十六年三月十七日厚生省令第八號改正

#### 附 則

本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

#### 附 則 (昭和十六年二月一日 厚生省令第二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)(昭和十五年四月十八日厚生省令第十三號改正)

國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ出頭ヲ  
求メラレタル者ノ出頭旅費拂戻請求書

一金 何 圓 也

但徵用セラルベキ者ノ出頭旅費何人分ニシテ其ノ氏名別記ノ通  
一人ニ對スル内譯

種 別	區 間		員 數	金 額	備 考
	自	至			
鐵道貨			秆	圓	
軌道貨			秆		

- 第一條 徵用セラルベキ者國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ出頭スル  
場合ノ旅費ハ指定ノ場所ニ出頭後出頭ヲ求メタル地方長官(國民  
徵用令施行規則第二條ノ規定ニ依リ國民職業指導所長出頭ヲ求メ  
タル場合ニ於テハ當該國民職業指導所所在地ヲ管轄スル地方長官  
トス以下之ニ同シ)ニ於テ之ヲ支給ス
- 第二條 前金拂ヲ爲スニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ  
其ノ者ノ居住地ノ市町村又ハ之ニ準ズベキモノ(以下市町村ト稱  
ス)ニ於テ一時繰替支辨スベシ
- 第三條 市町村ニ於テ旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ受領證  
ヲ徵シ出頭要求書裏面ニ支辨ヲ爲シタル市町村名、支辨ヲ爲シタ  
ル年月日及「旅費金何圓何拾錢支辨濟」ト記載證印シ徵用セラル  
ベキ者ニ返付スベシ
- 第四條 市町村ニ於テ旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ前條ノ  
受領證ヲ添附シ別表様式ニ依リ出頭ヲ求メタル地方長官ニ其ノ拂  
戻ヲ請求スベシ



自動車賃	料						
船賃	料						
陸路雜費	料						
車馬賃	料						
宿泊料	料						
滞在日當	料						
食卓料	料						
合計	料						

- 記載例
- 一 請求書ハ正副二通トス
  - 二 旅行ノ異ル毎ニ別紙トスルコト
  - 三 鐵道、陸路等數區間ヲ通算スル場合ニ於テハ之ガ内譯ヲ備考欄ニ記載スルコト
  - 四 急行料金、通行税、船賃等ハ鐵道賃、船賃等ノ該當欄ニ於テ其ノ區別ヲ示シ賃金ト併記シ又ハ賃金ト合算シ之ガ内譯ヲ備考欄ニ記載スルコト
  - 五 摘要欄ニハ官ノ都合其ノ他已ムヲ得ザル事由等必要ナル事項ヲ記載スルコト
  - 六 氏名書ハ便宜ノ形式トシ本人ノ居住地ヲモ記載スルコト

出頭ノ場所 何地何々  
 出頭ノ日時 何年何月何日午前(午後)何時  
 摘要  
 右拂戻相成度及請求候也

何府縣知事 宛  
 (北海道廳長官)  
 何郡(市)何町(村)長 何 某 〇

### 國民徵用令第十九條第五項ノ規定ニ依ル 徵用セラルベキ者ノ出頭旅費規則

昭和十四年七月十一日厚生省令第十九號  
 昭和十五年四月十八日厚生省令第十四號改正  
 昭和十六年二月一日厚生省令第二號改正  
 昭和十六年三月十七日厚生省令第八號改正

- 第一條 國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ地方長官徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メタル場合(國民徵用令施行規則第二條ノ規定ニ依リ國民職業指導所長出頭ヲ求メタル場合ヲ含ム)ノ旅費ハ本規則ニ依リ之ヲ支給ス
- 第二條 旅費ハ居住地出頭ノ場所所在地間ニ付順路ニ依リ之ヲ計算ス但シ官ノ都合其ノ他已ムヲ得ザル事由ノ爲順路ニ依リ難キ場合ニ於テハ其ノ現ニ經過シタル通路ニ依ル
- 第三條 鐵道旅行ニハ鐵道賃、軌道旅行ニハ軌道賃、省營自動車旅行ニハ自動車賃、水路旅行ニハ船賃ノ各其ノ最低賃金(通行税、船賃及棧橋賃ヲ含ム)ニ相當スル額ヲ支給シ陸路旅行ニハ一里毎ニ陸路雜費十錢ヲ支給ス但シ陸路旅行ニ付テハ通算上一里未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ切捨トス
- 第四條 宿泊料ハ一夜ニ付一圓五十錢、滞在日當ハ一夜ニ付五十錢トシ夜數ニ應ジテ之ヲ支給ス  
 官用ノ屋舎等ニ宿泊スル場合又ハ水路旅行ニハ宿泊料ヲ支給セズ但シ別ニ食費ヲ要スルトキハ食卓料一夜ニ付一圓ヲ支給ス
- 第五條 旅費ノ支給ニ關シテハ旅行日數ハ官ノ都合其ノ他已ムヲ得ザル事由ノ爲要シタル日數ヲ除クノ外鐵道旅行ハ四百軒、軌道旅行ハ三百軒、省營自動車旅行及水路旅行ハ二百軒、陸路旅行ハ十里ニ付一日ノ割合ヲ以テ通算シタル日數ヲ超過スルコトヲ得ズ但シ一日未滿ノ端數ハ之ヲ一日トス
- 第六條 片路三里未滿ノ陸路旅行ニ付テハ陸路雜費ヲ支給セズ但シ片路三十軒以上ノ他ノ旅行ニ互ル陸路旅行ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第七條 官用ノ船、車、馬等ニ依リテ旅行スルトキハ第三條及第八條ノ旅費ヲ支給セズ
- 第八條 不具發疾傷疾疾病等ノ爲歩行シ能ハザルトキハ其ノ陸路旅行料金ヲ徵セザル線路ニ依リ旅行スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ



行ニ付テハ一里毎ニ車馬賃五十錢ヲ支給ス但シ通算上一里未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ切捨トス

前項ノ場合ニ於テハ陸路雜費ヲ支給セズ

第九條 旅行中死亡シタルトキハ其ノ居住地ニ到ル旅費ニ相當スル金額ヲ遺族ニ支給ス此ノ場合ニ於テハ陸路旅行ニ付テハ前條ノ例ニ依ル

第十條 旅費ノ支給又ハ前金拂ヲ受ケントスル者ハ出頭要求書ヲ提示シテ之ヲ請求スベシ

第十一條 旅費ヲ請求スルニ當リテハ請求ノ事由ヲ詳具スル外必要ナル證明書ヲ添附シ、順路ニ依ラザリシ場合、旅行日數ヲ増加シタル場合等ニ於テハ其ノ事由ヲ詳具スル外市町村長（東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長）若ハ之ニ準ズベキモノ、警察官吏、驛長又ハ船長等ノ證明書ヲ添附スベシ但シ不具癡疾傷痍疾病等ノ爲ナルトキハ醫師ノ診斷書（已ム

ヲ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書ヲ以テ之ニ代フ以下之ニ同ジ）ヲ添附スベシ  
第八條ノ車馬賃ノ支給ヲ受ケントスルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添附スベシ

附 則

本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

（昭和十五年四月省令第十四號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

（昭和十六年二月省令第二號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲  
要スル費用支辨方ニ關スル件

（昭和十四年七月十一日  
厚生省令第二十號）

第一條 國民徵用令第二十三條第一項ノ規定ニ依リ市町村長（東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長）又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ徵用令書、出頭變更令書又ハ徵用取消令書交付ニ關シ直接必要ナル通信費及使丁ノ賃金トス

行スル爲要スル費用ヲ一時繰替支辨シタルトキハ證據書類ヲ具シ徵用令書、出頭變更令書又ハ徵用取消令書ヲ發シタル地方長官ニ其ノ拂戻ヲ請求スベシ

附 則

本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス



機械技術者檢定規則關係



# 機械技術者検定規則

(昭和十四年三月二十五日  
厚生省令第八號)

第一條 本令ハ機械工作又ハ金屬加工ヲ行フ工場事業場ニ於ケル  
生産作業ニ従事スル者ノ爲ニ其ノ生産作業ニ従事スベキ技術者  
(以下機械技術者ト稱ス)タルニ須要ナル能力ノ検定ヲ行フヲ以  
テ目的トス

第二條 検定ハ毎年一回以上之ヲ行フ

検定ノ期日、場所及出願期間ハ豫メ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第三條 年齢二十年以上ノ男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモ  
ノニ非ザレバ検定ヲ受クルコトヲ得ズ

一 機械工作又ハ金屬加工ヲ行フ工場事業場ニ於ケル生産作業ニ  
五年以上従事シ且現ニ従事スル者

二 前號ノ生産作業ニ三年以上従事シ且受檢ニ付特ニ工場事業場  
ノ長ノ推薦シタル者

前項ノ年齢及従事シタル年數ノ計算ニ付テハ受檢セントスル年ノ  
四月一日現在ヲ以テ計算スルモノトシ仍従事シタル年數ノ計算ニ  
付テハ月數ニ依リ計算シ従事シタル日數一月ニ充タザル場合ハ一  
月トシテ計算スルモノトス

第四條 検定ハ筆記試験、作業試験及口頭試問ニ依リ之ヲ行フ  
筆記試験ハ前期試験及後期試験ニ分チテ之ヲ行フ

第五條 前期筆記試験ニ合格シタル者ニ非ザレバ後期筆記試験ヲ  
受クルコトヲ得ズ

前期及後期ノ筆記試験ニ合格シタル者ニ非ザレバ作業試験及口頭  
試問ヲ受クルコトヲ得ズ

第六條 前期筆記試験ニ合格シタル者ニハ其ノ合格シタル年ノ翌  
翌年末迄ニ行ハルル檢定ニ限り其ノ合格シタル試験ヲ免除ス

前期及後期ノ筆記試験ニ合格シタル者ニハ後期筆記試験ニ合格シ  
タル年ノ翌翌年末迄ニ行ハルル檢定ニ限り筆記試験ヲ免除ス

第七條 筆記試験ハ左ノ事項ニ付之ヲ行フ

前期試験

一、工業數學

二、工業理科

三、機械學

四、製圖

後期試験

一、材料

二、一般工作法

三、電氣

四、工場管理常識

第八條 作業試験ハ左ノ事項ニ付之ヲ行フ

一、製圖

二、左ノ専門作業中ヨリ受檢者ノ選擇シタル一専門作業



機械作業

仕上及組立作業

木型及鑄造作業

火造及熱處理作業

製罐及熔接作業

三、工場事業場ニ於ケル一般作業常識

第九條 口頭試問ハ受檢者ガ國民常識其ノ他機械技術者タルニ須要ナル能力ヲ有スルヤ否ヤヲ考查スルニ必要ナル事項ニ付之ヲ行フ

第十條 檢定ヲ受ケントスル者ハ願書(様式第一號)ニ左ノ書類ヲ添ヘ就業地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シ厚生大臣ニ出願スベシ

一、履歷書(様式第二號)

二、戸籍抄本

三、寫 眞(手札形トシ半身脱帽ニテ出願前一年内ニ撮影シ臺紙ニ貼附セズ、裏面ニ氏名ヲ自署シタルモノ)

四、第三條第一項第一號ニ該當スル者ニ在リテハ現ニ勤務スル工場事業場ノ長ノ證明書(様式第三號)、同條同項第二號ニ該當スル者ニ在リテハ現ニ勤務スル工場事業場ノ長ノ推薦書(様式第四號)

第十一條 檢定ヲ受ケントスル者ハ手数料トシテ五圓ヲ納付スベシ  
第十二條 檢定ニ合格シタル者ニハ合格證書(様式第五號)ヲ付與シ且其ノ氏名ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス  
第十三條 合格證書ヲ有スル者其ノ氏名ヲ變更シ又ハ合格證書ヲ亡

失若ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ合格證書ノ書換又ハ再交付ヲ厚生大臣ニ出願スルコトヲ得

合格證書ノ書換又ハ再交付ヲ出願スル者ハ手数料トシテ一圓ヲ納付スベシ

第十四條 不正ノ方法ニ依リ檢定ヲ受ケントシタル者又ハ本令ノ規定ニ違反シタル者ニ對シテハ其ノ試験ヲ停止シ其ノ合格ヲ無効トス

前項ノ規定ニ該當スル者ニ對シテハ三年以内ニ於テ期間ヲ定メ檢定ヲ受ケシメザルコトアルベシ

第十五條 手数料ハ收入印紙ヲ用ヒ願書ニ貼附スベシ  
既ニ納メタル手数料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式第一號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B四號又ハ美濃版)

收入印紙 本 籍 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村) 大字何何番地

現 住 所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村) 大字何何番地

就業ノ場所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村) 何工場

受檢スベキ専門作業 何々々  
免除ヲ受クル筆記試験 前期試験何年何月合格 後期試験何年何月合格  
私儀機械技術者檢定規則ニ依リ檢定相受度書類ヲ添ヘ此段相願候也

年 月 日

厚生大臣 氏 名 殿

(記載注意)

免除ヲ受クル筆記試験及其ノ合格年月ハ第六條ノ規定ニ依リ筆記試験ノ全部又ハ一部ヲ免除セラルル者ニ限り之ヲ記載スルコト

履 歷 書

本 籍 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村) 大字何何番地

現 住 所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村) 大字何何番地

就業ノ場所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村) 何工場

- 一、何小學校何年何月卒業又ハ何學年修了
  - 一、何青年學校何年何月卒業又ハ何學年修了
  - 一、何學校(何科)何年何月入學何年何月卒業又ハ何學年修了
- 受檢資格關係業務
- 一、何工場何事業場 何年何月ヨリ何年何月迄(何年何月間)何々トシテ勤務
  - 一、何工場何事業場 何年何月ヨリ何々トシテ勤務現在ニ至ル(何年何月間)
- 其ノ他ノ業務
- 一、何々々 業 何年何月ヨリ何年何月迄何地ニ於テ從事
  - 一、何會社何商店 何年何月ヨリ何年何月迄何々トシテ勤務
- 賞 罰
- 一、何年何月何日 何々々 右之通相違無之候也

年 月 日

氏 名 殿

(記載注意)

受檢資格關係業務ハ機械工作又ハ金屬加工ニ關スル生産作業ニ關スルモノニ限り之ヲ記載スルコト



様式第三號

(用紙ノ大サハ日本標準規格B四號又ハ美濃版)

工場事業場勤務證明書

本 籍 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)  
 大字何何番地  
 現 住 所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)  
 大字何何番地  
 就業ノ場所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)  
 何工場

氏 名 年 月 日生

一、勤務開始年月日

一、勤務職種並ニ地位

一、勤務 状 態

右證明候也

年 月 日

所 在 地 工場事業場ノ長名

氏

名 印

(記載注意)

- 一、勤務職種並ニ地位ハ現在ニ於ケル職種並ニ地位ヲ記載シ地位ハ係長役付工等其ノ工場事業場ニ於テ使用スル名稱ヲ以テ之ヲ記載スルコト
- 二、勤務状態ハ勤務ニ關シ表彰、賞與ヲ受ケタルコトノ有無其ノ他参考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

様式第四號

(用紙ノ大サハ日本標準規格B四號又ハ美濃版)

推 薦 書

本 籍 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)  
 大字何何番地  
 現 住 所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)  
 大字何何番地  
 就業ノ場所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)  
 何工場

氏 名 年 月 日生

一、勤務開始年月日

一、勤務職種並ニ地位

一、勤務 状 態

一、推 薦 事 由

右機械技術者檢定受檢ニ付推薦候也

年 月 日

所 在 地 工場事業場ノ長名

氏

名 印

(記載注意)

- 一、勤務職種並ニ地位、勤務状態ハ様式第三號ニ準ジ記載スルコト
- 二、推薦事由ハ五年以上從事シタル者ト同等ノ實力アリト認メタル事由ヲ詳細ニ記載スルコト

機械技術者檢定施行要綱

(昭和十五年三月二十五日) (厚生省告示第五十八號)

- 第一 機械技術者檢定規則ニ依ル機械技術者ノ檢定ハ受檢者ガ機械工作又ハ金屬加工ヲ行フ工場事業場ニ於テ其ノ生産作業ニ從事スル技術者即チ所謂現場技術者タルノ能力ヲ有スルヤ否ヤヲ考試セントスルモノニシテ其ノ試験及試問ノ程度ハ概ネ工業學校(甲種程度)ヲ卒業シ工場事業場ニ於ケル實務ニ相當期間(四、五年)從事シ現ニ技術者タル者ノ通常保有スベキ實務の知識技能ト同程度タルモノトス
- 第二 筆記試験ハ概ネ左ノ範圍ニ於テ主トシテ實際的問題ヲ選擇シテ之ヲ行フモノトス
  - 一 工業數學
  - 二 工業理科
    - 算術、代數、平面幾何初步及三角法初步
    - 工業理料
    - 物性、熱、光、水力學、原動機及無機化學
  - 三 機械學
    - 機械ノ要素、機械力學及材料力學
  - 四 製 圖
    - 用器畫法及讀圖
  - 五 材 料
    - 金屬材料、燃料及減磨劑
  - 六 一般工作法

- 七 電 氣
  - 木型、鑄造、火造、製罐、熔接、機械工作及仕上組立
  - 電氣回路、電動機、變壓器、電氣計器、開閉器及電氣照明
- 八 工場管理常識
  - 工程管理、賃金、工場原價計算及安全管理
- 第三 作業試験ハ製圖及専門作業ニ在リテハ概ネ左ノ範圍ニ於ケル作業ヲ行ハシメ且必要ニ應ジ實地ニ於テ作業ノ實際ニ付檢定委員ノ質問ニ答ヘシメ、工場事業場ニ於ケル作業常識ニ在リテハ實地ニ於テ一般作業ノ常識ニ付檢定委員ノ質問ニ答ヘシメテ之ヲ行フモノトス
- 一 製 圖
  - 簡單ナル見取圖ノ作成
- 二 機械作業
  - 旋盤、フライス盤、形削盤、平削盤、ボール盤及研磨盤作業ノ中一作業又ハ二作業
- 三 仕上及組立作業
  - ケガキ、鏽、タガネ及キサゲ作業
- 四 木型及鑄造作業
  - 木型、原圖引キ、木取り及平面削リ作業又ハ鑄型込作業
- 五 火造及熱處理作業



火造作業

六 製罐及熔接作業

原圖引キ、鋸打子及填隙作業又ハガス熔接作業若ハ電氣熔接作業

第四 口頭試問ハ一般國民トシテ理會スベキ常識問題其ノ他機械技術者トシテ理會スベキ常識問題並ニ産業人トシテノ心掛等ニ付之ヲ行フモノトス

# 労働者年金保険法關係



# 労働者年金保険法

(昭和十六年三月十日  
法律第六十號)

## 第一章 總 則

第一條 労働者年金保険ニ於テハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ老齡、廢疾、死亡又ハ脱退ニ關シ保險給付ヲ爲スモノトス

第二條 労働者年金保險ハ政府之ヲ管掌ス

第三條 本法ニ於テ報酬ト稱スルハ事業ニ使用セラルル者ガ勞務ノ對價トシテ事業主ヨリ受クル賃金又ハ給料及之ニ準ズベキモノヲ謂フ

賃金又ハ給料ニ準ズベキモノノ範圍及評價ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 報酬ノ額ニ基キ保險料又ハ保險給付ノ額ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬ニ依リ之ヲ算定ス標準報酬ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ヲ徵收シ又ハ其還付ヲ受クル權利及廢疾手當金ヲ受クル權利ハ一年ヲ經過シタルトキ養老年金、廢疾年金、遺族年金、脱退手當金又ハ第三十三條、第三十四條、第三十八條、第三十九條、第四十七條、若ハ第五十一條ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クル權利ハ五年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定スル期間ノ計算ニ付テハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外民法ノ期間ノ計算ニ關スル規定ヲ準用ス

第七條 労働者年金保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セズ

第八條 行政官廳又ハ保險給付ヲ受クベキ者ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ戶籍ニ關シ戶籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第九條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ヲ使用スル事業主ヲシテ其ノ使用スル者ノ異動及報酬ニ關シ報告ヲ爲サシメ文書ヲ提示セシメ其ノ他労働者年金保險ノ施行ニ必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得

第十條 行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ被保險者ノ異動及報酬並ニ保險給付ノ決定ニ關シ當該官吏ヲシテ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ勤務場所ニ就キ關係者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ帳簿書類其ノ他ノ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

第十一條 保險料ヲ滯納スル者アルトキハ行政官廳ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ督促手数料及延滞金ヲ徵收ス



第一項ノ規定ニ依ル督促ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限迄ニ保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ヲ納付セザルトキハ行政官廳ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分シ又ハ滯納者若ハ其ノ者ノ財産ノ在ル市町村ニ對シ之ガ處分ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ市町村ニ對シ處分ノ請求ヲ爲シタルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ徴収金額ノ百分ノ四ニ相當スル金額ヲ當該市町村ニ交付スベシ

第十二條 保險料其ノ他本法ニ依ル徴収金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徴収金ニ次ギ他ノ公課ニ先ツモノトス

第十三條 國稅徵收法第四條ノ七及第四條ノ八ノ規定ハ保險料其ノ他本法ニ依ル徴収金ニ關スル書類ノ送達ニ之ヲ準用ス

第十四條 政府ノ事業ニ使用セラルル者及使用セラレタル者ニ關シテハ本法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十五條 本法中町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノトス

### 第二章 被保險者

第十六條 健康保險法第十三條ノ工場、事業場又ハ事業ニ使用セラルル労働者ハ労働者年金保險ノ被保險者トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一、常時十人未滿ノ労働者ヲ使用スル工場、事業場又ハ事業ニ使用セラルル者

二、勅令ヲ以テ指定スル工場、事業場又ハ事業ニ使用セラルル者

三、女子

四、船員保險ノ被保險者

五、帝國臣民ニ非ザル者

六、前各號ニ掲グル者ノ外勅令ヲ以テ指定スル者

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル労働者ハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ）ノ認可ヲ受ケ労働者年金保險ノ被保險者ト爲ルコトヲ得

一、前條第一號、第二號又ハ第三號ノ規定ニ該當スル者

二、健康保險法第十四條第一項第二號ノ事業ニ使用セラルル者

三、前二號ニ掲グルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル事業ニ使用セラルル者

四、前條ノ工場、事業場又ハ事業ニ附屬スル事業及前二號ノ事業ニ附屬スル事業ニ使用セラルル者

前條第四號乃至第六號ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十八條 第十六條ノ工場、事業場又ハ事業ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ際同條ノ規定ニ依ル被保險者トシテ其ノ工場、事業場又ハ事業ニ使用セラルル者ニ付テハ前條ノ認可アリタルモノト看做ス

一、第十六條ノ規定スル労働者ヲ常時十人未滿使用スル工場、事業場又ハ事業ト爲ルニ至リタルトキ

二、第十六條第二號ノ規定ニ依リ指定スル工場、事業場又ハ事業

ト爲ルニ至リタルトキ

三 前條第一項第二號、第三號又ハ第四號ノ事業ト爲ルニ至リタルトキ

第十九條 第十六條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ業務ニ使用セラルルニ至リタル日又ハ同條但書ノ規定ニ該當セザルニ至リタル日、第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ハ同條ノ認可アリタル日ヨリ其ノ資格ヲ取得ス

第二十條 第十六條及第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ハ死亡シタル日、其ノ業務ニ使用セラレザルニ至リタル日又ハ第十六條第四號乃至第六號若ハ第十七條第二項ノ規定ニ該當スルニ至リタル日ノ翌日（其ノ事實アリタル日ニ更ニ前條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ日）ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十一條 第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ資格ヲ喪失スルコトヲ得

前項ノ認可アリタルトキハ被保險者ハ認可アリタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十二條 被保險者タリシ期間十四年以上二十年未滿ナル者ガ被保險者タラザルニ至リタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ繼續シテ被保險者ト爲ルコトヲ得、但シ其ノ者ガ日本ノ國籍ヲ失ヒタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依ル被保險者ニ對シテハ同項ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタル日以後ニ新ニ發シタル疾病又ハ負傷ニ因ル發疾ニ關シテハ保險給付ヲ爲サズ

第二十三條 前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ第十六條及第十七條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間ト前條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間トヲ合算シテ二十年ニ達シタルトキ其ノ他勅令ヲ以テ定ムル事由ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十條ノ規定ハ前條ノ規定ニ依ル被保險者死亡シタル場合及日本ノ國籍ヲ失ヒタル場合ニ之ヲ準用ス

### 第三章 保險給付及福祉施設

#### 第一節 總則

第二十四條 被保險者タリシ期間ノ計算ハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル月ヨリ之ヲ起算シ其ノ資格ヲ喪失シタル月ノ前月ヲ以テ之ヲ止ム、但シ十六日以後ニ於テ被保險者ノ資格ヲ取得シタルトキハ其ノ月ハ半月トシテ之ヲ計算シ十六日以後ニ於テ被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ其ノ月ハ半月トシテ之ヲ被保險者タリシ期間ニ加算ス

前項ノ規定ニ拘ラズ被保險者ノ資格ヲ取得シタル月ニ於テ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ月ハ半月トシテ之ヲ被保險者タリシ期間ニ加算ス被保險者ノ資格ヲ喪失シタル後更ニ其ノ資格ヲ取得シタル者ニ對シテ保險給付ヲ爲ス場合ニ於テハ前後ノ被保險者タリシ期間ハ之ヲ合算ス但シ左ニ掲グル期間ハ之ヲ合算セズ

一、脱退手當金ノ支給ヲ受ケタルトキハ其ノ計算ノ基礎ト爲リタル期間

二、命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外同一ノ事業主ノ工場、事業



場若ハ事業又ハ同一ノ工場事業場若ハ事業ニ被保險者トシテ引續キ使用セラレタル實期間六月未滿ナルトキハ其ノ期間前項但書ノ規定ハ第五十一條ノ規定ニ依リ差額ノ支給ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十五條 鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業場ニ使用セララル被保險者ニシテ常時坑内作業ニ従事スルモノ(以下坑内夫タル被保險者ト稱ス)ノ坑内夫タル被保險者トシテ使用セラレタル實期間ニ付被保險者タリシ期間ヲ計算スル場合ニ於テハ其ノ實期間ニ付前條ノ規定ニ依リ計算シタル期間ニ三分ノ四ヲ乘ジテ之ヲ計算ス但シ左ニ掲グル期間ニ關シテハ前條ノ規定ニ依リ之ヲ計算ス

一 前條ノ規定ニ依リ計算シタル期間三年未滿ナル者ノ坑内夫タル被保險者トシテ使用セラレタル實期間  
二 坑内夫タル被保險者トシテ使用セラレタル實期間ニ付前條ノ規定ニ依リ計算シタル期間ガ十五年ヲ超ユル場合ニ於テ十五年ヲ超ユル部分ノ實期間

第二十六條 遺族年金又ハ第三十三條、第三十四條、第三十八條、第三十九條若ハ第四十七條ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ遺族ノ範圍及順位ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 養老年金、廢疾年金及遺族年金ノ支給ハ之ヲ支給スベキ事由ノ生ジタル月ノ翌月ヨリ之ヲ始メ權利消滅ノ月ヲ以テ終ル

第二十八條 政府ハ事故ガ第三者ノ行爲ニ因リテ生ジタル場合ニ於テ保險給付ヲ爲シタルトキハ其ノ給付ノ價額ノ限度ニ於テ保險給付ヲ受クベキ者ガ第三者ニ對シテ有スル損害賠償請求ノ權利ヲ取

得ス

第二十九條 保險給付トシテ支給ヲ受クル金銭ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セズ 但シ養老年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
第三十條 保險給付ヲ受クル權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ

第二節 養老年金

第三十一條 被保險者タリシ期間二十年以上ナル者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル後五十五歳ヲ超ユタルトキ又ハ五十五歳ヲ超ユル資格ヲ喪失シタルトキハ其ノ者ノ死亡ニ至ル迄養老年金ヲ支給ス

坑内夫タル被保險者トシテ第二十四條ノ規定ニ依リ計算ニ依リ十五年以上使用セラレタル者ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ガ被保險者資格ヲ喪失シタル後五十歳ヲ超ユタルトキ又ハ五十歳ヲ超ユル資格ヲ喪失シタルトキヨリ其ノ者ノ死亡ニ至ル迄養老年金ヲ支給ス繼續シタル十五年間ニ於テ坑内夫タル被保險者トシテ同條ノ規定ニ依リ計算ニ依リ十二年以上使用セラレタル者ニ付亦同ジ  
第三十二條 養老年金ノ額ハ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬年額ノ百分ノ二十五ニ相當スル金額トシ被保險者タリシ期間二十年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬年額ノ百分ノ一二ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

同一ノ事業主ノ工場、事業場若ハ事業又ハ同一ノ工場、事業場若ハ事業ニ於テ引續キ被保險者タリシ期間十年以上ナル者ニ關シテハ其ノ者ニ支給セララル養老年金ノ額ハ前項ノ金額ニ其ノ期間ノ毎十年ニ對シ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬年額ノ百分ノ一二

相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前二項ノ規定ニ拘ラズ養老年金ノ額ハ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬年額ノ百分ノ五十ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十三條 養老年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタル際其ノ者ノ死亡ニ關シ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル養老年金ノ總額ガ養老年金ノ五分分ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ差額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

第三十四條 被保險者タリシ期間二十年以上ナル者(第三十一條第二項後段ノ規定ニ該當スル者ヲ含ム以下同ジ)ガ養老年金ノ支給ヲ受クルコトナクシテ死亡シタル際其ノ者ノ死亡ニ關シ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ニ於テハ其ノ者ガ支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ養老年金ノ五分分ニ相當スル金額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

前項ノ規定ハ第三十九條ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ヲ受クル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第三十五條 養老年金ノ支給ヲ受クル者ガ被保險者ト爲リタルトキハ其ノ月ヨリ養老年金ノ支給ヲ停止ス

前項ノ規定ニ依リ養老年金ノ支給ヲ停止セラレタル被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ前後ノ被保險者タリシ期間ヲ合算シテ養老年金ノ額ヲ改定ス

前項ノ規定ニ依リ養老年金ノ額ヲ改定スル場合ニ於テ其ノ額ガ從前ノ養老年金ノ額ヨリ少キトキハ從前ノ養老年金ノ額ヲ以テ改定養老年金ノ額トス

第三節 廢疾年金及廢疾手當金

第三十六條 被保險者ノ資格喪失前ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ガ勅令ノ定ムル期間内ニ治癒シタル場合又ハ治愈セザルモ其ノ期間ヲ經過シタル場合ニ於テ勅令ノ定ムル程度ノ廢疾ノ状態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ應ジ其ノ者ノ死亡ニ至ル迄廢疾年金ヲ支給シ又ハ一時金トシテ廢疾手當金ヲ支給ス

廢疾年金又ハ廢疾手當金ノ支給ヲ受クルニハ廢疾ト爲リタル日前五年間ニ被保險者タリシ期間三年以上ナル者タルコトヲ要ス  
第三十七條 廢疾年金ノ額ハ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬年額ノ百分ノ二十五ニ相當スル金額トシ被保險者タリシ期間二十年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬年額ノ百分ノ一二ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

同一ノ事業主ノ工場、事業場若ハ事業又ハ同一ノ工場、事業場若ハ事業ニ於テ引續キ被保險者タリシ期間十年以上ナル者ニ關シテハ其ノ者ニ支給セララル廢疾年金ノ額ハ前項ノ金額ニ其ノ期間ノ毎十年ニ對シ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬年額ノ百分ノ一二ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

第三十二條第三項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
廢疾手當金ノ額ハ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬月額ノ七月分ニ相當スル金額トス



ベカリシ脱退手當金及被保險者タリシ全期間ノ平均報酬月額ノ七  
 月分ノ合算額(被保險者タリシ全期間ノ平均報酬月額ノ十三月分  
 ノ超ユルトキハ十三月分ニ止ム)ニ相當スル金額ニ滿タザルトキ  
 ハ其ノ差額ヲ一時金トシテ其遺族ニ支給ス  
 前項ノ規定ハ第三十一條第二項後段ノ規定ニ該當スル者ガ死亡シ  
 タル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ  
 第三十九條 被保險者タリシ期間二十年以上ナル者ニシテ養疾年金  
 ノ支給ヲ受クルモノガ死亡シタル際其ノ者ノ死亡ニ關シ遺族年金  
 ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル養疾年金  
 ノ總額ガ養疾年金ノ五年分ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ  
 差額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス  
 第四十條 養老年金及養疾年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ命令ノ  
 定ムル所ニ依リ其ノ一ヲ支給ス  
 第四十一條 養疾年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ養疾年金ノ支給ヲ  
 受クル程度ノ廢疾ノ状態ニ該當セザルニ至リタルトキハ爾後養疾  
 年金ヲ支給セズ  
 第四十二條 養老年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ養疾手當金ヲ支  
 給セズ  
 第四十三條 第三十五條ノ規定ハ養疾年金ノ支給ニ關シ之ヲ準用ス  
 第四十四條 被保險者タリシ期間二十年以上ナル者ガ死亡シタルト  
 キハ其ノ遺族ニ對シ十年間遺族年金ヲ支給ス  
 第四十五條 遺族年金ノ額ハ左ノ區別ニ依ル金額トス

一、養老年金又ハ養疾年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタル場合ニ  
 於テハ其ノ者ニ支給セララルル養老年金又ハ養疾年金ノ額ノ二分  
 ノ一ニ相當スル金額  
 二、被保險者タリシ期間二十年以上ナル者ガ養老年金ノ支給ヲ受  
 クルコトヲ得ベカリシ養老年金ノ額ノ二分ノ一ニ相當スル金額  
 第四十六條 遺族年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタルトキ其ノ他勤  
 令ヲ以テ定ムル事由ニ該當スルニ至リタルトキハ遺族年金ヲ受ク  
 ル權利ヲ失フ此ノ場合ニ於テ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ後順位者  
 アルトキハ其ノ者ニ遺族年金ヲ支給ス但シ其ノ者ガ遺族年金ノ支  
 給ヲ受クベキ期間ハ既ニ支給セラレタル期間ト合算シテ十年ヲ超  
 ヲコトヲ得ズ  
 第四十七條 遺族年金ノ支給ヲ受クル者ガ遺族年金ヲ受クル權利ヲ  
 失ヒタル場合ニ於テ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ後順位者ナキトキ  
 ハ左ノ區別ニ依ル金額ヲ一時金トシテ被保險者タリシ者ノ遺族ニ  
 支給ス  
 一、養老年金又ハ養疾年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタルニ因リ  
 遺族年金ノ支給ヲ受ケタル場合ニ在リテハ既ニ支給ヲ受ケタル  
 養老年金又ハ養疾年金ト其ノ遺族ガ其ノ者ノ死亡ニ關シ支給ヲ  
 受ケタル遺族年金トノ合算額ガ養老年金又ハ養疾年金ノ五年分  
 ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ差額  
 二、被保險者タリシ期間二十年以上ナル者ガ養老年金ノ支給ヲ受  
 クルコトヲ得ベカリシ死亡シタルニ因リ遺族年金ノ支給ヲ受ケタル

場合ニ在リテハ其ノ者ノ死亡ニ關シ既ニ支給ヲ受ケタル遺族年  
 金ノ總額ガ其ノ者ノ支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ養老年金ノ  
 五年分ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ差額  
 第五節 脱退手當金  
 第四十八條 被保險者タリシ期間三年以上二十年未滿ナル者ガ死亡  
 シタルトキ又ハ其ノ資格ヲ喪失シタル後更ニ被保險者ト爲ルコト  
 ナクシテ一年ヲ經過シタルトキハ脱退手當金ヲ支給ス但シ其ノ者  
 ガ養疾手當金ノ支給ヲ受クルトキハ一年ヲ經過セザル場合ト雖モ  
 之ヲ支給ス  
 前項ノ規定ニ拘ラズ現ニ被保險者タル者ニ對シテハ脱退手當金ハ  
 之ヲ支給セズ  
 第一項ノ規定ハ第三十一條第二項後段ノ規定ニ該當スル者ニ對シ  
 テハ之ヲ適用セズ  
 第四十九條 脱退手當金ノ額ハ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬月  
 額ノ三十分ノ一ノ額ニ被保險者タリシ期間ニ依リ別表ニ定ムル日  
 數ヲ乘ジテ得タル金額トス但シ養疾手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支  
 給スベキ額ハ養疾手當金ノ額ト合算シテ被保險者タリシ全期間ノ  
 平均報酬月額ノ十三月分ニ相當スル金額ヲ超ユルトキト得ズ  
 第五十條 養疾年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ脱退手當金ヲ支給  
 セズ  
 第五十一條 養疾年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ第四十一條ノ規定  
 ニ依リ養疾年金ノ支給ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テ既ニ支給  
 ヲ受ケタル養疾年金ノ總額ガ其ノ者ガ被保險者ノ資格ヲ喪失シタ

ル際支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ脱退手當金ノ額ニ滿タザルト  
 キハ其ノ差額ヲ支給ス  
 第六節 保險給付ノ制限  
 第五十二條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ自己ノ故意ノ犯罪行  
 爲ニ因リ又ハ故意ノ事故ヲ生ゼシメタルトキハ養疾年金、養疾手  
 當金又ハ遺族年金ヲ支給セズ  
 第三十三條、第三十四條、第三十八條、第三十九條若ハ第四十七  
 條ノ規定ニ依リ一時金又ハ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ガ被保險  
 者、被保險者タリシ者又ハ遺族年金ノ支給ヲ受クル者ノ故意ニ死  
 ニ致シタルトキハ其ノ者ニ對シテハ支給セズ此ノ場合ニ於テ後順  
 位者アルトキハ其ノ者ニ支給ス  
 第五十三條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ重大ナル過失ニ因リ  
 又ハ正當ノ理由ナクシテ療養ニ關スル指揮ニ從ハザルニ因リ事故  
 ヲ生ゼシメタルトキハ養疾年金又ハ養疾手當金ノ全部又ハ一部ヲ  
 支給セザルコトヲ得  
 第五十四條 養疾年金ノ支給ヲ受クル者ニ付必要アリト認ムルトキ  
 ハ診斷ヲ行フコトヲ得  
 正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ受ケザル者ニ對シテハ養疾年金  
 ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得  
 第五十五條 養老年金、養疾年金又ハ遺族年金ノ支給ヲ受クル者ニ  
 付必要アリト認ムルトキハ其ノ身分關係ノ異動及廢疾狀態ノ繼  
 續ノ有無ニ關シ其ノ者ヲシテ必要ナル書類ヲ提出セシムルコトヲ  
 得



前項の場合ニ於テ書類ヲ提出セザル者ニ對シテハ養老年金、廢疾年金又ハ遺族年金ノ支給ヲ一時差止ムルコトヲ得

第七節 福祉施設

第五十六條 政府ハ被保險者、被保險者タリシ者又ハ保險給付ヲ受クル者ノ福祉ヲ増進スル爲ニ必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得

第四章 費用ノ負擔

第五十七條 國庫ハ保險給付ニ要スル費用ニ付助令ノ定ムル所ニ依リ坑内夫タル被保險者タリシ期間ニ係ル費用ニ關シテハ其ノ十分ノ二ヲ、其ノ他ノ被保險者タリシ期間ニ係ル費用ニ關シテハ其ノ十分ノ一ヲ負擔ス

國庫ハ前項ニ規定スル費用ノ外毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ勞働者年金保險事業ノ事務ノ執行ニ要スル費用ヲ負擔ス

第五十八條 政府ハ勞働者年金保險事業ニ要スル費用ヲ充ツル爲ニ保險料ヲ徵收ス

保險料ノ算定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 被保險者及被保險者ヲ使用スル事業主ハ各保險料額ノ二分ノ一ヲ負擔ス、但シ第二十二條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ全額ヲ負擔ス

第六十條 事業主ハ其ノ使用スル被保險者ノ負擔スベキ保險料ヲ納付スル義務ヲ負フ、但シ第二十二條ノ規定ニ依ル被保險者ノ負擔スル保險料ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六十一條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リ納付

スベキ保險料ヲ被保險者ニ支拂フベキ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

第五章 審査ノ請求、訴訟及訴訟

第六十二條 保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ハ中央社會保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アルトキハ通常裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

前項ノ審査ノ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

第六十三條 保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ノ賦課若ハ徵收ノ處分又ハ第十一條ノ規定ニ依ル處分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第六十四條 保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ノ賦課又ハ徵收ノ處分ニ關シテ訴願ノ提起アリタルトキハ主務大臣ハ中央社會保險審査會ノ審査ヲ經テ裁決ヲ爲スベシ

第六十五條 本法ニ規定スルモノノ外中央社會保險審査會ニ關シ必

要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十六條 審査ノ請求、訴ノ提起又ハ訴願若ハ行政訴訟ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テ審査ノ請求ニ付テハ訴願法第八條第三項ノ規定ヲ訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第五百十八條第二項及第五百十九條ノ規定ヲ準用ス

第六章 罰則

第六十七條 正當ノ理由ナクシテ第十條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ其ノ検査ヲ拒ミ妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十八條 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ報告ヲ爲サズ、虛偽ノ報告ヲ爲シ若ハ文書ノ提示ヲ爲サズ又ハ其ノ他必要ナル事務ヲ行ハザル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十九條 事業主ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇入其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

附則

第七十條 第六十八條ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第七十一條 本法施行ノ期日ハ保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定並ニ其ノ他ノ規定ニ付各別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十二條 保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ現ニ使用セラルル事業主ノ工場、事業場若ハ事業又ハ現ニ使用セラルル工場、事業場若ハ事業ニ同日迄引續キ第十六條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ五年以上使用セラレタル者ニシテ同日ニ於テ同條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルモノ

ガ被保險者タリシ期間二十年未滿ニシテ五十歳(續業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業場ニ同日ニ於テ當時坑内作業ニ從事スル者トシテ使用セラルル者ニ在リテハ四十五歳)ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對スル脱退手當金ノ支給條件及其ノ額ニ付テハ第四十八條及第四十九條ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得、但シ第三十一條第二項後段ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ五十歳(續業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業場ニ同日ニ於テ當時坑内作業ニ從事スル者トシテ使用セラルル者ニ在リテハ四十五歳)ヲ超エタル者ニシテ同日ニ於テ第十六條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルモノ

ガ被保險者タリシ期間六月以上三年未滿ニシテ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ第四十八條ノ規定ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ脱退手當金ヲ支給スルコトヲ得、但シ前項ノ規定ニ依リ脱退手當金ノ支給ヲ受クル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第七十三條 保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日前ニ於テ被保險者タリシ期間ハ第二十四條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間ニ之ヲ算入セズ



第七十四條 保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ勅令ヲ以テ定ムル共済組合ノ組合員タル者ニ關シテハ本法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第七十五條 保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ郵便年金契約ノ年金受取人タル者ニ關シテハ其ノ契約ガ郵便年金令第十四條ノ規定ノ適用ヲ受クル場合ニ於テハ本法及郵便年金法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第七十六條 退職積立金及退職手當法中左ノ通改正ス

第十一條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ労働者年金保險ノ被保險者タル労働者ニ付テハ其ノ二分ノ一以上ヨリ積立ヲ爲サザルコトノ申出アリタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

(別表)

被保險者タリシ期間	日數	被保險者タリシ期間	日數
三年以上	四十日	十二年以上	百六十五日
四年以上	五十日	十三年以上	百八十日
五年以上	六十日	十四年以上	二百日
六年以上	七十五日	十五年以上	二百二十日
七年以上	九十日	十六年以上	二百四十日
八年以上	百五日	十七年以上	二百六十日
九年以上	百二十日	十八年以上	二百八十日
十年以上	百三十五日	十九年以上	三百日
十一年以上	百五十日		

年一〇

# 國民勞務手帳法關係



# 國民勞務手帳法

(昭和十六年三月六日  
法律第四十八號)

第一條 本法ニ於テ從業者ト稱スルハ年齢十四年以上六十未滿ノ者ニシテ命令ヲ以テ定ムル技術者又ハ勞務者トシテ左ノ各號ノ

一ニ該當スル事業ニ使用セラルルモノヲ謂フ

一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他鑛物採取ノ事業

二 物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業(電氣、瓦斯又ハ各種動力ノ發生、變更又ハ傳導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム)

三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、破壞又ハ其ノ準備ノ事業

四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又ハ航空機ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業

五 船渠、船舶、岩壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業

六 通信事業

七 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事業

第二條 從業者ハ國民勞務手帳ヲ受有スルコトヲ要ス國民勞務手帳ハ政府之ヲ發行ス

本法ニ定ムルモノノ外國民勞務手帳ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 何人ト雖モ國民勞務手帳ヲ使用者ニ提出スルニ非ザレバ

從業者トシテ使用セラルルコトヲ得ズ、但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ之ヲ提示スルヲ以テ足ル何人ト雖モ前項ノ提出又ハ提示ヲ爲サザル者ヲ從業者トシテ使用スルコトヲ得ズ  
前二項ノ規定ハ官吏及待遇官吏並ニ命令ヲ以テ定ムル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第四條 使用者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ提出シタル國民勞務手帳ヲ其ノ者ヲ使用スル期間中保管スベシ

使用者ハ從業者ヨリ請求アリタルトキハ何時ニテモ其ノ者ヲシテ國民勞務手帳ヲ閱覽セシムベシ

第五條 使用者從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキハ其ノ者ニ國民勞務手帳ヲ返還スベシ、但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

使用者前項但書ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

第六條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者國民勞務手帳ノ返還ニ關シ異議アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ニ其ノ旨申立ツルコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ國民職業指導所長ハ國民勞務手帳ヲ返還スベキヤ否ヲ裁定シ返還スベキ旨裁定シタルトキハ使用者ニ對



シ國民勞務手帳ノ返還ヲ命ズベシ

第七條 前條ノ裁定又ハ命令ニ不服アル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ其ノ旨申立ツルコトヲ得前項ノ申立アリタルトキハ地方長官ハ國民勞務手帳審査會ニ諮問シテ國民勞務手帳ヲ返還スベキヤ否ヲ裁定シ返還スベキ旨裁定シタルトキハ使用者ニ對シ國民勞務手帳ノ返還ヲ命ズベシ

國民勞務手帳審査會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ使用者又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ提出又ハ返納ヲ命ズルコトヲ得

第九條 使用者及國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ必要ナル事項ヲ國民勞務手帳ニ記載シ之ヲ國民職業指導所長ニ報告スベシ

第十條 使用者及國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ國民勞務手帳ニ本法ニ基キテ發スル命令ヲ以テ定ムル事項以外ノ事項ヲ記載スルコトヲ得ズ

第十一條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ重ネテ國民勞務手帳ノ交付ヲ受クルコトヲ得ズ、但シ國民勞務手帳毀損シ若ハ亡失シタル場合餘白ナキニ至リタル場合其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ國民職業指導所長又ハ使用者ニ於テ國民勞務手帳ヲ保管スル場合ヲ除クノ外自ラ之ヲ保管スベシ

第十三條 國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民勞務手帳ニ代ル證明書(以下證明書ト稱ス)ヲ交付スルコトヲ得  
證明書ハ之ヲ國民勞務手帳ト看做ス  
前二項ニ定ムルモノノ外證明書ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 國民勞務手帳以外ノ手帳ニハ國民勞務手帳ナル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第十五條 從業者、從業者タラントスル者又ハ使用者ハ國民勞務手帳ニ關シ必要アルトキハ從業者又ハ從業者タラントスル者ノ戶籍ニ關シ戶籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理人ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得  
從業者ハ國民勞務手帳ニ記載セラレタル事項ニ關シ使用者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第十六條 厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ使用者又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ出頭ヲ求メ又ハ其ノ者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得

厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ第一條ニ掲グル事業ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以

下ノ罰金ニ處ス

一、第三條、第五條第一項又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタル者  
二、詐偽其ノ他ノ不正行爲ヲ以テ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者

三、自己ノ國民勞務手帳ヲ他人ヲシテ行使セシムル目的ヲ以テ交付シタル者

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

一、第四條、第五條第二項、第十條又ハ第十四條ノ規定ニ違反シタル者

二、第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ國民勞務手帳ヲ提出又ハ返納セザル者

三、第九條ノ規定ニ違反シ記載若ハ報告ヲ怠リ又ハ虛偽ノ記載若ハ報告ヲ爲シタル者

四、第十六條第一項ノ規定ニ違反シ出頭ニ應ゼズ又ハ報告ヲ怠リ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

五、第十六條第二項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢檢査ヲ拒ミ妨ゲ又ハ忌避シタル者

第十九條 使用者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者其ノ業務ニ關シ第十七條第一號又ハ前條第一號乃至第四號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十條 第十七條第一號又ハ第十八條第一號乃至第四號ノ罰則ハ

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付命令ヲ以テ之ヲ定ム

使用者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條 本法ハ罰則ヲ除クノ外國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

第二十二條 本法中使用者ニ關スル規定ハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ在リテハ工業主ニ、工場管理人アル場合ニ於テハ工場管理人ニ、礦業ニ在リテハ礦業權者ニ、礦業代理人アル場合ニ於テハ礦業代理人ニ之ヲ適用ス

第二十三條 本法ノ適用ニ付テハ國民職業能力申告令ニ依ル要申告者ガ同令ニ基キ交付ヲ受ケタル職業能力申告手帳ハ之ヲ國民勞務手帳ト看做ス

附 則  
本法施行ノ期日ハ各規定ニ付命令ヲ以テ之ヲ定ム



國民勞務手帳法施行期日ノ件

(昭和十六年六月十三日  
勅令第七百三號)

國民勞務手帳法ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ同法第二  
條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ同年七月二十一日

ヨリ之ヲ施行ス



# 國民勞務手帳法施行令

(昭和十六年六月十三日  
勅令第七百四號)

第一條 從業者タラントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ就業スベキ地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ國民勞務手帳ノ交付ヲ申請スベシ

第二條 國民勞務手帳ニ記載スベキ事項左ノ如シ

- 一 氏名
- 二 出生ノ年月日
- 三 本籍
- 四 居住ノ場所
- 五 兵役關係
- 六 學歴
- 七 職業ノ經歷
- 八 従事スル職業名
- 九 就業ノ場所(二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ在リテハ主タル就業ノ場所)
- 十 給料又ハ賃金ノ額
- 十一 國民職業能力申告令(以下申告令ト稱ス)第二條第一號ノ職業ニ従事シ又ハ従事シタル者ニ在リテハ同令ニ基ク技能程度
- 十二 申告令第二條第四號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ修了シタル課程ニ關スル事項
- 十三 申告令第二條第五號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ受ケタル

檢定、試験又ハ免許ニ關スル事項

十四 勞働者年金保險法ニ依ル被保險者ニ在リテハ被保險者資格ノ得喪及標準報酬等級

十五 其ノ他國民勞務手帳法(以下手帳法ト稱ス)ニ基キテ發スル命令ヲ以テ定ムル事項

第三條 從業者使用者ノ同意ヲ得テ同時ニ他ノ使用者ニ從業者トシテ使用セラルル場合ニ於テハ國民勞務手帳ヲ使用者ニ提示スルヲ以テ足ル

第四條 手帳法第三條第一項及第二項ノ規定ハ左ノ各號ノ一二該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

一 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレ使用セラルル者

二 其ノ他命令ヲ以テ定ムル者

第五條 手帳法第三條第一項本文ノ規定ニ依リ提出スル國民勞務手帳ニハ從前ノ使用者アリタル場合ニ於テハ其ノ使用者ノ使用セザルニ至リタル旨ノ第十五條ノ規定ニ依リ記載、同法第三條第一項但書ノ規定ニ依リ提示スル國民勞務手帳ニハ同時ニ他ノ使用者ニ從業者トシテ使用セラルルモ異議ナキ旨ノ第七條第五項ノ規定ニ依リ記載アルコトヲ要ス

第六條 從業者ニシテ官吏若ハ待遇官吏タルモノ又ハ第四條各號ノ一二該當スルモノハ遲滞ナク國民勞務手帳ヲ使用者(同條第一號



ニ該當スル者ニ在リテハ費用ニ依ル使用者ニ提出スベシ

第七條 使用者ハ第二項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ從業者ニ一時返付スル場合ヲ除クノ外其ノ者ヲ使用スル期間中國民勞務手帳ヲ保管スベシ

- 一 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ費用セラレタルトキ
- 二 使用者ノ同意ヲ得テ同時ニ他ノ使用者ニ從業者トシテ使用セラレントスルトキ
- 三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

國民勞務手帳ノ一時返付ヲ受ケタル從業者費用ヲ解除セラレ、第三條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提示ヲ了リ又ハ前項第三號ノ事由ナキニ至リタルトキハ遲滞ナク國民勞務手帳ヲ使用者ニ提出スベシ

使用者第二項第一號ニ該當スル事由ニ因リ國民勞務手帳ヲ從業者ニ一時返付セントスルトキ又ハ同項同號ニ該當スル事由ニ因リ一時返付シタル國民勞務手帳ノ提出ヲ受ケタルトキハ其ノ旨當該國民勞務手帳ニ記載スベシ

使用者第二項第二號ニ該當スル事由ニ因リ國民勞務手帳ヲ從業者ニ一時返付セントスルトキハ其ノ者ガ同時ニ他ノ使用者ニ從業者トシテ使用セラルルモ異議ナキ旨當該國民勞務手帳ニ記載スベシ  
第八條 厚生大臣ノ指定スル事業ニ使用セラルル從業者ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキハ又ハ正當

ノ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十四日以上ニ及ビタルニ因リ解雇セラレタルトキハ使用者ハ其ノ保管スル國民勞務手帳ヲ返還セザルコトヲ得但シ從業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ又ハ使用者從業者ノ退職ヲ承諾シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 從業者移動防止令第五條ノ規定ニ依リ當該從業者ノ雇入ノ認可ヲ受ケタル者ニ雇入レラルルトキ
- 二 就業規則又ハ之ニ準ズベキモノニ依リ定ムル停年ニ達シタルトキ
- 三 陸海軍ニ徵集若ハ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸海軍部隊ニ編入セラレタルトキ
- 四 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ費用セラレタルトキ
- 五 負傷、疾病又ハ老衰ノ爲業務ニ堪ヘザルトキ
- 六 其ノ他退職ニ付己ムヲ得ザル事由アルトキ

前項第五號又ハ第六號ノ事由ハ手帳法第六條ノ規定ニ依リ國民職業指導所長ノ裁定アリタルトキハ其ノ裁定シタル所ニ依リ同法第七條ノ規定ニ依リ地方長官ノ裁定アリタルトキハ其ノ裁定シタル所ニ依ル

使用者第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以内ニ命令ノ定ムル様式ニ依リ其ノ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨報告スベシ報告ヲ爲シタル後國民勞務手帳ヲ返還シタルトキ亦同シ  
使用者第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ從業

者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ三月間之ヲ保管シ其ノ期間經過シタルトキハ前項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

第九條 國民職業指導所長前條第四項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提出ヲ受ケタルトキハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ一年間之ヲ保管シ其ノ期間經過シタルトキハ從業者タリシ者ニ之ヲ交付スベシ但シ從業者タリシ者所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ交付スルコト能ハザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 手帳法第六條第一項ノ申立ハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以内ニ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ、同法第七條第一項ノ申立ハ第三項ノ規定ニ依リ裁定書ノ交付又ハ裁定ノ要旨ノ通知アリタル日ヨリ十四日以内ニ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ爲スベシ

地方長官又ハ國民職業指導所長ニ於テ宥恕スベキ事由アリト認ムルトキハ前項ノ期限經過後ニ於テモ仍申立ヲ受理スルコトヲ得  
手帳法第六條第二項及第七條第二項ノ裁定ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲シ本人ニ交付シ併セテ其ノ要旨ヲ關係人ニ通知スベシ

第十一條 使用者ハ從業者タリシ者所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ者ニ國民勞務手帳ヲ返還スルコト能ハザルトキハ事由ヲ具シ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ地方長官又ハ國民職

業指導所長必要アリト認ムルトキハ使用者又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

- 一 使用者手帳法第六條第二項又ハ第七條第二項ノ規定ニ依リ命令ニ違反シ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキ
- 二 國民勞務手帳ニ手帳法ニ基キテ發スル命令ヲ以テ定ムル事項以外ノ事項ノ記載アルトキ
- 三 國民勞務手帳ヲ檢閲セントスルトキ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ズルコトヲ得

一 詐偽其ノ他ノ不正行爲ヲ以テ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタルトキ  
二 重ネテ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタルトキ  
三 自己ノ國民勞務手帳ヲ他人ヲシテ行使セシメタルトキ  
四 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

第十四條 使用者從業者ノ使用ヲ開始シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ國民勞務手帳ニ記載シ使用者從業者共同シテ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ從業者ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨報告スベシ

- 一 使用開始ノ旨
- 二 從業者ノ從事スル職業名及申告令ニ基ク技能程度
- 三 從業者ノ就業スル場所

第十五條 使用者從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキハ其ノ旨國民

職業指導所長必要アリト認ムルトキハ使用者又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ提出ヲ命ズルコトヲ得



勞務手帳ニ記載シ十四日以内ニ命令ノ定ムル様式ニ依リ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ  
 第十六條 使用者ハ從業者ニ關シ第二條第一號、第三號乃至第六號第八號、第九號、第十一號乃至第十三號又ハ第十五號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ使用者從業者共同シテ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ從業者ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ  
 使用者ハ從業者ニ關シ第二條第十四號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ十四日以内ニ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載スベシ  
 第十七條 前三條中報告ニ關スル規定ハ使用者ガ國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ提出シタル從業者ヲ使用スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第十八條 使用者ハ從業者ニ對シ支給スル給料又ハ賃金ニ付左ニ掲グル事項ヲ第一號ニ掲グル事項ニ付テハ給料又ハ賃金ヲ支給シタル日ヨリ十四日以内ニ、第二號ニ掲グル事項ニ付テハ從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキ國民勞務手帳ニ記載スベシ  
 一 使用開始ノ際ノ給料月額又ハ其ノ直後ノ一賃金締切期間ノ平均賃金日額  
 二 使用セザルニ至リタル際ノ給料月額又ハ其ノ直前ノ一賃金締切期間ノ平均賃金日額  
 第十九條 前條ノ給料又ハ賃金ノ範圍及算定方法ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
 第二十條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者從業者タラザル場合ニ

於テ第二條第一號、第三號乃至第六號、第八號、第九號、第十一號乃至第十三號又ハ第十五號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ其ノ就業地(職業ニ從事セザル者ニ在リテハ居住地)ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ  
 前項ノ報告ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ從前ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ於テ國民勞務手帳ヲ保管スル場合ニハ命令ノ定ムル様式ニ依リ之ヲ爲スベシ  
 第一項ノ規定ハ國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ交付ヲ受ケタル後國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケズシテ從業者タラザルニ至リタル者ニハ之ヲ適用セズ

第二十一條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タルモノ(同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク)同令第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ者ガ從業者タル場合ニ在リテハ使用者從業者共同シテ、從業者タラザル場合ニ在リテハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者國民勞務手帳ニ其ノ旨記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ國民職業指導所長ニ報告スベシ報告ヲ爲シタル後ニ於テ申告令第十一條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキ亦同シ  
 前項前段ノ報告ハ申告令ニ依リ前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ、同項後段ノ報告ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ就業地(職業ニ從事セザル者ニ在リテハ居住地)ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ

前條第二項ノ規定ハ第一項ノ報告ニ之ヲ準用ス

第二十二條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ死亡ノ際其ノ者ガ從業者タリシ場合ニ在リテハ使用者、從業者タラザリシ場合ニ在リテハ其ノ者ト同居ノ戸主又ハ家族ノ關係ニ在リタル者國民勞務手帳ニ其ノ旨記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ從前ノ就業地(職業ニ從事セザリシ者ナル場合ニ在リテハ從前ノ居住地)ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ

第二十三條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ關スル第十四條、第十六條第一項、第二十條及第二十一條ノ規定ニ依リ報告ハ同條ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ガ左ノ各號ノ一ニ該當セザルニ至リタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スヲ妨グズ  
 一 陸海軍ニ徵集若ハ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸海軍部隊ニ編入セラレタル者  
 二 手帳法施行地外ニ旅行中ノ者  
 三 法令ニ因リ拘禁中ノ者  
 四 負傷、疾病其ノ他ノ事由ニ因リ報告ヲ爲スコト能ハザルノ狀況ニ在ル者

第十五條、第十六條第二項及第十八條ノ規定ニ依リ記載ハ使用者第七條第二項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ一時返付シタル場合ニ於テハ同條第三項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提出ヲ受ケタル日

ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スヲ妨グズ

第二十四條 國民勞務手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ就業地(職業ニ從事セザル者ニ在リテハ居住地)ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ申請スベシ  
 國民勞務手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者從業者タルトキハ前項ノ申請ハ其ノ使用者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第二十五條 第十四條乃至第十六條、第十八條、第二十一條第二條及前條第二項ノ規定ハ國民勞務手帳ヲ提示シタル從業者ヲ使用スル使用者ノ使用關係ニ關シテハ之ヲ適用セズ  
 第十六條、第十八條、第二十一條、第二十二條及前條第二項ノ規定ハ從業者國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレ使用セラル者ナルトキハ徵用前ノ使用者ノ使用關係ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第二十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ交付スルコトヲ得  
 一 國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ノ申請アリタルトキ  
 二 使用者從業者ヲ使用セザルニ至リタル場合ニ於テ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキ  
 三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ  
 國民勞務手帳ニ代ル證明書ニ記載スベキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
 第二十七條 二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ其ノ者ガ從業



者タルトキハ國民勞務手帳ヲ保管スル使用者ニ使用セラレ就業スル場所ノ所在地ヲ以テ、從業者タラザルトキハ主タル就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做シ就業ノ場所一定セザル者及船舶内ニ於テ就業スルノ常況ニ在ル者ニ付テハ居住地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス

附 則

本令中第二條第十四號及第十六條第二項ノ規定ハ勞働者年金保險法中該保險者資格ノ得喪及標準報酬等級ニ關スル部分施行ノ日ヨリ、其ノ他ノ規定ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ手帳法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ同年七月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年九月三十日迄ニ從業者タルニ至リタル者ニシテ引續キ同

年十月一日以後從業者タラントスルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ使用者（使用者ニ以上アルトキハ主タル使用者）ヲ經由シ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ國民勞務手帳ノ交付ヲ申請スベシ前項ノ申請ニ基キ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ昭和十六年九月三十日迄ニ第二條第一號、第三號乃至第九號又ハ第十一號乃至第十三號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ同年十月十四日迄ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ前項ノ申請ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ報告スベシ但シ申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タル者（同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク）ニ付當該變更ニ關シ同令第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依リ申告アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ報告ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ガ從業者タル場合ニ在リテハ國民勞務手帳ヲ保管スル使用者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

國民勞務手帳法及國民勞務手帳法施行令ノ國ノ事業ニ關スル特例ノ件

（昭和十六年六月十三日勅令第七百五號）

第一條 官衙（陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム以下同ジ）ニシテ從業者ヲ使用スルモノ（以下事業官廳ト稱ス）其ノ使用スル從業者（以下官廳從業者ト稱ス）ヲ使用セザルニ至リタル場合ニ於テ國民勞務手帳法施行令（以下施行令ト稱ス）第八條第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ官廳從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以内ニ同條第三項ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨通知スベシ

通知ヲ爲シタル後國民勞務手帳ヲ返還シタルトキ亦同ジ

第二條 事業官廳施行令第八條第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ官廳從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ三月間之ヲ保管シ其ノ期間經過シタルトキハ同條第四項ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ送付スベシ

第三條 官廳從業者タリシ者國民勞務手帳ノ返還ニ關シ異議アルトキハ其ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以内ニ從前ノ事業官廳ノ所轄官衙（事業官廳ガ陸海軍ノ部隊又ハ學校ナル場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル官衙トシ其ノ他ノ場合ニ於テハ所轄官衙ナキトキハ事業官廳トス）ニ其ノ旨申立ツルコトヲ得

國民勞務手帳法第六條及第七條ノ規定ハ國ノ事業ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第四條 事業官廳ハ官廳從業者タリシ者所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ者ニ國民勞務手帳ヲ返還スルコト能ハザルトキハ事由ヲ具シ施行令第十一條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ送付スベシ

第五條 施行令第十二條第二號又ハ第三號ニ該當スル場合ニ於テ地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ同條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ニ對シ國民勞務手帳ノ送付ヲ求ムルコトヲ得

第六條 地方長官又ハ國民職業指導所長施行令第十三條ノ規定ニ依リ官廳從業者ニ對シ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ズルトキハ事業官廳ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第七條 事業官廳官廳從業者ノ使用ヲ開始シタルトキハ施行令第十四條各號ニ掲グル事項ヲ國民勞務手帳ニ記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ同條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨通知スベシ

第八條 事業官廳官廳從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ施行令第十五條ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ガ引續キ他ノ事業官廳ノ官廳從業者タルトキハ當該事業官廳ニ國民勞務



務手帳ノ保管ヲ移シ、官廳從業者タラザルトキハ國民勞務手帳ヲ其ノ者ニ返還スベシ  
前項ノ場合ニ於テハ事業官廳ハ官廳從業者ヲ使用セザルニ至リタル日ヨリ十四日以内ニ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨通知スベシ

第九條 事業官廳ハ官廳從業者ニ關シ施行令第二條第一號、第三號乃至第六號、第八號、第九號、第十一號乃至第十三號又ハ第十五號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ同令第十六條第一項ノ規定ニ拘ラズ十四日以内(第十二條ノ規定ニ依ル報告アルモノニ付テハ報告アリタル日ヨリ十四日以内)ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ通知スベシ

第十條 官廳從業者ニシテ國民職業能力申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タルモノ(同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク)同令第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ事業官廳ハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ施行令第二十一條ノ規定ニ拘ラズ第二項ノ規定ニ依ル報告アリタル日ヨリ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ通知スベシ通知ヲ爲シタル後ニ於テ國民職業能力申告令第十一條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキ亦同シ  
官廳從業者前項ノ場合ニ於テ國民職業能力申告令第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ該當セザルニ至リタルトキハ直ニ事業官廳ニ其ノ旨報告スベシ

第十一條 事業官廳ハ官廳從業者死亡シタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ施行令第二十二條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ通知スベシ

第十二條 官廳從業者ハ施行令第二條第一號、第三號乃至第六號、第十二號第十三號又ハ第十五號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ直ニ事業官廳ニ其ノ旨報告スベシ  
第十三條 厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ國民勞務手帳法第十六條第一項ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ニ對シ官廳從業者ニ關シ通知ヲ求ムルコトヲ得  
厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長國民勞務手帳法第十六條第一項ノ規定ニ依リ官廳從業者ニ對シ出頭ヲ求メ又ハ其ノ者ヨリ報告ヲ徵スルトキハ事業官廳ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ  
第十四條 國民勞務手帳法第十六條第二項及第三項ノ規定ハ國ノ事業ニ關シテハ之ヲ適用セズ

### 附 則

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス  
但シ國民勞務手帳法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ同年七月二十一日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十六年九月三十日迄ニ官廳從業者タルニ至リタル者ニシテ引續キ同年十月一日以後官廳從業者タラントスルモノハ施行令附則第二項ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ事業官廳ヲ經由シ事業官廳

ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ國民勞務手帳ノ交付ヲ申請スベシ  
前項ノ申請ニ基キ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ昭和十六年九月三十日迄ニ施行令第二條第一號、第三號乃至第九號又ハ第十一號乃至第十三號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ同年十月十四日迄ニ事業官廳ヲ

經由シテ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ前項ノ申請ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ報告スベシ但シ國民職業能力申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タル者(同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク)ニ付當該變更ニ關シ同令第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依リ申告アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ



# 國民勞務手帳法施行規則

(昭和十六年六月十七日  
厚生省令第二十四號)

手一四

- 第一條 國民勞務手帳法(以下手帳法ト稱ス)第一條ノ技術者及勞務者ハ別表ニ掲グルモノトス  
別表ニ掲グル技術者及勞務者ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ除ク但シ第四號乃至第六號ニ該當スル者三十日ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
一 帝國臣民ニ非ザル者  
二 女子  
三 工場法施行令第一條各號ノ一ノ事業ヲ營ム工場ニシテ工場法ノ適用ナキモノニ使用セラルル者  
四 三十日以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者  
五 使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用セラルル者  
六 日日雇入レ使用セラルル者  
七 臨時ニ土木、建築作業ニ從事スル者ニシテ之ヲ業トセザルモノ
- 第二條 國民勞務手帳ハ様式第一號ニ依ル
- 第三條 國民勞務手帳法施行令(以下施行令ト稱ス)第一條、同令附則第二項及昭和十六年勅令第七百五號附則第二項ノ申請ハ様式第二號ニ依リ之ヲ爲スベシ  
前項ノ申請書ニハ最近一年以内ニ撮影シタル寫眞(名刺版、正面

- 半身、脱帽、臺紙ナキモノ)ヲ添附スベシ  
國民職業指導所長特ニ必要アリト認ムルトキハ第一項ノ申請書ニ手帳法第十五條ニ規定スル證明書又ハ戶籍ノ抄本ノ添附ヲ求ムルコトヲ得  
國民職業能力申告令ニ基ク職業能力申告手帳ノ交付ヲ受ケタル者從業者タラントスルトキハ第二項ニ規定スル寫眞ヲ其ノ就業スベキ地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ提出シ當該職業能力申告手帳ニ其ノ貼附ヲ受クベシ  
第四條 從業者第十一條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ニ貼附シタル寫眞ノ再貼附ヲ受ケントスル場合ニ於テハ使用者ハ國民勞務手帳ヲ從業者ニ一時返付スベシ  
第五條 施行令第八條第三項及第十五條ノ規定ニ依ル報告ハ様式第三號ニ依リ之ヲ爲スベシ  
第六條 施行令第十八條ノ給料又ハ賃金ノ範圍ハ給料、賃金、手當其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ從業者ヲ使用スル使用者ガ勞務ノ對價トシテ支給スル金銭、物其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲グルモノヲ除ク  
一 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク  
二 賞 與  
三 臨時ノ給與

- 給料又ハ賃金ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價格ノ算定ハ賃金統制令第三條第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ定ムル所ニ依ル
- 第七條 施行令第二十條第二項ノ規定ニ依ル報告ハ様式第四號ニ依リ之ヲ爲スベシ
- 第八條 施行令第二十一條第三項ノ規定ニ依ル報告ハ様式第五號ニ依リ之ヲ爲スベシ
- 第九條 施行令第二十二條第二項ノ規定ニ依ル報告ハ様式第六號ニ依リ之ヲ爲スベシ
- 第十條 施行令第二十四條第一項ノ申請ハ様式第七號ニ依リ之ヲ爲スベシ  
國民勞務手帳毀損シ又ハ餘白ナキニ至リタルニ因リ國民勞務手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ前項ノ申請書ニ其ノ國民勞務手帳ヲ添附スベシ  
第三條第二項及第三項ノ規定ハ第一項ノ申請ニ之ヲ準用ス但シ國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ再交付申請ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
國民勞務手帳亡失シタルニ因リ國民勞務手帳ノ再交付ヲ受ケタル者再交付ヲ受ケタル後元ノ國民勞務手帳ヲ發見シタルトキハ遲滞ナク再交付ヲ受ケタル國民職業指導所長ニ之ヲ返納スベシ
- 第十一條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者國民勞務手帳ニ貼附シタル寫眞毀損シ又ハ亡失シタルトキ其ノ他本人タルコトヲ認メ難キニ至リタルトキハ從業者タル者ニ在リテハ其ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ就キ、從業者タラザル者ニ在リテハ其ノ居

- 住地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ就キ寫眞ノ再貼附ヲ受クベシ
  - 第十二條 國民勞務手帳ニ代ル證明書ハ様式第八號ニ依ル
  - 第十三條 國民勞務手帳ニ代ル證明書ニ記載スベキ事項ハ施行令第二條第一號乃至第四號、第八號乃至第十號、第十四號及第十五號ニ掲グル事項トス
  - 第十四條 手帳法第十六條第三項ノ規定ニ依ル證票ハ様式第九號ニ依ル
- 本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス  
但シ手帳法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ同年七月二十一日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十六年九月三十日迄ニ第三條第一項ノ申請ヲ爲サントスル者ハ同條第二項ニ規定スル寫眞ヲ添附セザルコトヲ得但シ寫眞ヲ添附セザル場合ニ在リテハ昭和十八年九月三十日迄ニ其ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ同條第二項ニ規定スル寫眞ヲ提出シ國民勞務手帳ニ其ノ貼附ヲ受クベシ  
第三條第四項ノ規定ニ依ル寫眞ノ貼附ハ昭和十六年九月三十日迄ニ從業者タラントスル者ニ付テハ昭和十八年九月三十日迄ニ之ヲ受クルヲ妨グズ

## 附 則

手一五

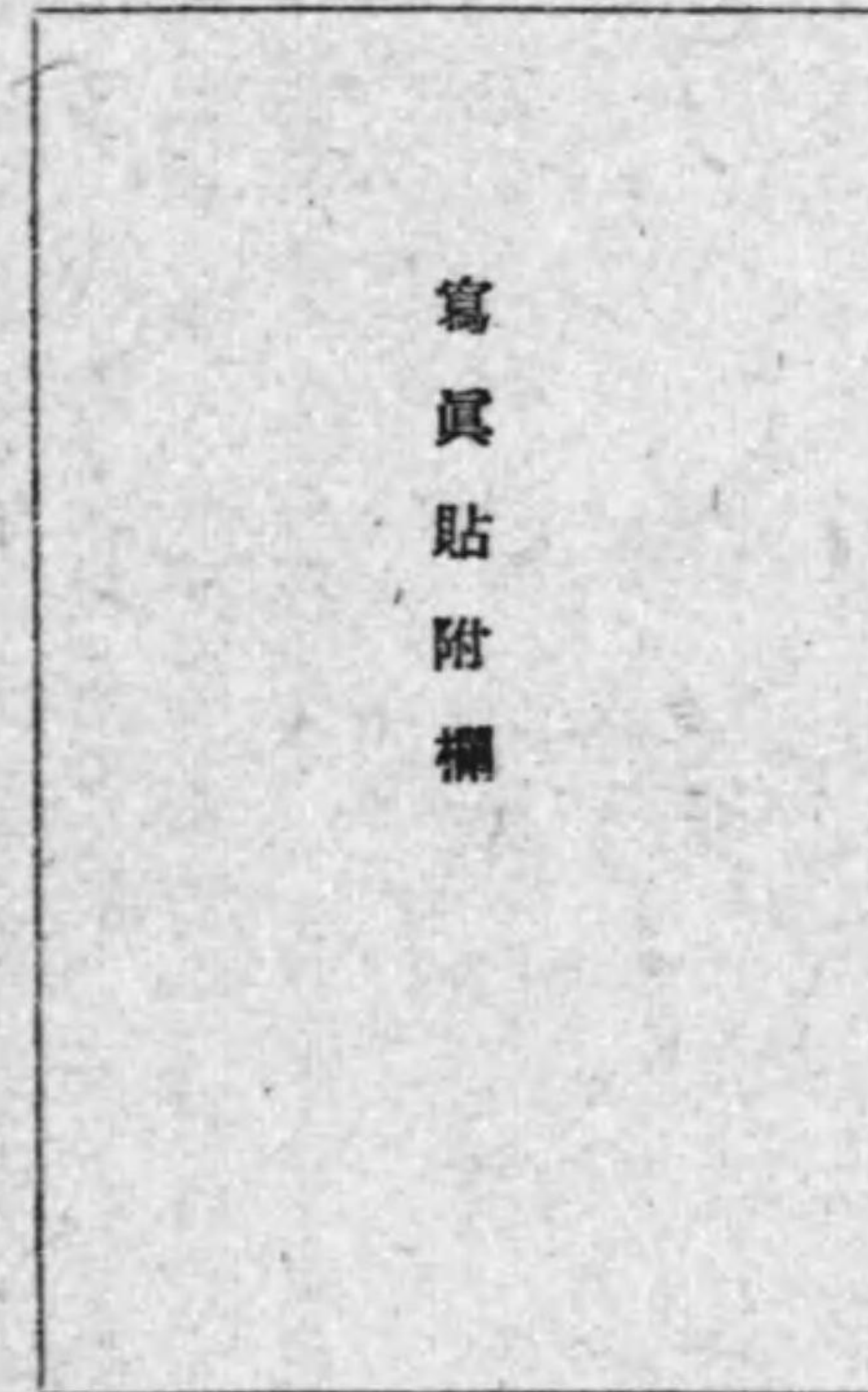


様式第一號(用紙ノ大サハ國定規格A6トス)

(紙 表)



(1)



年 月 日 交付

國民職業指導所長

印

手一六

氏名	本籍	居住場所	兵役關係 官等級及 役種	學歷	國民登錄指定ノ 技能者養成施設ノ 國民登錄指定ノ 檢定、試驗、免許	徵集年又 ハ任官年	出生	年 月 日 生
							年 月 日	

(3)

(2)

業職ル事從ニ現		歷經ノ業職	
所ノ就	程技	職業名	職業名
場業	度能		期間
名所在地		至自	至自
名所在地	地身職		技能
稱	位分業		程度
	又上		作業内容
	ハノ		就業ノ場所(所在地、名稱)
	年經	內容	
	數驗	作業	
	ケ月年		
	始職場現		
	メ業所在		
	タニテノ		
	年從現在		
	月事現在		
	日シノ		
	日 月 年		

(5)

歷經ノ業職							
職業名	期間	技能	作業内容	就業ノ場所(所在地、名稱)	職業名	期間	技能
	至自					至自	
	至自					至自	
	至自					至自	
	至自					至自	
	至自					至自	
	至自					至自	

(4)

—係 關 役 兵—

年異	兵	本	住	氏	印
月動	役	人	所	名	指
日動	關	印	所	印	導
	係	用	所	印	所
	異	者	所	印	印
	動	(	所	印	印
	欄	住	所	印	印
		所	所	印	印
		、	所	印	印
		氏	所	印	印
		名	所	印	印
		印	所	印	印
		指	所	印	印
		導	所	印	印
		所	所	印	印
		印	所	印	印

(7)

—籍 本 及 名 氏—

年異	氏	本	異	動
月動	名	籍	動	欄
日動	又	本	欄	
	ハ	籍		
	本	籍		
	人	籍		
	印	籍		
	用	籍		
	者	籍		
	(	籍		
	住	籍		
	所	籍		
	、	籍		
	氏	籍		
	名	籍		
	印	籍		
	指	籍		
	導	籍		
	所	籍		
	印	籍		

(6)

手一七



—所場ノ業就—

年月日	使用開始 又ハ解用 ノ旨	就業ノ 所在地、 名稱	場所 本人印	使用者 (住所、 氏名)印	國民職業 指導所印

五 就業ノ場所欄

年月日欄ニハ使用開始若ハ解用ノ年月日又ハ就業ノ場所ノ異動ノ年月日ヲ記入シ使用開始又ハ解用ノ旨ヲ記入スルコト

(13)

—所場ノ住居—

異動 年月日	居住ノ場所	本人印	使用者 (住所、氏名)印	國民職業 指導所印

(12)

—所場ノ住居—

異動 年月日	居住ノ場所	本人印	使用者 (住所、氏名)印	國民職業 指導所印

(9)

—項事ルス類ニ之及歴學—

異動 年月日	學歷及之ニ 類スル事項	本人印	使用者 (住所、氏名)印	國民職業 指導所印

(8)

三 學歷及之ニ類スル事項異動欄

—所場ノ業就—

年月日	使用開始 又ハ解用 ノ旨	就業ノ 所在地、 名稱	場所 本人印	使用者 (住所、 氏名)印	國民職業 指導所印

(15)

—所場ノ業就—

年月日	使用開始 又ハ解用 ノ旨	就業ノ 所在地、 名稱	場所 本人印	使用者 (住所、 氏名)印	國民職業 指導所印

(14)

—所場ノ住居—

異動 年月日	居住ノ場所	本人印	使用者 (住所、氏名)印	國民職業 指導所印

(11)

—所場ノ住居—

異動 年月日	居住ノ場所	本人印	使用者 (住所、氏名)印	國民職業 指導所印

(10)







—項事ノ他ノ其—

年月日	記載事項	本人印	使用者(住所) 氏名印	國民職業 指導所印

九 其ノ他ノ事項欄

(29)

—險保金年者働勞—

年月日	資格事項	標準報酬等級	本人印	就業ノ場所 (所在地、名稱)	使用者 (氏名)印

(28)

—險保金年者働勞—

年月日	資格事項	標準報酬等級	本人印	就業ノ場所 (所在地、名稱)	使用者 (氏名)印

八 勞働者年金保險關係事項欄  
被保險者臺帳ノ記號及番號

(25)

—金賃及料給—

年月日	使用開始又日額月給料又ハ 解用ノ別額ノ別賃金	本人印	使用者(住所) (氏名)印	國民職業 指導所印
	圓 錢			
	圓 錢			
	圓 錢			
	圓 錢			
	圓 錢			

(24)

—充 補—

年月日	記載事項	本人印	使用者(住所) 氏名印	國民職業 指導所印

一〇 補充欄

(31)

—項事ノ他ノ其—

年月日	記載事項	本人印	使用者(住所) 氏名印	國民職業 指導所印

(30)

—險保金年者働勞—

年月日	資格事項	標準報酬等級	本人印	就業ノ場所 (所在地、名稱)	使用者 (氏名)印

(27)

—險保金年者働勞—

年月日	資格事項	標準報酬等級	本人印	就業ノ場所 (所在地、名稱)	使用者 (氏名)印

(26)















記號、番號	國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル國民職業指導所名	氏名	出生年月日	本籍	居住ノ場所	職業名及就業ノ場所	事項記載ノ職業名及就業ノ場所	異動事項	異動ノ年月日

様式第四號(用紙ノ大サハ國定規格B5トス) 國民勞務手帳記載事項ノ異動報告

備考 國民職業指導所長宛  
 一 本様式ニ依リ報告ハ從前ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ於テ國民勞務手帳ヲ保管スル爲手帳ノ提示ニ依リ報告ヲ爲スコト能ハザル場合ニ爲スベキモノトス  
 二 國民勞務手帳ノ記號、番號不明トキハ手帳ノ交付ヲ受ケタル國民職業指導所名及年月ヲ同欄ニ記入スルコト  
 三 異動事項欄ニハ例ヘバ住所ノ異動報告ノ場合ニハ住所ト記入スルコト

様式第五號(用紙ノ大サハ國定規格B5トス)  
 國民職業能力申告令第十一條該當ニ關スル報告

記號、番號	國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル國民職業指導所名	氏名	出生年月日	本籍	居住ノ場所	職業名及就業ノ場所	事項記載ノ職業名及就業ノ場所	異動事項	異動ノ年月日

備考 國民職業指導所長宛  
 一 本様式ニ依リ報告ハ國民勞務手帳法施行令第二十一條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲スベキ場合ニ於テ從前ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ於テ國民勞務手帳ヲ保管スル爲手帳ノ提示ニ依リ報告ヲ爲スコト能ハザルトキニ爲スモノトス

記號、番號	國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル國民職業指導所名	氏名	出生年月日	本籍	居住ノ場所	職業名及就業ノ場所	事項記載ノ職業名及就業ノ場所	異動事項	異動ノ年月日

様式第六號(用紙ノ大サハ國定規格B5トス) 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ死亡報告

備考 國民職業指導所長宛  
 一 本様式ニ依リ報告ハ國民勞務手帳法施行令第二十二條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲スベキ場合ニ於テ從前ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ於テ國民勞務手帳ヲ保管スル爲手帳ノ提示ニ依リ報告ヲ爲スコト能ハザルトキニ爲スモノトス

様式第七號(用紙ノ大サハ國定規格B5トス)  
 國民勞務手帳再交付申請書

完手ノ帳ノ記號、番號	國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル國民職業指導所名	氏名	出生年月日	本籍	居住ノ場所	職業名及就業ノ場所	事項記載ノ職業名及就業ノ場所	再交付申請ノ理由	其ノ他參考トナル

備考 國民職業指導所長宛  
 一 本申請書ニハ申請前一年以内ニ撮影シタル寫眞(名刺版、正面半身、脱帽、戴帽トキキモノ)一葉ヲ添附スルコト  
 二 國民勞務手帳毀損シ又ハ餘白ナキニ至リタルニ因リ再交付ヲ受ケントスルトキハ其ノ國民勞務手帳ヲ添附スルコト  
 三 國民勞務手帳亡失シタルニ因リ再交付ヲ受ケントスルトキハ再交付申請ノ理由欄ニ其ノ事由ノ詳細ト年月日ヲ記入スルコト  
 四 職業名及就業ノ場所欄ニハ再交付申請書ガ從業者ナル場合ニアリテハ現在職名及就業ノ場所ヲ記入スルコト







(別表) 國民勞務手帳法第一條ノ技術者及勞務者

- 一 鑛山技術者 採炭、選炭、採鑛、選鑛、採油又ハ探鑛ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
- 二 冶金技術者 金屬ノ製鍊、合金、熱處理又ハ其ノ他ノ冶金ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
- 三 機械技術者 陸、舶及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、車輛、自動車、起重機若ハ其ノ他ノ機械器具ノ製作、修繕若ハ取扱、鑄造、鍛造等ノ加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
- 四 電氣技術者 電動機、發電機、變壓器等ノ電氣機械器具、電氣計器、電氣照明用機械器具、電線若ハ電纜ノ製作、取付、修繕若ハ取扱又ハ發電電若ハ送配電ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
- 五 電氣通信技術者 有線電通信機、無線電通信機(放送用ヲ含ム)、電報裝置、電寫裝置、電氣信號機等ノ電氣通信用機械器具ノ製作、取付、修繕又ハ取扱ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
- 六 航空機技術者 航空機ノ機體又ハプロペラノ製作ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ(航空機用原動機製作ニ從事スルモノヲ除ク)
- 七 造船技術者 造船ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

督ニ從事スルモノ

- 八 化學技術者 有機化學、無機化學、電氣化學、高壓化學等ノ化學ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
- 九 窯業技術者 セメント、ガラス、陶磁器、耐火煉瓦又ハ其ノ他ノ窯業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
- 一〇 食料品技術者 製糖、製粉、罐詰、冷凍又ハ其ノ他ノ食料品嗜好品ノ製造加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
- 一一 釀造技術者 釀造法ニ依ル酒精飲料、アセトン、アルコール等ノ製造ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
- 一二 紡績技術者 製絲、紡績、織布等ノ作業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
- 一三 染色技術者 織物、皮革等ノ染色、漂白、精練等ノ作業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
- 一四 木工技術者 製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ木部ノ製造若ハ修繕ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
- 一五 土木技術者 道路、橋梁、鐵塔、港灣、河川、砂防、鐵道、軌道、隧道、索道、上下水道又ハ其ノ他ノ土木ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

一六 建築技術者 建築ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

一七 特殊技術者 紡織工業ノ置業技術者、化學工業及鑛業ノ林業技術者又ハ印刷、被服製造、身ノ廻リ品製造、人造板製造其ノ他ノ工業技術者ニシテ第一號乃至第六號ニ屬セザルモノ

一八 航空機搭乗員 航空士、航空機操縦士、航空機機關士タルモノ

一九 氣象技術者 氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

二〇 鑛 夫

(一) 探 炭 夫 石炭又ハ亞炭ノ探掘又ハ探鑛ノ作業ニ從事スルモノ(手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム)

(二) 坑内運炭夫 炭坑坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬作業ニ從事スルモノ(坑内ノ軌道夫ヲ含ミ、坑外ノ運炭ノミニ從事スルモノヲ除ク)

(三) 炭坑支柱夫 炭坑坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルモノ

(四) 機械選炭夫 炭坑又ハ亞炭坑ニ於テ機械ニ依ル石炭ノ選別作業ニ從事スルモノ

(五) 探 鑛 夫 鑛物ノ探掘又ハ探鑛作業ニ從事スルモノ(手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム)

(六) 鑛山支柱夫 鑛山坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルモノ

(七) 坑内運鑛夫 鑛山坑内ニ於テ主トシテ鑛物ノ運搬作業

ニ從事スルモノ(坑内ノ軌道夫ヲ含ミ、坑外ノ運鑛ノミニ從事スルモノヲ除ク)

(八) 機械選鑛夫 鑛山ニ於テ機械ニ依ル鑛物ノ選別作業ニ從事スルモノ(大割夫ヲ含ム)

(九) 石油 鑛 夫 石油山ニ於テ鑿井又ハ汲油ノ作業ニ從事スルモノ

(一〇) 鑛業作業夫 採炭、選炭、採鑛、選鑛、採油又ハ探鑛ノ作業ニ從事スルモノニシテ、(一)乃至(九)ニ屬セザルモノ

(一一) 土石採取夫 岩石又ハ砂利、陶土等ノ土石ノ採取作業(露天探掘作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

二一 職 工

(一) 製鍊作業者 鑛 工 鑛又ハフエロアロイノ製鍊作業(熱風爐操作ヲ含ム)ニ從事スルモノ

(二) 製 鋼 工 鋼ノ製鍊作業(造塊及焙燒ノ作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

(三) 非鐵金屬製鍊工 非鐵金屬ノ濕式製鍊、乾式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業(造塊作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

(四) 金屬製鍊工 金屬ノ製鍊作業ニ從事スルモノニシテ、(三)乃至(四)ニ屬セザルモノ

(五) 非金屬精鍊工 硫黃、砒素等ノ非金屬ノ精鍊作業ニ從事スルモノ



- (一六) 製圖、現圖作業者
- (一七) 製圖、手製圖又ハ寫圖ノ技術的作業(設計ノ補助作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ
- (一八) 現圖工 現圖展開作業又ハ型板取(現圖木型作)作業ニ従事スルモノ
- (一九) 金属材料ノ製造加工作業者
- (二〇) 金屬熔融工 鑄物用又ハ合金用ノ金屬熔融作業ニ従事スルモノ
- (二一) 操爐工 金屬加熱爐ノ操作ニ従事スルモノ
- (二二) 壓延伸張工 金屬ノ箔、線、棒、管、條、板又ハダイヤノ製造ノ爲機械ニ依ル金屬ノ壓延、伸張、引拔、押出等ノ加工作業ニ従事スルモノ
- (二三) 鑄物工 鐵、鋼又ハ其ノ他ノ金屬ノ鑄造作業(ダイカスト鑄造作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ
- (二四) 鍛工 鍛冶又ハ鍛造ノ作業(プレスニ依ル火造作業ヲ含ミ且農具鍛冶、金具鍛冶、車鍛冶及又物製造鍛冶ヲ除ク)ニ従事スルモノ
- (二五) 熱處理工 金屬ノ焼入、焼鈍、焼戻、焼準、滲炭、窒化等ノ熱處理作業ニ従事スルモノ
- (二六) 熱線工 金屬ノ熱線又ハ合線ノ製造作業(鋼索製造作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ
- (二七) 剪斷工 剪斷機ニ依ル金屬切斷作業ニ従事スルモノ
- (二八) 金屬加工工 金属材料ノ製造加工作業ニ従事スルモノ
- (二九) 旋盤工 普通旋盤、工具旋盤、卓上旋盤、多數バイト旋盤、模寫旋盤、正面旋盤、堅旋盤、專門旋盤等ノ旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ
- (三〇) タレット工 タレット旋盤、自動旋盤又ハ半自動旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ
- (三一) 中グリ工 中グリ盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ
- (三二) 研磨工 研磨盤、ラツプ盤、艶出盤又ハ砥上盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ
- (三三) ボール盤工 ボール盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ
- (三四) 平削工 平削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ
- (三五) 形削工 形削盤又ハ堅削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ
- (三六) フライス工 フライス盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ
- (三七) 齒切工 齒切盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ

- (三八) 製織工 汽織、水織、煙突、復水器等ノ銅板類製品ノ加工組立作業ニ従事スルモノ
- (三九) 熔接工 電氣又ハ瓦斯ニ依ル金屬ノ熔接又ハ焼切ノ作業ニ従事スルモノ
- (四〇) 鐵工 鐵材又ハ鋼材ノ加工組立作業ニ従事スルモノ
- (四一) 金屬彫刻工 金屬板其ノ他金属材料ノ彫刻作業ニ従事スルモノ
- (四二) 光學ガラス工 レンズ、プリズム、レベル、反射鏡、船舶信號用ガラス等ノ光學ガラスノ荒摺、研磨、心取等ノ作業又ハバルサム作業ニ従事スルモノ
- (四三) 目盛工 手作業、機械作業又ハ化學作業ニ依ル目盛作業(文字書作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ
- (四四) 針金細工工 金網製ノ網、綱等製造ノ作業ニ従事スルモノ
- (四五) 電線被裝工 電線又ハ電纜ノ被覆、纏裝又ハ被給ノ作業ニ従事スルモノ
- (四六) 卷線工 電線コイルノ卷線作業(手巻作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ
- (四七) 絶緣工 電氣裝置及器具ノ絶緣被覆作業ニ従事スルモノ
- (四八) 電池工 蓄電池、濕電池又ハ乾電池ノ製造又ハ修繕ノ作業ニ従事スルモノ(光電池製造作業ニ従事スルモノ)
- (四九) 特殊機械工 工作機械ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ
- (五〇) 非金屬機械工 旋盤、研磨盤又ハボール盤其ノ他各種工作機械ニ依ルゴム、陶磁器又ハペープライト等木材以外ノ非金屬ノ加工作業ニ従事スルモノ
- (五一) 鐵工 造船ニ於テ現圖木型ニ依ル野書又ハ鋼材ノ現場取附組立ノ作業ニ従事スルモノ(船臺大工ヲ含ム)
- (五二) 撓工 船體用鋼材ノ撓曲又ハ成形ノ作業(機械ニ依ル厚板ノ撓曲作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ
- (五三) 填隙工 コーキング又ハ水油防材挿入ノ作業ニ従事スルモノ
- (五四) 鉄打工 鉄燒、當盤、鉄打等ノ鍛鉄作業ニ従事スルモノ
- (五五) 板金工 主トシテ手作業ニ依ル金屬薄板ノ加工組立作業ニ従事スルモノ(ブリキ職及銅打物職ヲ含ム)
- (五六) 金屬プレス工 主トシテプレスニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ
- (五七) 銅工 主トシテ艦船用ノ金屬板及管ノ加工作業ニ従事スルモノ
- (五八) 配管工 金屬管ノ加工取附作業ニ従事スルモノ(鉛工ヲ含ム)



モノヲ除ク)

- (五) 真空管類排氣工 白熱電球、放電燈、真空管、エツクス線管又ハ其ノ他ノ各種真空管類ノ排氣作業ニ従事スルモノ
- (六) 水 品 工 電氣通信機用水品ノ加工作業ニ従事スルモノ
- (六) 義 肢 工 義肢ノ皮部製作及仕上、組立作業ニ従事スルモノ
- (六) 網 具 工 帆、索具、防舷物等ノ船具ノ製造、修繕又ハ取附ノ作業(錆及鎖ノ取附作業ヲ含ム)ニ従業スルモノ
- (六) 機 器 製 作 工 機械器具製作ノ作業ニ従事スルモノニシテ、(五)乃至(六)ニ屬セザルモノ
- (ホ) 機械器具ノ仕上、組立、修繕作業者
- (六) 工 具 仕 上 工 切削工具、剪斷工具、セリダシ工具、ゲージ、ジグ、金型、計測器類(度量衡法ニ依ラザルモノ)、ネヂ切削用補助工具其ノ他ノ工具、鋸、鋸又ハ刃物ノ仕上、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルモノ
- (六) 仕 上 工 主トシテ鋸、タガネ等ノ手道具ニ依ル金屬品ノ仕上作業(簡單ナ部分品ノ組立作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ
- (六) 電 機 組 立 工 電動機其ノ他ノ電氣機械器具又ハ電氣計器ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従業スルモノ

手三八

- (六) 電 氣 通 信 機 器 組 立 工 電氣通信用機械器具ノ仕上、組立、調整据附又ハ修繕作業ニ従事スルモノ
- (六) 精 密 組 立 工 度量衡器、理學的機械器具、機械的計測器(時計ヲ含ム)、兵器、光學機械器具又ハ其ノ他ノ精密機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルモノ
- (六) 機 械 組 立 工 原動機、工作機械又ハ其ノ他ノ機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルモノ
- (七) 航 空 機 組 立 工 航空機ノ仕上、組立、機裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルモノ
- (七) 自 動 車 工 自動車ノ仕上、組立、機裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルモノ
- (七) 機 裝 工 艦船ノ機裝作業ニ従事スルモノ
- (七) 化 學 製 品 工 化學製品ノ製造業者
- (七) 硫 酸 工 硫酸製造ノ化學工程ニ従事スルモノ
- (七) 鹽 酸 工 鹽酸製造ノ化學工程ニ従事スルモノ
- (七) 硝 酸 工 硝酸製造ノ化學工程ニ従事スルモノ
- (七) ソ ー ダ 工 炭酸ソーダ、苛性ソーダ、金屬ソーダ其ノ他ノソーダ鹽又ハカリ鹽製造ノ化學工程ニ従事スルモノ
- (七) カ ー バ イ ド 工 カーバイド製造用電氣爐ノ操作ニ従事スルモノ

- (七) 壓 縮 ガ ス 工 水素、酸素、炭酸ガス、亞硫酸ガス、鹽素ガス、鹽化メチレン、鹽化メチル等ノ液化ガス又ハ壓縮ガスノ製造作業(原料ガス發生作業ヲ含ム)ニ従業スルモノ
- (七) 工 業 藥 品 工 工業藥品製造ノ化學工程ニ従事スルモノニシテ、(七)乃至(七)ニ屬セザルモノ
- (八) ア ル ミ ナ 製 造 工 アルミナ製造ノ化學工程(水晶石製造作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ(アルミニウム精鍊ノ作業ニ従事スルモノヲ除ク)
- (八) 材 人 造 研 磨 工 カーボランダム、アランダム又ハ其ノ他ノ人造研磨材及人造砥石ノ製造工程ニ従事スルモノ(旋盤ニ依ル仕上工ヲ除ク)
- (八) 大 造 肥 料 工 硫酸、石灰窒素、カリ肥料等ノ人造肥料製造ノ化學工程ニ従事スルモノ
- (八) 硝 化 工 硝化綿製造ノ化學工程ニ従事スルモノ
- (八) 火 藥 工 火藥類又ハ化學兵器ノ製造作業ニ従事スルモノ(マツチ製造作業ニ従事スルモノヲ除ク)
- (八) 火 工 彈ノ火藥又ハ火工兵器ノ加工、裝填又ハ修理ノ作業ニ従事スルモノ
- (八) 染 料 工 染料製造工場ニ於テ染料又ハ其ノ中間體ノ製造ノ化學工程ニ従事スルモノ
- (八) 顔 料 塗 料 工 顔料、オイル油又ハワニスノ製造作業ニ

- (八) 從 事 ス ル モ ノ
- (八) ア ン モ ニ ヤ 工 合成法ニ依ルアンモニヤ製造ノ化學工程(原料ガス發生及觸媒製造ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ
- (八) 油 脂 工 動物油脂ノ抽出、精製、分解、鹼化又ハ硬化ノ作業ニ従事スルモノ
- (九) 石 炭 乾 溜 工 石炭乾溜ニ依ル石炭ガス、コークス又ハタールノ製造作業(石炭ノ低溫乾溜作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ
- (九) タ ー ル 分 溜 工 タールノ分溜、精製ノ方法ニ依ルベンゾール、トルオール、キシロール、ナフタリン、石炭酸等ノ化學製品ノ製造作業ニ従事スルモノ
- (九) 人 造 石 油 工 人造石油製造ノ化學工程ニ従事スルモノ
- (九) 石 油 工 石油ノ蒸溜、分解、精製又ハ洗滌ノ作業ニ従事スルモノ
- (九) ガ ス 發 生 爐 工 發生爐ガス又ハ水性ガスノ製造作業ニ従事スルモノ
- (九) 合 成 ゴ ム 工 ゴム合成ノ作業ニ従事スルモノ
- (九) ゴ ム 工 ゴム原料ノ配合、混合等ノ精鍊作業(再生ゴム製造作業ヲ含ム)又ハタイヤ、ゴム靴、ゴム底足袋若ハゴム引防水布ノ製造作業ニ従事スルモノ
- (九) セ ル ロ イ ド 工 セルロイド、醋酸纖維素又ハ纖維素エーテルノ製造ノ化學工程ニ従事スルモノ

手三九



- (九八) 人造レジン工 ベークライト其ノ他合成樹脂ノ原料製造ノ化學工程ニ從事スルモノ
- (九九) パルプ工 製紙用又ハ人絹用ノパルプ製造作業ニ從事スルモノ
- (一〇〇) 製紙工 紙料製造又ハ原紙抄造ノ作業ニ從事スルモノ
- (一〇一) 人絹工 人造絹絲、人造短纖維又ハセロファンノ製造ノ化學工程ニ從事スルモノ(漂白及洗滌ノ作業ニ從事スルモノヲ除ク)
- (一〇二) 電極工 炭素電極ノ製造作業ニ從事スルモノ
- (一〇三) 化學電爐工 化學製品製造用電氣爐(カーバイド製造用電氣爐ヲ除ク)ノ操作ニ從事スルモノ
- (一〇四) 寫眞化學工 フィルム、乾板、印畫紙又ハ現像藥其ノ他ノ寫眞用品製造ノ化學工程ニ從事スルモノ
- (一〇五) 化學品製造工 化學製品ノ製造工程ニ從事スルモノニシテ、(八〇)乃至(一〇四)ニ屬セザルモノ
- (ト) 窯業、土石類ノ加工業者
- (一〇六) 窯業原料工 陶磁器、煉瓦、セメント又ハガラス等ノ原料ノ粉碎、精製、調合又ハ釉藥ノ調製等ノ作業ニ從事スルモノ
- (一〇七) 成型工 陶磁器、煉瓦等ノ手成型、プレス成型又ハ型打等ノ作業ニ從事スルモノ(旋盤ニ依ルモノヲ除ク)

- (一〇八) 施釉工 陶磁器、タイル、珪瑯品又ハ七寶燒ノ釉藥掛ケノ作業ニ從事スルモノ
- (一〇九) 燒成工 セメント、陶磁器、煉瓦、珪瑯品等ノ燒成又ハ燒附ノ作業ニ從事スルモノ
- (一一〇) ルツボ工 金屬又ハガラスノ熔融用ルツボノ製造又ハ修理作業ニ從事スルモノ
- (一一一) ガラス熔解工 ガラス原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ
- (一一二) ガラス吹工 壺、管又ハ球ノ手吹若ハ機械吹作業ニ從事スルモノ(冷シ工ヲ含ム)
- (一一三) 板ガラス製造工 引上法又ハ圓筒法等ニ依ル板ガラス製造ノ作業ニ從事スルモノ(冷シ工ヲ含ム)
- (一一四) 型物ガラス工 機械又ハ押型ニ依ル型物ガラス、壺等ノ製造ノ作業ニ從事スルモノ(冷シ工ヲ含ム)
- (一一五) ガラス銀引工 鏡、反射鏡等ガラスノ銀引作業ニ從事スルモノ
- (一一六) 特殊ガラス工 光學ガラス、銅ガラス、硬質ガラス、フィルター、安全ガラス等ノ特殊ガラスノ製造作業(ガラスノ熱處理作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ
- (一一七) ガラス加工工 摺ガラス、カットガラス又ハ強化ガラス等ガラスノ加工又ハ細工ニ從事スルモノ
- (一一八) 石綿工 石綿ノ紡織又ハ保温材、スレート等石綿製品製造ノ作業ニ從事スルモノ
- (一一九) 保温工 保温材取附作業ニ從事スルモノ

- (一一〇) 窯業工 窯業製品製造ノ作業ニ從事スルモノニシテ、(一〇六)乃至(一〇九)ニ屬セザルモノ
- (チ) 紡織品、被服身製品製造業者
- (一二一) 起毛、剪毛工 織物ノ起毛作業又ハ剪毛作業ニ從事スルモノ
- (一二二) フェルト工 フェルト(フェルト帽體ヲ含ム)製造ニ於テ洗毛、開毛、縮絨又ハ壓搾ノ作業ニ從事スルモノ
- (一二三) 精練漂白工 絲、布其ノ他ノ紡織品ノ精練又ハ漂白作業ニ從事スルモノ
- (一二四) 浸染工 手ニ依ル捺染、引染又ハ浸染ノ作業ニ從事スルモノ(染物職ヲ除ク)
- (一二五) 機械捺染工 機械ニ依ル捺染ニ於テ縫合セ、糊拔、捺染、蒸熱又ハ水洗ノ作業ニ從事スルモノ
- (一二六) 編組工 レース編、メリヤス編又ハ組紐等ニ於テ絲卷、編立、仕上ノ作業ニ從事スルモノ
- (一二七) 洗濯工 洗張湯熨斗又ハ洗濯ノ作業ニ從事スルモノ
- (一二八) 製網工 織維製ノ網(藻製品ヲ除ク)ノ製造作業ニ從事スルモノ
- (一二九) 製網工 織維製ノ網(藻製品ヲ除ク)ノ製造作業ニ從事スルモノ
- (一三〇) 布縫工 帆布、翼布、各種テント又ハ軍用被服身製品ノ製造ニ於ケル裁斷、縫製加工ノ作業ニ從事スル

- (一二一) 紡織品製造工 紡織品又ハ被服身製品ノ製造作業ニ從事スルモノニシテ、(一二二)乃至(一二九)ニ屬セザルモノ
- (リ) 印刷、紙製品製造業者
- (一三二) 文選、植字工 文選、植字又ハ解版ノ作業ニ從事スルモノ
- (一三三) 活字鑄造工 活字ノ鑄造作業ニ從事スルモノ
- (一三四) 製版、紙型工 紙型取り、凸版、凹版、平版(石版、オフセット版、グラビヤ版)又ハ寫眞版等印刷原版ノ製造作業ニ從事スルモノ
- (一三五) 印刷工 印刷作業ニ從事スルモノ(印刷機械ノ運轉ニ從事スル者ヲ除ク)
- (一三六) 特殊寫眞工 工業用寫眞、水中寫眞、航空寫眞、活動寫眞又ハ高速寫眞ノ撮影、現像若ハ燒附ノ作業ニ從事スルモノ
- (一三七) 製本工 製本作業ニ從事スルモノ
- (一三八) 印刷、紙製品工 印刷又ハ紙製品製造ノ作業ニ從事スルモノニシテ、(一三三)乃至(一三五)ニ屬セザルモノ
- (一三九) 革縫工 皮革、骨、羽毛品類製造業者
- (一四〇) 馬鞍工 革製馬鞍又ハ馬具ノ組立、仕上ノ作業ニ



- (二四) 從事スルモノ  
皮革、骨、羽毛  
加工工 皮革、骨、羽毛製品ノ製造作業ニ從事スルモノニシテ、(二三)及(二四)ニ屬セザルモノ
- (二五) 木製品製造業者  
製材工 機械ニ依ル製材又ハ製板ノ作業ニ從事スルモノ
- (二六) 調木工  
工 パルプ製造ニ於テ皮剝、切斷又ハ碎木ノ作業ニ從事スルモノ
- (二七) 合板工  
工 合板ノ製造作業(薄板製造及薄板膠着ノ作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ
- (二八) 人造板製造工  
各種テックス類製造ノ作業ニ從事スルモノ
- (二九) コルク加工工  
コルク板、壘栓等ノ製造ニ於テ粉碎、調合、壓搾ノ作業ニ從事スルモノ
- (三〇) 木工  
工 艦船、航空機、車輛又ハ其ノ他ノ機械器具ノ木部ノ製造作業(墨附作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ
- (三一) 建具指物工  
建具、指物ノ製造作業ニ從事スルモノ
- (三二) 木型工  
鑄物用木型ノ製造作業ニ從事スルモノ
- (三三) 雜貨木型工  
帽子木型、足袋木型又ハ陶器木型等ノ製造作業ニ從事スルモノ
- (三四) 造船工  
木造船ノ建造作業(短艇製造作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ
- (三五) 車大工  
工 荷車等木造船ノ製造作業ニ從事スルモノ
- (三六) 木製品工  
工 木製品ノ製造作業ニ從事スルモノニシテ(二四)乃至(三五)ニ屬セザルモノ
- (三七) 飲食料品、嗜好品製造業者  
精穀工 米、麥等穀類ノ粗摺、搗精又ハ選別ノ精穀作業ニ從事スルモノ
- (三八) 製粉工  
工 小麥粉、片栗粉又ハ晒粉等製造ニ於ケル原料選別、粉碎、水晒又ハ乾燥ノ作業ニ從事スルモノ
- (三九) 菓子、パン製造工  
菓子又ハパンノ製造作業ニ從事スルモノ
- (四〇) 糖工  
砂糖製造ニ於テ甘蔗又ハ甜菜ノ截斷、壓搾、滲出、蒸發分蜜又ハ精製ノ作業ニ從事スルモノ
- (四一) 味噌、醤油、味噌、醬油又ハ酢ノ醸造作業ニ從事スルモノ
- (四二) 酒類醸造工  
清酒、燒酎又ハ味淋等ノ和酒若ハ麥酒、葡萄酒、白酒又ハ混成酒等ノ酒類製造作業ニ從事スルモノ(杜氏ヲ含ム)
- (四三) 清涼飲料製造工  
サイダー、ラムネ又ハシロップ等清涼飲料ノ製造作業ニ從事スルモノ
- (四四) 罐詰、壘詰、食料品製造工  
罐詰、壘詰、食料品製造ニ於テ容器ノ洗滌、原料詰メ、加熱殺菌又ハ密封等ノ作業ニ從事スルモノ
- (四五) 煙草製造工  
煙草ノ製造作業ニ從事スルモノ
- (四六) 製氷、冷凍工  
製氷又ハ冷凍ノ作業ニ從事スルモノ
- (四七) 食品製造工  
飲食料品又ハ嗜好品ノ製造作業ニ從事スルモノ

- (四八) 試運轉工  
原動機、機關、ポンプ又ハ其ノ他ノ機械ノ試運轉作業ニ從事スルモノ
- (四九) 分析工  
工 化學分析作業ニ從事スルモノ
- (五〇) 検査工  
工 各種製品ノ検査又ハ選別作業ニ從事スルモノニシテ、(六九)乃至(七四)ニ屬セザルモノ
- (五一) 其ノ他ノ業者  
計測、手作業企劃、作業研究又ハ單價若ハ原價ノ計算ノ技術的業務ニ從事スルモノ
- (五二) 機械運轉工  
原動機、機關、ポンプ又ハ機械ノ運轉又ハ保繕ノ作業ニ從事スルモノ
- (五三) 起重機運轉工  
起重機ノ運轉ニ從事スルモノ
- (五四) メッキ工  
メッキ、ボンデライト、パーカライゼン、メタニウム又ハセラミスノ作業ニ從事スルモノ
- (五五) 塗裝工  
塗料ニ依ル塗裝、吹附又ハ燒附ノ作業ニ從事スルモノ
- (五六) 雜職工  
職工ニシテ、(一一)乃至(八)ニ屬セザルモノ
- (五七) 土木建築業者  
二二 土木建築業者
- (五八) 家屋大工  
家屋建築ニ於ケル大工作業ニ從事スルモノ
- (五九) 機械検査工  
陸、舶及航空機用ノ原動機、工作機械、鑄山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、艦船、車輛、航空機、自動車、起重機、其ノ他ノ機械器具、電氣機械器具、電氣計器、電氣通信用機械器具又ハ鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ部分品、半製品又ハ製品ノ検査作業ニ從事スルモノ
- (六〇) レンズ検査工  
レンズ、プリズム、レベル等ノ光學ガラスノ検査作業ニ從事スルモノ
- (六一) 電力電路工  
電線架設、電路敷設、保線、屋内配線工事又ハ送配電ノ作業ニ從事スルモノ
- (六二) 電力電機工  
電氣機械ノ据附又ハ運轉ノ作業ニ從事スルモノ
- (六三) 金屬試驗工  
金屬材料ノ物理的試驗作業ニ從事スルモノ
- (六四) 實驗工  
物理的又ハ化學的ノ實驗作業ニ從事スルモノ
- (六五) 機械検査工  
陸、舶及航空機用ノ原動機、工作機械、鑄山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、艦船、車輛、航空機、自動車、起重機、其ノ他ノ機械器具、電氣機械器具、電氣計器、電氣通信用機械器具又ハ鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ部分品、半製品又ハ製品ノ検査作業ニ從事スルモノ
- (六六) レンズ検査工  
レンズ、プリズム、レベル等ノ光學ガラスノ検査作業ニ從事スルモノ
- (六七) 電力電路工  
電線架設、電路敷設、保線、屋内配線工事又ハ送配電ノ作業ニ從事スルモノ
- (六八) 電力電機工  
電氣機械ノ据附又ハ運轉ノ作業ニ從事スルモノ
- (六九) 金屬試驗工  
金屬材料ノ物理的試驗作業ニ從事スルモノ
- (七〇) 實驗工  
物理的又ハ化學的ノ實驗作業ニ從事スルモノ
- (七一) 機械検査工  
陸、舶及航空機用ノ原動機、工作機械、鑄山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、艦船、車輛、航空機、自動車、起重機、其ノ他ノ機械器具、電氣機械器具、電氣計器、電氣通信用機械器具又ハ鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ部分品、半製品又ハ製品ノ検査作業ニ從事スルモノ
- (七二) レンズ検査工  
レンズ、プリズム、レベル等ノ光學ガラスノ検査作業ニ從事スルモノ



- (一八四) 堂宮大工 堂宮建築ニ於ケル大工作業ニ従事スルモ
- (一八五) 左官 セメント塗、モルタル塗又ハ漆喰塗等ノ左官作業ニ従事スルモノ
- (一八六) 石工 石工作業ニ従事スルモノ
- (一八七) 職 足場架又ハ鐵骨組立其ノ他高所ニ於ケル取附工事等ノ爲仕事ニ従事スルモノ
- (一八八) 屋根 屋根職作業ニ従事スルモノ
- (一八九) 築 工 熔鑪、平爐、熔融爐、加熱爐、窯業用窯其ノ他ノ工業用爐窯又ハ汽罐煉瓦積部分ノ築造又ハ修築ノ作業ニ従事スルモノ
- (一九〇) 鐵筋、鐵網工 セメント品製造又ハコンクリート工事ニ於テ鐵筋又ハ鐵網ノ組立作業ニ従事スルモノ
- (一九一) 潜水夫 潜水服ヲ着用シテ行フ水中作業ニ従事スルモノ
- (一九二) 土木建築業者 煉瓦積、タイル張ノ作業、セメント品製造又ハコンクリート工事ノタメ木枠ノ組立、コンクリート練リ又ハ注込ミ等ノ作業、潜水補助ノ作業、道路ノ修築工事、アスファルト鋪裝作業其ノ他土木建築ノ作業ニ従事スルモノニシテ(一八三)乃至(一九一)ニ屬セザルモノ
- 二三 交通、運輸、運搬業者
  - (一九三) 蒸汽機關車 蒸汽機關車ノ運轉ニ従事スルモノ(助手)
  - (一九四) 運轉士 蒸汽機關車ノ運轉ニ従事スルモノ(助手)

- (一九五) 内燃機關車ヲ含ム 内燃機關車(ディーゼル動車及ガソリン動車ヲ含ム)ノ運轉ニ従事スルモノ(助手ヲ含ム)
- (一九六) 電車運轉士 電車又ハ電氣機關車ノ運轉ニ従事スルモノ
- (一九七) 自動車運轉手 自動車ノ運轉ニ従事スルモノ
- (一九八) 運輸運轉諸手 驛手、連結手、轉轍手、踏切警手、制動手、列車手、炭水手、清掃手等列車ノ編成、運轉ノ豫備又ハ保安作業ニ従事スルモノ
- (一九九) 保線夫 線路、建設物ノ保守又ハ施工ノ作業ニ従事スルモノ(線路工夫ヲ含ム)
- (二〇〇) 航空機整備員 飛行場ニ於テ航空機及其ノ附屬品ノ點檢、分解、調整、補修、手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ従事スルモノ
- (二〇一) 漁船運轉手 發動機ヲ有スル總噸數二十噸以上三十噸未滿ノ漁船ノ操縦又ハ運轉ニ従事スルモノ(船員手帳又ハ海技免狀ヲ有スルモノヲ除ク)
- (二〇二) 船泊諸手 總噸數五噸未滿又ハ積石數五十石未滿ノ船泊(端舟及槽櫃ヲ以テ運轉スル舟ヲ含ミ漁船ヲ除ク)ノ操縦又ハ運轉ニ従事スルモノ
- (二〇三) 沖仲士 船泊ヨリ又ハ船泊ヘノ貨物ノ積卸作業ニ従事スルモノ

- (二〇四) 荷扱運搬夫 貨物ノ庫出し、庫入れ、積卸、運搬、配達、荷捌キ、檢量、荷造ノ作業ニ従事スルモノ
- (二〇五) 交通、運輸、運搬業者 交通、運輸又ハ運搬ノ諸作業ニ従事スルモノニシテ(一九三)乃至(二〇三)ニ屬セザルモノ
- 二四 通信業者
  - (二〇六) 有線電信通信士 有線電信ノ發受信操作ニ従事スルモノ
  - (二〇七) 無線電信通信士 無線電信ノ發受信操作ニ従事スルモノ
  - (二〇八) 電線電信通信士 電線電信ノ發受信操作ニ従事スルモノ
  - (二〇九) 遞信集配員 郵便物ノ集配又ハ電報配達ノ業務ニ従事スルモノ

- 二五 汽罐士、裝蹄師、氣象手
    - (二一〇) 汽罐士 汽罐ノ罐焚又ハ取扱ノ作業ニ従事スルモノ
    - (二一一) 裝蹄師 裝蹄ノ作業ニ従事スルモノ
    - (二一二) 氣象手 氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ従事スルモノ
- [參照]  
昭和十六年六月十日 勅令第七百五號ハ國民勞務手帳法及國民勞務手帳法施行令ノ國ノ事業ニ關スル特例ノ件ナリ



職業紹介法關係



# 職業紹介法

(昭和十三年四月一日法律第六十一號)  
(昭和十五年三月三十日法律第七十四號改正)

第一條 政府ハ勞務ノ適正ナル配置ヲ圖ル爲本法ニ依リ職業紹介事業ヲ管掌ス

第二條 何人ト雖モ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得ズ

第三條 政府ハ職業紹介事業ニ併セテ職業指導及必要ニ應ジ職業輔導其ノ他職業紹介ニ關スル事項ヲ行フモノトス

前項ノ規定ニ依ル職業紹介及職業指導ハ之ヲ無料トス

第四條 政府ハ前條ニ規定スル事業ヲ行フ爲國民職業指導所ヲ設置ス

國民職業指導所ノ業務ヲ補助セシムル爲國民職業指導所ニ聯絡委員ヲ置ク

國民職業指導所及聯絡委員ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 市町村長(勅令ヲ以テ指定スル市ニ在リテハ區長)ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所ノ業務ノ一部ヲ行フ

第六條 第三條ニ規定スル事業ニ關シ職業紹介委員會ヲ置ク

職業紹介委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 前除(昭和十五年三月改正)

第八條 勞務供給事業ヲ行ハントスル者又ハ勞務者ヲ雇傭スル爲勞務者ノ募集ヲ行ハントスル者ニシテ命令ノ定ムルモノハ地方長官

(東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス)ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ勞務供給事業及勞務者ノ募集ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二條ノ規定ニ違反シ有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ行ヒタル者

二 第八條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケズシテ有料又ハ營利ヲ目的トスル勞務供給事業ヲ行ヒタル者

第十條 第八條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケズシテ勞務者ノ募集ヲ行ヒタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留ニ處ス

第十一條 法人又ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十二條 本法ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役又ハ拘留ノ刑ニ處スルコトヲ得ズ



第十四條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス（昭和十五年三月一部改正）

第十五條 第二條ノ規定ハ主務大臣ノ指定スル職業ノ職業紹介事業ニハ之ヲ適用セズ

前項ノ職業紹介事業ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第十六條 本法ハ船員職業紹介事業ニハ之ヲ適用セズ

附 則

第十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十三年勅令第四百四十八號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行）

第十八條 従前ノ規定ニ依リ設置シタル職業紹介所ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ一年ヲ限リ職業紹介委員會ニ關スル規定ヲ除キ仍従前ノ例ニ依ル

第十九條 地方長官ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前條ノ職業紹介所ノ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第二十條 本法施行ノ際現ニ行政官廳ノ許可ヲ受ケ職業紹介所ヲ設置スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内無料ノ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得

第二十一條 本法施行ノ際現ニ行政官廳ノ許可ヲ受ケ有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ行フ者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ引續キ其ノ事業ヲ行フコトヲ得

前項ノ職業紹介事業ノ施設ヲ相續ニ因リ承繼シタル者ハ命令ノ定

ムル所ニ依リ地方長官（東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス）ノ許可ヲ受ケ其ノ事業ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ相續開始ノ日ヨリ一月以内ニ許可ヲ申請スベシ  
前項ノ者ハ前項ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分アル迄其ノ事業ヲ行フコトヲ得

第二十二條 本法施行ノ際現ニ第八條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ勞務供給事業又ハ勞務者ノ募集ヲ行フ者ハ本法施行後二月以内ニ地方長官（東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス）ニ許可ヲ申請スベシ  
前項ノ者ハ前項ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分アル迄其ノ事業又ハ募集ヲ行フコトヲ得

附 則

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス（第七條第十四條關係）

職業紹介法施行令

（昭和十三年六月二十九日勅令第四百四十九號  
昭和十五年三月三十日勅令第二百二十六號改正）

第一條 職業紹介法第五條ノ規定ニ依リ市ヲ指定スルコト左ノ如シ

東京市 京都市 大阪市 横濱市 神戸市 名古屋市

第二條 道府縣市町村ハ國民職業指導所ノ紹介ニ依リ就職スル者ニ

對シ其ノ者ノ現在地ヨリ就職地ニ到ル旅費、支度金其ノ他就職ニ關シ必要ナル費用ノ全部又ハ一部ヲ貸付スルコトヲ得

道府縣市町村ハ國民職業指導所ノ紹介ニ依リ雇傭セラレタル日傭勞働者ニ對シ豫メ當該雇傭者ノ委託ヲ受ケ北海道地方費、府縣費又ハ市町村費ヲ以テ賃銀ノ一時繰替ヲ爲スコトヲ得

第三條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ

町村ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

本令ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス（第二條第三條ヲ削除シ  
第四條第五條ヲ順次繰上グノ外附則二項ヲ削ル）



## 職業紹介法施行規則

(昭和十三年六月二十九日厚生省令第十五號  
昭和十六年二月一日厚生省令第二號改正)

第一條 職業紹介法第五條ノ規定ニ依リ市區町村長ノ行フ國民職業指導所ノ業務左ノ如シ

一 勞務ノ需給ニ關スル查察ヲ行ヒ之ヲ所轄國民職業指導所ニ通報スルコト

二 國民職業指導所ニ直接申込ムコトノ困難ナリト認ムル求職ノ申込ニ付之ヲ所轄國民職業指導所ニ取次グコト

三 求人者又ハ求職者ノ身元調査其ノ他ニ關シ國民職業指導所ヨリ照會アリタル場合之ヲ調査シ回答スルコト

四 國民職業指導所ノ通報スル求人ニ付之ヲ一般ニ周知セシムルコト

五 前號ノ場合其ノ他必要アル場合市區町村民ニ對シ就職ノ指導保護ヲ爲スコト

市區町村長前項ノ業務ヲ行フ場合ニ於テハ所轄國民職業指導所長ノ指示スル所ニ依ルベシ

第二條 聯絡委員ハ市區町村長ノ行フベキ國民職業指導所ノ業務ニ付市區町村長ヲ補助スルノ外國職業指導所ヨリ特ニ補助スベキコトヲ求メラレタル事項ニ付國民職業指導所ヲ補助スベシ

附 則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

(昭和十六年二月一日  
厚生省令第二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



# 職業紹介業務規程

(昭和十三年七月一日厚生省告示第九十號  
昭和十五年七月十日厚生省告示第二百十七號改正)

## 第一章 總 則

- 第一條 職業紹介法ニ依リ政府ノ管掌スル職業紹介事業ノ業務ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本規程ニ依ル
- 第二條 職業紹介事業ハ國家の事情ニ即應シ且求人者並ニ求職者ノ個別の事情ヲ考慮シ以テ勞務者ノ適正ナル配置ヲ圖ルモノトス
- 第三條 國民職業指導所ノ職員其ノ他第一條ノ業務ニ從事スル者ハ求人者及求職者ニ對シ懇切ヲ旨トシ公正且迅速ナル取扱ヲ爲シ又職務上聞知セル身分又ハ秘密ニ屬スル事項ヲ故ナク他ニ漏洩スベカラザルモノトス

## 第二章 求 人

### 第一節 申込ノ方法

- 第四條 勞務者ノ就業地ガ内地ナル場合ノ求人ノ申込ハ勞務者ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所ニ之ヲ爲スベシ但シ特別ノ事情アル場合ハ求人者ノ住所又ハ事務所所在地ヲ管轄スル國民職業指導所ニ申込ムコトヲ得
- 第五條 勞務者ノ就業地ガ外地又ハ外國ナル場合ノ求人ノ申込ハ厚生省ニ之ヲ爲スベシ但シ左ノ各號ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
  - 一 第八條ノ規定ニ依リ申込ノ時期ヲ指定セラレタル新規學校卒業者ヲ除キ十人未滿ノ勞務者ヲ一道府縣ノ地域ニ於テノミ雇入レントスル場合ハ當該道府縣

- 二 青少年雇入制限令施行規則第七條第一項第六號ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ當該道府縣
- 三 季節的ニ雇入ヲ例トスル漁業勞務者ノ求人ニシテ求人者ガ内地ニ住所又ハ事務所ヲ有スル場合ハ其ノ住所又ハ事務所所在地ヲ管轄スル國民職業指導所

第六條 求人者求人ノ申込ヲ爲サントスルトキハ本人又ハ其ノ代理人出頭シ左ノ事項ヲ具シ申込ムベシ但シ求人者若ハ其ノ代理人出頭シ難キ場合又ハ急ヲ要スル場合ニ於テハ書面又ハ電話ヲ以テ申込ムコトヲ得

- 一 求人者ノ氏名又ハ名稱、住所又ハ所在地並ニ職業又ハ事業種目、主ナル生産(販賣)品目
- 二 雇入レントスル勞務者ノ就業地、職務、男女別人員、年齢及學歷、技能經驗ノ要否、保證人ノ要否、雇傭期間
- 三 勞務者募集希望地域
- 四 勞務者ノ雇入ヲ必要トスル事由
- 五 處遇(賃金又ハ給料、手當、労働時間、休日及休憩時間等)
- 六 採用方法(採用規格、紹介期限、鑑衡方法、鑑衡旅費支給の有無)
- 七 赴任方法、赴任月日、引卒方法、赴任旅費及支給品(貸與品)の有無



八 青少年雇入制限令トノ關係  
 九 從來ノ勞務者ノ雇入方法  
 十 其ノ他參考トナルベキ事項  
 求人者國民職業指導所職員ノ要求アリタルトキハ前項ノ外求人ニ關シ必要ナル書類ヲ提出スベシ

第七條 求人ノ申込ハ成ルベク其ノ紹介期限前相當期間ヲ置キ之ヲ爲ス限シ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル求人ニ付テハ必要ニ依リ其ノ申込ノ時期ヲ指定スルコトアルベシ  
 一 勞務動員計畫ニ於ケル産業ニ屬スル事業ノ求人  
 二 新規學校卒業者ヲ雇入レントスル求人  
 三 季節的ニ勞務者ヲ雇入レントスル求人

第九條 求人ノ申込ハ紹介期限ノ特定セルモノ其ノ他特ニ必要アルモノヲ除外之ヲ受理シタル日ヨリ翌月末日迄ノ間之ヲ有効トス

第十條 勞務ノ適正ナル配置ヲ圖ル爲必要アリト認メタルトキハ求人申込ノ員數、募集希望地域、紹介期限等ニ付變更ヲ求ムルコトアルベシ

第十一條 求人ノ申込ノ内容法令ニ違反スルトキ若ハ著シク不適當ト認メタルトキ又ハ前條ノ變更要求ニ應ゼザルトキハ之ヲ受理セザルモノトス

第十二條 求人ノ申込ヲ受理シタル後ト雖モ前項ノ場合ニ該當スルニ至リタルトキハ之ガ受理ヲ取消シ其ノ旨求人者ニ通知スルモノトス

第十三條 求人者求人ノ申込ヲ爲シタル後其ノ内容ヲ變更セントスルトキ又ハ申込ヲ取消セントスルトキハ直ニ其ノ旨申出ヅベシ

第十四條 國民職業指導所(厚生省又ハ道府縣)既ニ聯絡ヲ爲シタル求人ニ付前條ノ變更又ハ取消ノ申出ヲ受ケタルトキハ直ニ電信、電話又ハ文書ニ依リ之ヲ聯絡先ニ通報スベシ

第十五條 道府縣前條第三號ノ聯絡ヲ受ケタルトキハ直ニ適當ト認ムル道府縣ニ之ヲ聯絡スベシ但シ數道府縣ノ地域ニ亘リ多數ノ勞務者ヲ雇入レントスルモノナルトキハ該國民職業指導所ニ直接聯絡スルコトヲ得

第十六條 厚生省第五條ノ求人ノ申込ヲ受理シタルトキハ直ニ求人割當票ニ登載シタル上適當ト認ムル道府縣ニ之ヲ割當テ聯絡スベシ

第十七條 道府縣第五條第一號又ハ第二號ノ求人ノ申込ヲ受理シタルトキハ直ニ求人割當票ニ登載シタル上適當ト認ムル國民職業指導所ニ之ヲ割當テ聯絡スベシ

第十八條 道府縣前二條ノ聯絡ヲ受ケタルトキハ速ニ適當ト認ムル國民職業指導所ニ之ヲ割當テ聯絡スベシ

第十九條 國民職業指導所求人ノ聯絡ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ求人票ニ登錄スベシ

第二十條 第八條ノ規定ニ依リ求人申込ノ時期ヲ指定セル求人ノ申込ノ處理ニ付テハ別ニ之ヲ定ムルコトアルベシ

第二十一條 求人者求人ノ申込ヲ爲サントスルトキハ自ラ國民職業指導所ニ出頭シ左ノ事項ヲ具シ申込ムベシ但シ國民職業指導所ニ出頭シ難キ場合ニ於テハ居住地ノ市區町村長又ハ聯絡委員ニ之ガ取次ヲ依頼スルコトヲ得

一 求職者ノ氏名、男女ノ別、年齢、本籍地及現住所  
 二 戸主及其ノ續柄並ニ家族

第三節 求職ノ時期  
 第二十二條 求職者求職ノ申込ヲ爲サントスルトキハ自ラ國民職業指導所ニ出頭シ左ノ事項ヲ具シ申込ムベシ但シ國民職業指導所ニ出頭シ難キ場合ニ於テハ居住地ノ市區町村長又ハ聯絡委員ニ之ガ取次ヲ依頼スルコトヲ得

一 求職者ノ氏名、男女ノ別、年齢、本籍地及現住所  
 二 戸主及其ノ續柄並ニ家族

求人ノ申込ヲ受理シタル後ト雖モ前項ノ場合ニ該當スルニ至リタルトキハ之ガ受理ヲ取消シ其ノ旨求人者ニ通知スルモノトス

第十三條 求人者求人ノ申込ヲ爲シタル後其ノ内容ヲ變更セントスルトキ又ハ申込ヲ取消セントスルトキハ直ニ其ノ旨申出ヅベシ

第十四條 國民職業指導所(厚生省又ハ道府縣)既ニ聯絡ヲ爲シタル求人ニ付前條ノ變更又ハ取消ノ申出ヲ受ケタルトキハ直ニ電信、電話又ハ文書ニ依リ之ヲ聯絡先ニ通報スベシ

第十五條 道府縣前條第三號ノ聯絡ヲ受ケタルトキハ直ニ適當ト認ムル道府縣ニ之ヲ聯絡スベシ但シ數道府縣ノ地域ニ亘リ多數ノ勞務者ヲ雇入レントスルモノナルトキハ該國民職業指導所ニ直接聯絡スルコトヲ得

第十六條 厚生省第五條ノ求人ノ申込ヲ受理シタルトキハ直ニ求人割當票ニ登載シタル上適當ト認ムル道府縣ニ之ヲ割當テ聯絡スベシ

第十七條 道府縣第五條第一號又ハ第二號ノ求人ノ申込ヲ受理シタルトキハ直ニ求人割當票ニ登載シタル上適當ト認ムル國民職業指導所ニ之ヲ割當テ聯絡スベシ

第十八條 道府縣前二條ノ聯絡ヲ受ケタルトキハ速ニ適當ト認ムル國民職業指導所ニ之ヲ割當テ聯絡スベシ

第十九條 國民職業指導所求人ノ聯絡ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ求人票ニ登錄スベシ

第二十條 第八條ノ規定ニ依リ求人申込ノ時期ヲ指定セル求人ノ申込ノ處理ニ付テハ別ニ之ヲ定ムルコトアルベシ

第二十一條 求人者求人ノ申込ヲ爲サントスルトキハ自ラ國民職業指導所ニ出頭シ左ノ事項ヲ具シ申込ムベシ但シ國民職業指導所ニ出頭シ難キ場合ニ於テハ居住地ノ市區町村長又ハ聯絡委員ニ之ガ取次ヲ依頼スルコトヲ得

一 求職者ノ氏名、男女ノ別、年齢、本籍地及現住所  
 二 戸主及其ノ續柄並ニ家族

第三節 求職ノ時期  
 第二十二條 求職者求職ノ申込ヲ爲サントスルトキハ自ラ國民職業指導所ニ出頭シ左ノ事項ヲ具シ申込ムベシ但シ國民職業指導所ニ出頭シ難キ場合ニ於テハ居住地ノ市區町村長又ハ聯絡委員ニ之ガ取次ヲ依頼スルコトヲ得

一 求職者ノ氏名、男女ノ別、年齢、本籍地及現住所  
 二 戸主及其ノ續柄並ニ家族

第三節 求職ノ時期  
 第二十二條 求職者求職ノ申込ヲ爲サントスルトキハ自ラ國民職業指導所ニ出頭シ左ノ事項ヲ具シ申込ムベシ但シ國民職業指導所ニ出頭シ難キ場合ニ於テハ居住地ノ市區町村長又ハ聯絡委員ニ之ガ取次ヲ依頼スルコトヲ得

一 求職者ノ氏名、男女ノ別、年齢、本籍地及現住所  
 二 戸主及其ノ續柄並ニ家族

第三節 求職ノ時期  
 第二十二條 求職者求職ノ申込ヲ爲サントスルトキハ自ラ國民職業指導所ニ出頭シ左ノ事項ヲ具シ申込ムベシ但シ國民職業指導所ニ出頭シ難キ場合ニ於テハ居住地ノ市區町村長又ハ聯絡委員ニ之ガ取次ヲ依頼スルコトヲ得

一 求職者ノ氏名、男女ノ別、年齢、本籍地及現住所  
 二 戸主及其ノ續柄並ニ家族

第三節 求職ノ時期  
 第二十二條 求職者求職ノ申込ヲ爲サントスルトキハ自ラ國民職業指導所ニ出頭シ左ノ事項ヲ具シ申込ムベシ但シ國民職業指導所ニ出頭シ難キ場合ニ於テハ居住地ノ市區町村長又ハ聯絡委員ニ之ガ取次ヲ依頼スルコトヲ得

一 求職者ノ氏名、男女ノ別、年齢、本籍地及現住所  
 二 戸主及其ノ續柄並ニ家族



第四章 日傭務登録

第二十七條 國民職業指導所ハ求職ノ申込ヲ受理シタル者ノ中相當長期間ニ亘リ日傭務ヲ反覆從事スベキモノニ付テハ必要ニ應ジ之ヲ日傭務者臺帳ニ登録スベシ

第二十八條 國民職業指導所前條ノ登録ヲ爲シタルトキハ登録票ヲ交付スベシ

前項ノ登録票ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ貸與スルコトヲ得ズ

第二十九條 前條ノ登録ノ有効期間ハ登録シタル日ヨリ六月トス但シ國民職業指導所長特ニ必要アリト認メタルトキハ一年トスルコトヲ得

第三十條 登録者前條ノ有効期間後繼續シテ登録ヲ希望スルトキハ登録期間満了前二十日以内ニ自ラ出頭シ其ノ旨申出ヅベシ

第三十一條 登録者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ國民職業指導所長ハ其ノ登録ヲ取消シ且登録票ヲ回收スベシ

一 虚偽ノ申告ヲ爲シ登録ヲ受ケタルトキ

二 國民職業指導所ノ紹介アルニ拘ハラズ故ナク引續キ三十日以上就勞セザルトキ

三 不正ノ所爲アリタルトキ

四 其ノ他登録ヲ適當ナラズト認メタルトキ

第三十二條 登録票ヲ毀損シ又ハ亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ且毀損ノ場合ハ其ノ登録票ヲ添へ再交付ヲ申出ヅベシ

第五章 求人又ハ求職ノ開拓

第三十三條 國民職業指導所其ノ管轄區域ニ就職セントスル求職ノ

申込ヲ受理シ又ハ求職ノ聯絡ヲ受ケタルトキ其ノ他必要アリト認メタルトキハ適宜ノ方法ヲ講ジ適當求人ノ開拓ニ努ムベシ

第三十四條 國民職業指導所其管轄區域ヨリ勞務者ヲ雇入レントスル求人ヲ受理シ又ハ求人ノ聯絡ヲ受ケタルトキ其ノ他必要アリト認メタルトキハ市町村、小學校、各種團體、聯絡委員等ト緊密ナル提携ヲ保チ求人内容ノ周知徹底ヲ圖リ適當求職者ノ開拓ニ努ムベシ

第六章 紹介

第三十五條 國民職業指導所ハ時局ニ緊要ナル求人ニ付テハ他ニ優先シテ紹介スルコトヲ得

第三十六條 國民職業指導所ハ傷痍軍人、歸郷軍人其ノ他特別ノ事情アリト認メタル求職者ニ付テハ他ニ優先シテ紹介スルコトヲ得

第三十七條 國民職業指導所求職者ヲ求人者ニ紹介セントスルトキハ求職者ニ紹介狀ヲ交付スベシ但シ國民職業指導所求職者ヲ一定ノ場所ニ集合セシメ求人者ヲシテ詮衡セシムル等ノ場合ニ在リテハ之ヲ省略スルコトヲ得

第三十八條 求職者前條ノ紹介狀ノ交付ヲ受ケタルトキハ紹介セラレタルトキハ紹介セラレタル求人者ニ之ヲ提示スベシ

第三十九條 國民職業指導所必要アリト認メタルトキハ求人者ノ行ヲ詮衡ニ立會ヒ又ハ必要ナル指示ヲ爲スコトアルベシ

第四十條 國民職業指導所ハ必要ニ應ジ求人者ヨリ求職者ノ詮衡ノ委任ヲ受クルコトヲ得

第四十一條 求人者求職者ノ採否決定ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ願末ヲ關係國民職業指導所ニ報告スベシ但シ日傭務者ノ紹介ヲ受

ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十二條 國民職業指導所ハ聯絡ヲ受ケタル求人又ハ求職ニ付其ノ斡旋願末ヲ取扱終了ト同時ニ所轄道府縣(直接聯絡ヲ受ケタルトキハ聯絡ヲ爲シタル國民職業指導所)ニ通報スベシ

前項ノ通報ヲ受ケタル道府縣ハ速ニ厚生省又ハ關係道府縣ニ之ヲ通報スベシ

前項ノ通報ヲ受ケタル道府縣ハ速ニ管内ノ關係國民職業指導所ニ之ヲ通報スベシ

第四十三條 求人者又ハ求職者本規程ニ違反シ又ハ本規程ニ基キ國民職業指導所ノ爲シタル指示ニ反シタルトキハ國民職業指導所長ハ其ノ紹介ヲ拒絕又ハ中止スルコトアルベシ

(昭和十五年八月一日ヨリ施行)



## 勞務供給事業規則

(昭和十三年六月二十九日厚生省令第十八號  
昭和十五年十一月十五日厚生省令第四十九號改正  
昭和十六年二月一日厚生省令第五號改正)

- 第一條 本令ハ職業紹介法(以下法ト稱ス)第八條ノ規定ニ依ル勞務供給事業ニ之ヲ適用ス
- 第二條 法第八條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ勞務供給事業ハ勞務者ヲ有料ニテ又ハ營利ノ目的ヲ以テ當時十人以上供給スル事業トス(昭和十五年十一月厚生省令第四十九號改正)
- 第三條 勞務供給事業ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ事業所在地ヲ管轄スル地方長官ニ申請スベシ
  - 一 本籍、住所、氏名、年齢及履歷、法人ナルトキハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地、定款、理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ住所、氏名及履歷
  - 二 事業所ノ所在地及名稱
  - 三 主トシテ勞務者ヲ供給スル區域又ハ勞務者ノ主タル供給先(昭和十五年十一月厚生省令第四十九號改正)
  - 四 所屬勞務者ノ職種別員數(昭和十五年十一月厚生省令第四十九號改正)
  - 五 所屬勞務者ニ支給スル賃金其ノ他ノ給與ノ額及支給方法(昭和十五年十一月厚生省令第四十九號改正)
  - 六 供給ニ依ル收益方法又ハ報償ノ額若ハ率(昭和十五年十一月厚生省令第四十九號追加)
  - 七 他ノ勞務供給事業ヲ行フ者ニ對シ所屬勞務者ヲ供給スル場合ノ利益ノ配分方法(昭和十五年十一月厚生省令第四十九號改正)
  - 八 他ノ者ヨリ供給ヲ受ケタル勞務者ヲ供給スル場合ノ利益ノ配分方法
  - 九 所屬勞務者ノ業務上ノ負傷、疾病、死亡等ニ對スル扶助其ノ他ノ措置
  - 十 所屬勞務者ニ對スル金品ノ貸付及回收方法
  - 十一 所屬勞務者ノ宿泊施設ヲ設クルトキハ其ノ所在地、構造(平面圖添附)、宿泊定員及宿泊料金額
  - 十二 所屬勞務者ニ對スル福利施設ヲ設クルトキハ其ノ内容
- 第四條 勞務供給事業ヲ行フ者(以下供給業者ト稱ス)ハ事業所ノ所在地、前條第三號乃至第十二號ノ事項又ハ法人ノ定款若ハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ヲ變更セントスルトキハ事業所在地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受クベシ(昭和十五年十一月厚生省令第四十九號改正)
- 第五條 前二條ノ許可ノ申請書ハ事業所(一道府縣内ニ數事業所ヲ設クルモノニ在リテハ其ノ道府縣内ニ於ケル主タル事業所)所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ヲ經由スベシ(昭和十五年十一月厚生省令第四十九號改正)
- 第六條 供給業者及其ノ同居ノ戸主、家族ハ宿屋、料理屋、飲食店貸座敷、待合、藝妓屋、遊戯場、藝妓娼妓酌婦若ハ之ニ類スルモ



ノノ周旋業、質屋、古物商、金銭貸付業其ノ他之ニ類スル營業ヲ爲シ又ハ其ノ營業者ノ從業者トナルコトヲ得ズ但シ地方長官支障ナシト認メテ認可シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ(昭和十五年十一月厚生省令第四十九號改正)

前項ノ規定ハ供給業者法人ナルトキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ準用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ノ法定代理人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 供給業者ハ未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ妻ニシテ其ノ法定代理人、後見人、保佐人又ハ夫ノ承諾ナキ者ヲ所屬勞務者ト爲スコトヲ得ズ但シ已ムヲ得ザル事由ニ因リ其ノ承諾ヲ得ルコト能ハザル場合ニ於テ本人ヲ保護スル者ノ承諾アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七條ノ二 供給業者ハ從業者移動防止令第二條ノ指定從業者ヲ所屬勞務者ト爲スコトヲ得ズ(昭和十五年十一月厚生省令第四十九號追加)

- 第八條 供給業者ハ左ニ掲グル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ
  - 一 事業ニ關シ誇大又ハ虚偽ノ廣告又ハ揭示ヲ爲スコト
  - 二 所屬勞務者ノ意思ニ反シテ供給ヲ爲スコト
  - 三 金品ヲ給與シ又ハ貸付ケテ所屬勞務者タルコトヲ勸誘スルコト
  - 四 被傭中ノ者ヲ勸誘シ所屬勞務者トスルコト
  - 五 所屬勞務者ニ對シ其ノ財物ノ保管ヲ求メ又ハ保管シタル財物

ノ返還ヲ故ナク拒ムコト

- 六 所屬勞務者ニ對シ財物ノ賣買又ハ質入ヲ勸誘スルコト
- 七 所屬勞務者ノ財物ヲ買受ケテ不當ノ利益ヲ得ルコト
- 八 所屬勞務者ニ對シ風俗ヲ紊ル行爲ヲ爲スコト
- 九 所屬勞務者ニ對シ遊興ヲ勸誘シ又ハ其ノ案内ヲ爲スコト
- 十 所屬勞務者ノ外出、通信若ハ面接ヲ妨ゲ其ノ他所屬勞務者ノ自由ヲ拘束シ又ハ苛酷ナル取扱ヲ爲スコト
- 十一 當該官吏又ハ所屬勞務者ヲ保護スル者ニ對シ所屬勞務者ノ所在ヲ隠蔽シ又ハ之ヲ偽ルコト
- 十二 所屬勞務者ノ宿泊施設ニ定員ヲ超エテ宿泊セシムルコト
- 十三 故ナク所屬勞務者ノ宿泊施設ニ所屬勞務者ニ非ザル者ヲ宿泊セシムルコト

第九條 供給業者從業者ヲ使用スルコトキハ使用開始ノ日ヨリ五日以内ニ其ノ本籍、住所、氏名、年齢及履歷ヲ事業所所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ヅベシ

- 第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルコトキハ供給業者ハ七日以内ニ事業所所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ヅベシ
  - 一 供給業者ノ本籍、住所、氏名(法人ナルトキハ其ノ名稱、主たる事務所ノ所在地、理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ住所又ハ氏名)又ハ事業所ノ名稱ヲ變更シタルトキ
  - 二 供給業者廢業シタルトキ

- 三 從業者ノ使用ヲ罷メタルトキ
- 四 從業者ノ住所又ハ氏名ニ變更アリタルトキ
- 五 從業者死亡シタルトキ

供給業者死亡シタルトキハ其ノ相續人又ハ戶主ヨリ、供給業者タル法人解散シタルトキハ清算人ヨリ前項ニ準ジ届出ヅベシ

第十一條 供給業者ハ事業所ニ左ノ帳簿ヲ備ヘ日日供給ニ關スル事項ヲ記載スベシ(昭和十五年十一月厚生省令第四十九號改正)

- 一 所屬勞務者名簿(様式第一號)
- 二 勞務者供給簿(様式第二號)
- 三 賃金受拂簿(様式第三號)

前項ノ帳簿ハ最後ノ記載ヲ爲シタル日ヨリ三年間之ヲ保存スベシ

第十二條 供給業者ハ毎月五日迄ニ前月ノ事業狀況ヲ各事業所毎ニ様式第四號ニ依リ事業所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ヅベシ

第十三條 當該官吏ハ供給業者ニ對シ書類、帳簿ノ提示ヲ命ズルコトヲ得

第十四條 地方長官必要アリト認ムルコトキハ第三條第五號乃至第十號ノ事項ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトキハ其ノ事業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトヲ得

- 一 供給業者本令若ハ本令ニ基ク命令又ハ之ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタルトキ
- 二 供給業者正當ノ事由ナクシテ六月以上其ノ業務ヲ行ハザルト

- 三 前各號ノ外供給業者事業ヲ行フニ適セズト認ムルコト
- 第十六條 國民職業指導所長ハ從業者勞務供給事業ニ從事セシムルニ適セズト認ムルコトキハ其ノ使用ヲ禁止スルコトヲ得
- 第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
  - 一 第四條、第六條乃至第八條、第九條第一項、第十條乃至第十二條ノ規定ニ違反シタル者
  - 二 第十一條第一項ノ帳簿ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
  - 三 第十三條、第十四條又ハ第十六條ノ規定ニ基ク命令ニ違反シタル者
- 第十八條 本令ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ其ノ事業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ノ法定代理人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十九條 供給業者ハ從業者、同居ノ戶主、家族又ハ雇人ニシテ其ノ事業ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
- 第二十條 地方長官ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ第二條ノ規定ニ拘ハラズ業務ノ種類ヲ限リ別段ノ定メヲ爲スコトヲ得
- 第二十一條 本令中地方長官トアルハ附則第二項ヲ除クノ外東京府



ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス

附 則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第五條第二項ノ規定ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
第十二條ノ規定ニ依リ職業紹介所長ニ爲スベキ届出ハ昭和十四年三月三十一日迄ハ事業所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ爲スベシ  
法第二十二條ノ勞務供給事業ヲ行フ者又ハ其ノ同居ノ戸主若ハ家族本令施行ノ際現ニ第六條ノ規定ニ依リ禁止セラレタル事項ヲ行フトキハ特ニ地方長官ノ許可ヲ受ケテ本令施行ノ日ヨリ一年ヲ限り其ノ事項ヲ行フコトヲ得

附 則

(昭和十五年十一月十五日)  
(厚生省令第四十九號)

本令ハ昭和十五年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

昭一六

本令施行ノ際現ニ行フ勞務供給事業ニシテ従前ノ規定ニ依リ法第八條第一項ノ許可ヲ受クルコトヲ要セザリシモノニ付テハ其ノ事業ヲ行フ者ガ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ申請シタル場合ニ限り其ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分アル迄第二條ノ規定ニ拘ラズ法第八條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ事業ニ非ザルモノトス  
別表ヲ別記ノ如ク改ム

附 則

(昭和十六年二月一日)  
(厚生省令第二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式第一號(所屬勞務者名簿)

登 録 番 號	所屬勞務者トナリタル年 月 日	本 籍 地 道 府 縣	住 所	職 種	氏 名 及 生 年 月 日
	年 月 日				年 月 日
	年 月 日				年 月 日
	年 月 日				年 月 日
	年 月 日				年 月 日
	年 月 日				年 月 日
	年 月 日				年 月 日
	年 月 日				年 月 日
	年 月 日				年 月 日
	年 月 日				年 月 日
	年 月 日				年 月 日

備 考

- 一、本簿ニハ所屬勞務者ヲ所屬勞務者トナリタル時ノ順ニ連記スルコト
- 二、記載事項ニ異動アリタルトキハ直ニ整理訂正スルコト
- 三、所屬勞務者所屬勞務者タラザルニ至リタルトキハ朱線ヲ以テ之ヲ抹消シ其ノ年月日ヲ欄外ニ附記スルコト
- 四、登録番號ハ各簿冊毎ニ一貫番號トスルコト
- 五、職種ノ欄ニハ職工、大工、人夫、仲仕、家事婦、附添婦、料理人、給仕人等所屬勞務者ノ職種ノ名稱ヲ具體的ニ記載スルコト
- 六、本簿ハ横書ト爲スモ支障ナキコト
- 七、本簿ハ職種別、男女別ニ別冊ト爲スモ支障ナキコト、職種別ニ別冊ト爲シタルトキハ表紙ニ其ノ職種ヲ明記シ「職種」ノ欄ヲ省略スルモ支障ナキコト
- 八、本簿ノ各欄ノ位置ヲ若干變更シ又ハ所定以外ノ欄ヲ設クルモ支障ナキコト



様式第二號 (勞務供給簿)

(甲)

供給年月日	名	稱	事業種別	供給シタル職務者ノ職種別	供給人員	供給シタル勞務者ノ氏名又ハ登録番號
年 月 日					男 女	
年 月 日						
年 月 日						

(乙)

先給供	所屬勞務者ノ氏名	月給
		日給
		月 日
		月 日
		月 日

備考

- 一、所屬勞務者多數ニシテ且一供給先ニ同時ニ相當數ノ勞務者ヲ供給スル事業ニ在リテハ原則トシテ(甲)様式ニ依リ其ノ他ノ事業ニ在リテハ原則トシテ(乙)様式ニ依ルコト
- 二、「供給先」ノ欄ニハ何々工場、何々會社、何々商店、何々病院、何々町何某等具體的ニ記載スルコト
- 三、「供給シタル勞務者」ノ欄ニハ職種別ハ職工、大工、人夫、仲仕、家事婦、附添婦、料理人、給仕人等所屬勞務者ノ職種ノ名稱ヲ具體的ニ記載スルコト
- 四、「登録番號」ハ所屬勞務者名簿ノ登録番號ヲ用フルコト、所屬勞務者名簿數冊アルトキハ其ノ區分ヲ明ニスルコト
- 五、所屬勞務者ノ職種ガ一ノミナル事業ニ在リテハ「職種別」ノ欄ハ之ヲ設ケザルモ支障ナキコト
- 六、本簿ハ横書ト爲スモ支障ナキコト
- 七、本簿ノ各欄ノ位置ヲ若干變更シ又ハ所定以外ノ欄ヲ設クルモ支障ナキコト
- 八、本簿ノ各欄ノ位置ヲ若干變更シ又ハ所定以外ノ欄ヲ設クルモ支障ナキコト

様式第三號 (賃金受拂簿)

受 拂	供給先	賃金收受總額又ハ勞務供給請負金收受總額	手數料其ノ他ノ報償收受總額	所屬勞務者ヘノ支拂及所屬勞務者ヨリノ收受	賃金支拂總額	手數料其ノ他ノ報償收受總額	備考
年 月 日				職種別			
月 日				性別			
月 日				人員			
月 日							
月 日							
月 日							

備考

- 一、本簿ニハ賃金、請負金、手數料其ノ他勞務ノ供給ニ關シ收受又ハ支拂ヲ爲シタルトキハ其ノ都度必要事項ヲ記載スルコト
- 二、本簿ハ供給先ヨリノ收受簿ト所屬勞務者ヘノ支拂及所屬勞務者ヨリノ收受簿トノ二ニ區分スルモ支障ナキコト
- 右ノ場合ニ於テ同一ノ供給先ニ繼續シテ供給スルトキハ收受簿ハ供給先毎ニ口座ヲ別トシ日ノ供給先ノ記載ヲ省略スルモ支障ナキコト
- 三、本簿ハ毎月其ノ月中ノ各欄ノ金額ヲ集計シ之ヲ朱記シ置クコト
- 四、本簿ハ横書ト爲スモ支障ナキコト
- 五、本簿ノ各欄ノ位置ヲ若干變更シ又ハ所定以外ノ欄ヲ設クルモ支障ナキコト







者ハ様式第二號ニ依ル勞務者募集計畫書ヲ應募者ノ就業場所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ但シ第四條但書ノ募集ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ勞務者募集計畫書ハ之ニ其ノ副本二通ヲ添附シ勞務者募集許可申請書ト共ニ就業場所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ヲ經由スベシ

第七條 募集主ハ勞務者ノ募集ニ關シ掲出又ハ頒布スル文書ニ付應募者ノ就業場所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ノ檢閲ヲ受クベシ但シ新聞、雜誌其ノ他ノ定期出版物ニ掲載スル廣告ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

國民職業指導所長支障ナシト認ムルトキハ募集主ノ請求ニ依リ前項ノ文書ニ檢印ヲ爲スベシ

第八條 募集主勞務者ノ募集ニ關シ文書ヲ掲出又ハ頒布セントスルトキハ募集從事者ヲシテ掲出又ハ頒布セシムル場合ヲ除クノ外其ノ文書ヲ添附シ様式第三號ニ依リ募集地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ツベシ但シ新聞、雜誌其ノ他ノ定期出版物ニ廣告ヲ掲載スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ届出ニ添附スベキ文書ハ就業場所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ノ檢印ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス

第九條 地方長官必要アリト認ムルトキハ募集主ニ對シ地域ヲ指定シテ勞務者ノ募集ニ關スル文書ノ掲出又ハ頒布ヲ制限スルコトヲ得

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ募集主ハ其ノ掲出シタル勞

務者ノ募集ニ關スル文書ヲ撤去スベシ

一 掲出シタル文書ニ記載シタル事項ニ變更アリタルトキ

二 募集ヲ終了シタルトキ

三 募集期間満了シタルトキ

四 募集ヲ罷メタルトキ

五 募集ノ許可ヲ取消サレタルトキ

六 事業ヲ廢止シタルトキ

第十一條 募集主募集從事者タルコトヲ委託シタルトキハ様式第四號ニ依リ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル勞務者募集從事委託書ヲ其ノ者ニ交付スベシ

一 募集主ニ關スル事項

二 應募者ノ就業場ニ關スル事項

三 募集從事者ニ關スル事項

第十二條 募集主募集從事者ヲシテ應募ノ勸誘ヲ爲サシムルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル就業案内ヲ募集從事者ニ交付スベシ

一 募集主ニ關スル事項

二 應募者ノ就業場及應募者ノ就業スベキ事業ニ關スル事項

三 短期ノ事業ニ在リテハ其ノ事業ノ開始及終了期日

四 就業時間、休憩時間、休日及夜間作業ニ關スル事項

五 賃金ニ關スル事項

六 宿舍、食事ノ費用、往復ノ旅費等ノ負擔ニ關スル事項

七 制裁ノ定アルトキハ之ニ關スル事項

八 雇傭期間及解雇ニ關スル事項

九 負傷、疾病又ハ死亡ノ場合ニ於ケル扶助ニ關スル事項

第十三條 募集從事者勞務者ノ募集ニ著手セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ様式第五號ニ依リ各募集地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ツベシ但シ他ノ募集從事者ノ勸誘シタル應募者ノ引率旅行ノミヲ爲ス募集從事者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 募集主ニ關スル事項

二 應募者ノ就業場及應募者ノ就業スベキ事業ニ關スル事項

三 募集從事者ニ關スル事項

四 募集從事中ノ居所及事務所ニ關スル事項

五 當該國民職業指導所管内ニ於ケル募集從事期間及募集決定人員

六 應募者ノ集合ニ關スル事項

七 其ノ他募集ニ關スル事項

前項ノ届出ニハ勞務者ノ募集ニ關シ掲出又ハ頒布スベキ文書各二通(一通ハ就業場所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ノ檢印ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス)及勞務者募集從事委託書ヲ添附スベシ

第一項ノ規定ニ依リ届出デタル事項ニ變更アリタルトキハ三日以内ニ第一項ノ届出ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ其ノ旨届出ツベシ

第十四條 國民職業指導所長前條ノ届出アリタル場合ニ於テ支障ナシト認ムルトキハ様式第六號ニ依リ勞務者募集從事證ヲ交付スベシ

勞務者募集從事證ヲ滅失、紛失又ハ毀損シタルトキハ募集從事者ハ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得

勞務者募集從事證ノ記載事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ募集從事者ハ遲滞ナク其ノ書換ヲ申請スベシ

前二項ノ申請ハ勞務者募集從事委託書ヲ添附シ様式第七號ニ依リ之ヲ爲スベシ

第十五條 募集從事者應募者ヲ引率シテ旅行セントスルトキハ勞務者募集從事委託書ヲ添附シ様式第八號ニ依リ出發地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ツベシ

國民職業指導所長前項ノ届出アリタル場合ニ於テ支障ナシト認ムルトキハ様式第九號ニ依リ應募者引率旅行證ヲ交付スベシ

第十六條 募集從事者ハ勞務者ノ募集ニ從事中ハ勞務者募集從事委託書及勞務者募集從事證又ハ應募者引率旅行證ヲ携帯スベシ

募集從事者ハ應募者若ハ應募セントスル者又ハ之ヲ保護スル者ノ請求アリタルトキハ其ノ勞務者募集從事委託書及勞務者募集從事證又ハ應募者引率旅行證ヲ提示スベシ

第十七條 募集從事者ハ應募セントスル者ニ對シ第十二條ノ就業案内ヲ交付シ其ノ主旨ヲ懇示スベシ

第十八條 募集從事者ハ勞務者ノ募集ニ從事中様式第十號ニ依リ應募者名簿ヲ携帯シ又ハ第十三條ノ規定ニ依リ届出デタル居所若ハ事務所ニ備付クベシ但シ他ノ募集從事者ノ勸誘シタル應募者ノ斡衡又ハ引率旅行ノミヲ爲ス募集從事者ハ此ノ限ニ在ラズ



第十九條

募集従事者ハ自己ノ勸誘シタル應募者ヲ他ノ募集従事者ガ銜シ又ハ引率旅行ストキハ其ノ銜又ハ引率セラルル應募者ニ付應募者名簿ノ寫ヲ作成シ其ノ銜又ハ引率旅行ヲ爲ス募集従事者ニ交付スベシ

第二十條

募集従事者ハ毎月ノ勞務者ノ募集ノ狀況ヲ翌月五日迄ニ様式第十一號ニ依リ募集地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ヅベシ但シ他ノ募集従事者ノ勸誘シタル應募者ノ銜又ハ引率旅行ノミヲ爲ス募集従事者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條

募集従事者各國民職業指導所管内ニ於ケル勞務者ノ募集ヲ終了シタルトキハ募集終了ノ日ヨリ五日以内ニ勞務者募集従事者ヲ添附シ様式第十二號ニ依リ當該國民職業指導所長ニ届出ヅベシ

第二十二條

募集従事者ハ未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ妻ニ付テハ其ノ法定代理人、後見人、保佐人又ハ夫ノ承諾アルニ非ザレバ之ヲ募集ストコトヲ得ズ但シ己ムヲ得ザル事由ニ依リ承諾ヲ得ルコト能ハザル場合ニ於テ本人ヲ保護スル者ノ承諾アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條

募集従事者ハ左ニ掲グル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ  
一 勞務者募集従事委託書、勞務者募集従事證又ハ應募者引率旅行證ヲ他人ニ讓渡シ又ハ貸與スルコト  
二 募集ニ關シ事實ヲ隱蔽シ、誇大虚偽ノ言辭ヲ弄シ其ノ他不正

ノ手段ヲ用フルコト

第十三條ノ届出ニ添附シタル文書ニ非ザル文書ヲ掲出又ハ頒布スルコト

四 應募ヲ強要スルコト

五 應募ヲ他人ニ委託スルコト

六 應募者ヲ勞務者募集従事證記載ノ募集主以外ノ者ニ周旋スルコト

七 金品ヲ給與シ又ハ貸付ケテ應募ヲ勸誘スルコト

八 被傭中ノ者ニ對シ應募ヲ勸誘スルコト

九 應募者又ハ應募者ヲ保護スル者ヨリ手数料、報酬等何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ金錢其ノ他ノ財物ヲ受クルコト

十 勞務者募集従事委託書記載ノ報償ノ外何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ募集ニ關シ募集主ヨリ金錢其ノ他ノ財物ヲ受クルコト

十一 應募者若ハ應募セントスル者又ハ之ヲ保護スル者ニ對シ其ノ財物ノ保管ヲ求メ又ハ保管シタル財物ノ返還ヲ故ナク拒ムコト

十二 應募者ノ外出、通信若ハ面接ヲ妨グ其ノ他應募者ノ自由ヲ拘束シ又ハ苛酷ナル取扱ヲ爲スコト

十三 當該官吏又ハ應募者ヲ保護スル者ニ對シ應募者ノ所在ヲ隱蔽シ又ハ之ヲ偽ルコト

十四 應募者又ハ應募セントスル者ニ對シ風俗ヲ紊ル虞アル行爲ヲ爲スコト

十五 應募者又ハ應募セントスル者ニ對シ遊興ヲ勸誘シ又ハ其ノ

案内ヲ爲スコト

十六

募集ニ關シ知得シタル人ノ秘密ヲ漏洩スルコト  
第二十四條 國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ募集従事者ニ對シ地域又ハ期間ヲ指定シテ勞務者ノ募集ニ從事スルコトヲ制限スルコトヲ得

第二十五條

當該官吏ハ募集従事者ニ對シ勞務者募集従事委託書、勞務者募集従事證、應募者引率旅行證、應募者名簿其ノ他募集ニ關スル書類、帳簿ノ提示ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條

國民職業指導所長ハ募集従事者勞務者ノ募集ニ關シ違法又ハ不當ナル行爲ヲ爲シ又ハ爲スノ虞アリト認ムルトキハ勞務者ノ募集ニ從事スルコトヲ禁止スルコトヲ得

第二十七條

左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ募集従事者ハ遲滞ナク勞務者募集従事證ヲ返納スベシ  
一 募集主募集従事者ノ委託ヲ解キタルトキ  
二 募集主應募者ヲシテ就業セシムベキ事業ヲ廢止シタルトキ  
三 募集主募集ヲ罷メタルトキ  
四 募集主募集ノ許可ヲ取消サレタルトキ  
五 募集従事者募集従事者タルコトヲ罷メタルトキ  
六 募集従事者募集ニ從事スルコトヲ禁止セラレタルトキ  
第二十八條 應募者引率旅行證ノ交付ヲ受ケタル募集従事者應募者ノ引率旅行ヲ爲サザルニ至リタルトキハ遲滞ナク應募者引率旅行

證ヲ返納スベシ

應募者引率旅行證ノ交付ヲ受ケタル募集従事者應募者ノ引率旅行ヲ終了シタルトキハ遲滞ナク應募者引率旅行證ヲ就業場所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ提出スベシ  
第二十九條 募集従事者死亡シタルトキハ戶籍法第十七條ノ届出義務者ハ遲滞ナク勞務者募集従事證又ハ應募者引率旅行證ヲ返納スベシ

第三十條

募集主ハ勞務者募集従事委託書記載シタルモノノ外何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ勞務者ノ募集ニ關シ募集従事者ニ對シ金錢其ノ他ノ財物ヲ給與スルコトヲ得ズ

第三十一條

左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ應募者又ハ應募者ヲ保護スル者ノ請求アリタルトキハ應募者就業場ニ到着前ニ於テハ募集従事者、到着後ニ於テハ募集主ハ應募者ノ歸郷ノ爲必要ナル措置ヲ爲スベシ  
一 就業案内ニ記載シタル事項ガ事實ト相違シタルトキ  
二 募集主、募集従事者又ハ就業場ハ監督者應募者ヲ虐待シ又ハ凌辱シタルトキ  
三 考試、身體検査其ノ他募集主ノ都合ニ依リ應募者ヲ採用セザルトキ  
四 其ノ他己ムヲ得ザル事由ニ因リ歸郷ヲ必要トスルニ至リタルトキ

第三十二條

左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ募集主ハ五日以内ニ其ノ旨第四條ノ地方長官ニ届出ヅベシ



- 一 第五條第一項第一號ノ事項ニ變更アリタルトキ
- 二 應募者ノ就業場ノ名稱ニ變更アリタルトキ
- 三 應募者ヲシテ就業セシムベキ事業ヲ廢止シタルトキ
- 四 募集ヲ罷メタルトキ
- 五 募集従事者ノ委託ヲ解キタルトキ
- 第三十三條 募集主ハ毎月五日迄ニ前月ノ募集狀況ヲ様式第十三號ニ依リ應募者ノ就業場所所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ヅベシ
- 第三十四條 第五條第三項ノ規定ハ前二條ノ規定ニ依ル届出ニ之ヲ準用ス
- 第三十五條 當該官吏ハ募集主又ハ應募者ノ就業場ノ管理者ニ對シ募集ニ關スル書類、帳簿ノ提示ヲ命ズルコトヲ得
- 第三十六條 地方長官ハ募集ヲ不適當ト認ムルトキハ其ノ募集ノ許可ヲ取消スコトヲ得
- 第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
  - 一 第五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル募集方法ニ依ラズシテ勞務者ノ募集ヲ爲シ又ハ勞務者ノ募集ニ從事シタル者
  - 二 第五條第二項、第七條第一項、第八條第一項、第十條、第十二條、第十三條、第十四條第三項、第十五條第一項、第十六條乃至第二十三條、第二十七條乃至第三十三條ノ規定ニ違反シタル者
  - 三 應募者名簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
  - 四 第九條、第二十四條乃至第二十六條又ハ第三十五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

- 五 勞務者募集従事證又ハ應募者引率旅行證ノ交付ヲ受ケズシテ募集ニ從事シタル者
- 六 募集従事者ヨリ委託ヲ受ケテ應募者ヲ誘募シタル者
- 第三十八條 法人又ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
- 第三十九條 本令ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ其ノ事業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第四十條 本令中地方長官トアルハ第二條、第六條第一項、第九條及第三十三條ヲ除クノ外東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス
- 第四十一條 本令ハ移民保護法ニ依ル募集及船員法ノ船員ノ募集ニハ之ヲ適用セズ

附 則

- 本令ハ昭和十五年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス
- 昭和十三年六月厚生省令第十九號勞務者募集規則ハ之ヲ廢止ス
- 本令施行前法第八條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル勞務者ノ募集ニ關スル本令ノ適用ハ左ノ各號ニ依ル
  - 一 當該勞務者ノ募集ノ許可ノ申請書ニ添附シタル募集ニ關シ配

- 布スベキ文書ニ付テハ第七條及第八條ノ規定ハ之ヲ適用セズ
- 二 従前ノ規定ニ依リ募集従事者證ノ交付ヲ受ケタル募集従事者ニ付テハ第十一條及第十四條第一項ノ規定ハ之ヲ適用セズ此ノ場合ニ於テハ當該募集従事者證ヲ以テ勞務者募集従事委託書及

勞務者募集従事證ト看做ス

附 則 (昭和十六年二月一日)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



(正)

勞務者募集許可申請書

住所又は主たる事務所所在地	住所又は主たる事務所所在地	事務所所在地	氏名又は名稱及 理事其ノ他ノ法 スル役員ノ氏名	所在地	名称	場 應募者ヲシテ就業 セシムヘキ事業	職 種 別	員 人 集 募	募 集 期 間	募 集 區 域	募 集 事 業 從 事 者 數 區 別 募 集 區 域 別 募 集 事 業 從 事 者 數 區 別 募 集 區 域 別 募 集 事 業 從 事 者 數	募 集 事 業 從 事 者 數 區 別 募 集 區 域 別 募 集 事 業 從 事 者 數	者 事 業 從 募 集	種 類 大 サ	法 方 ノ 集 募	書 文 用 集 募	募 集 ヲ 必 要 ト ス ル 理 由
								男 人 女 人	自 年 月 日 至 年 月 日					掲 出 又 ハ 頒 布 ノ 方 法			

縣知事 股

申請人 氏名又は名稱及  
代表者ノ氏名

住所又は主たる事務所所在地

年 月 日

右勞務者募集致度此段及許可申請候也

(2)

勞務者募集許可申請書

住所又は主たる事務所所在地	事務所所在地	氏名又は名稱及 理事其ノ他ノ法 スル役員ノ氏名	所在地	名称	場 應募者ヲシテ就業 セシムヘキ事業	職 種 別	員 人 集 募	募 集 期 間	募 集 區 域	募 集 事 業 從 事 者 數 區 別 募 集 區 域 別 募 集 事 業 從 事 者 數	募 集 事 業 從 事 者 數 區 別 募 集 區 域 別 募 集 事 業 從 事 者 數	者 事 業 從 募 集	種 類 大 サ	法 方 ノ 集 募	書 文 用 集 募	募 集 ヲ 必 要 ト ス ル 理 由	
							男 人 女 人	自 年 月 日 至 年 月 日					掲 出 又 ハ 頒 布 ノ 方 法				

縣知事 股

申請人 氏名又は名稱及  
代表者ノ氏名

住所又は主たる事務所所在地

年 月 日

右勞務者募集致度此段及許可申請候也







様式第三號

募集 住所又ハ主タル事務所 所在地		主 氏名又ハ名稱及理事其 他ノ法人ノ業務ヲ執 行スル役員ノ氏名		就 所 在 地		業 場 名 稱		募集許可ノ年月日及番號		掲出又ハ頒布セントスル文 書ノ數又ハ頒布セントスル地 域及其ノ方法		右勞務者募集文書掲出 頒布可致文書寫 運添附此段及届出候也		年 月 日		住所又ハ主タル 事務所所在地		届 出 人 氏名又ハ名稱及 代表者ノ氏名		國民職業指導所長 殿	
-------------------------	--	--	--	------------------	--	------------------	--	-------------	--	---	--	----------------------------------	--	-------	--	-------------------	--	----------------------------	--	---------------	--

備考

一、本書ノ用紙、大サハ日本標準規格B列5番(182mm×277mm)トスルコト

二、募集主ノ「住所又ハ主タル事務所所在地」ノ欄ニハ募集主個人ナルトキハ其ノ住所ヲ、法人ナルトキハ主タル事務所所在地ヲ記載シ、「氏名又ハ名稱及理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ氏名」ノ欄ニハ募集主個人ナルトキハ其ノ氏名ヲ、法人ナルトキハ其ノ名稱及理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ氏名ヲ記載スルコト、理事共ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員數名ヲルトキハ其ノ主タル者ノ氏名ヲ記載スルコト

三、「掲出又ハ頒布セントスル地域及其ノ方法」ノ欄ニハ掲出ノ場所又ハ頒布ノ地域及之ヲ掲出又ハ頒布ニ從事セシメントスル者、掲出又ハ頒布ノ方法ヲ簡明ニ記載スルコト

四、本書ニ添附スベキ募集ニ關シ掲出又ハ頒布スル文書ハ原則トシテ實物大ノモノナルコトヲ要スルモ其ノ大サ著シク大ニシテ添附シ難キモノニ付テハ縮寫セルモノトシ且其ノ大サヲ明示スルコト

様式第四號 (表面)

勞務者募集從事委託書

報	委 託 ノ 内 容	者事從募集		場業就		主 集 募	
		氏名及生年月日	住 所	本 籍	應募者ヲシテ就業セシムベキ事業	名 稱	所 在 地
價		年 月 日					







備考

- 一、本書ノ用紙ノ大サハ日本標準規格B列4番(257mm×364mm)トスルコト
- 二、募集主ノ「住所又ハ主タル事務所所在地」ノ欄ニハ募集主個人ナルトキハ其ノ住所ヲ、法人ナルトキハ主タル事務所所在地ヲ記載シ、「氏名又ハ名稱及理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ氏名」ノ欄ニハ募集主個人ナルトキハ其ノ氏名ヲ、法人ナルトキハ其ノ名稱及理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ氏名ヲ記載スルコト、理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員數名アルトキハ其ノ主タル者ノ氏名ヲ記載スルコト
- 三、「委託ノ内容」ノ欄ニハ某府縣内ニ於ケル應募ノ勸誘、應募者ノ銓衡、應募者ノ引率等ノ如ク記載スルコト
- 四、「募集豫定人員」ノ欄ニハ届出人ガ應募ノ勸誘ヲ爲シ應募セシムル豫定人員ヲ記載スルコト
- 五、募集ニ關シ頒布又ハ掲出スル文書アルトキハ其ノ文書ノ種類、數、頒布又ハ掲出ノ場所及方法ヲ「備考」欄ニ簡明ニ記載スルコト
- 六、應募者ヲ引率出發スル場合ニ於ケル集合ノ場所及日時ヲ定メタルトキハ「應募者ノ集合場所及日時」欄ニ其ノ場所及日時ヲ記載スルコト
- 七、應募者ノ銓衡ヲ爲ス募集従事者ハ銓衡ノ場所及日時ヲ「備考」欄ニ記載スルコト
- 八、本書ニ添附スベキ募集ニ關シ掲出又ハ頒布スル文書ノ寫ハ原則トシテ實物大ナルコトヲ要スルモ其ノ大サ著シク大ニシテ添附シ難キモノニ付テハ縮寫セルモノトシ且其ノ大サヲ明示スルコト
- 九、他ノ募集従事者ノ勸誘シタル應募者ノ引率旅行ノミヲ爲ス募集従事者ハ本屆ヲ提出スルコトヲ要セザルコト

様式第六號

	第 年 月 日 交付	號	
勞務者募集従事證			住 所 募集従事者 氏 名 年 月 日 生
			國民職業指導所名 印

(面 表)



募集許可年月日及番號	年 月 日 第 號
住所又ハ主タル事務所所在地	
氏名又ハ名稱及理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ氏名	
主 集 募	
場業就	
應募者ヲシテ就業セシムベキ事業	
募集着手年月日	
募集終了豫定年月日	
募集 徴・定 人員	男 人 女 年 年 月 月 日 日
募集 従事中ノ居所	男 人 女 年 年 月 月 日 日
募集 事務 所	
考備	

備 考

一、本書ノ用紙ノ大サハ日本標準規格A列7番(74mm×105mm)トスルコト

二、募集主ノ「住所又ハ主タル事務所所在地」ノ欄ニハ募集主個人ナルトキハ其ノ住所、法人ナルトキハ主タル事務所所在地ヲ記載シ、「氏名又ハ名稱及理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ氏名」ノ欄ニハ募集主個人ナルトキハ其ノ氏名ヲ、法人ナルトキハ其ノ名稱及理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ氏名ヲ記載スルコト、理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員數名アルトキハ其ノ主タル者ノ氏名ヲ記載スルコト

三、「募集 徴定人員」ノ欄ニハ應募ノ勸誘ヲ爲シ應募セシムル豫定人員ヲ記載スルコト

四、募集ニ關シ頒布又ハ掲出スル文書ノ種類、數、頒布又ハ掲出ノ場所及方法並ニ應募者ノ詮衡ノ場所及日時ヲ「備考」欄ニ記載スルコト

(裏面)

様式第七號

國民職業指導所長 殿

申請人 氏 名 住 所 年 月 日

右勞務者募集從事證登記事項變更ニ付勞務者募集從事證及勞務者募集從事委託書添附此段及申請候也

變更了事項

募集許可年月日及番號	年 月 日 第 號
募集從事證交付年月日及番號	年 月 日 第 號

事由

國民職業指導所長 殿

申請人 氏 名 住 所 年 月 日

右勞務者募集從事證紛失ニ付再交付相成度勞務者募集從事委託書添附此段及申請候也

募集許可年月日及番號	年 月 日 第 號
募集從事證交付年月日及番號	年 月 日 第 號

事由

國民職業指導所長 殿

申請人 氏 名 住 所 年 月 日

右勞務者募集從事證紛失ニ付再交付相成度勞務者募集從事委託書添附此段及申請候也

變更了事項

募集許可年月日及番號	年 月 日 第 號
募集從事證交付年月日及番號	年 月 日 第 號

事由

備 考

一、本書ノ用紙ノ大サハ日本標準規格B列5番(182mm×257mm)トスルコト

二、第十四條第二項ノ規定ニ依リ申請ハ(甲)様式ニ、同條第三項ノ規定ニ依リ申請ハ(乙)様式ニ依ルコト

三、(甲)様式ノ「事由」ノ欄ニハ滅失、紛失、毀損ノ事由ヲ記載シ、(乙)様式ノ「事由」ノ欄ニハ變更ノ事由ヲ記載スルコト

四、毀損ノ場合ニハ(甲)様式ノ申請書ニ毀損シタル勞務者募集從事證ヲ添付スルコト







第 號 年 月 日 日交付	住所 募集従事者 氏 名 年 月 日生	應募者引率旅行證 國民職業指導所名 匪
---------------------	---------------------------	------------------------

(面表)

備考	就業場到着ノ日	途中宿泊ノ場所及日時	旅行ノ経路	出發ノ場所及日時	就業場所		募集主ノ姓名	募集主ノ住所	募集主ノ業務	募集主ノ職名
					名	所在地				
	年 月 日 午 時 分	年 月 日 午 時 分		年 月 日 午 時 分						

(面裏)

備考

- 一、本書ノ用紙ノ大サハ日本標準規格A列7番 (74mm X 105mm) トスルコト
- 二、募集主ノ「住所又ハ主タル事務所所在地」ノ欄ニハ募集主個人ナルトキハ其ノ住所、法人ナルトキハ主タル事務所所在地ヲ記載シ、「氏名又ハ名稱及理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ氏名」ノ欄ニハ募集主個人ナルトキハ其ノ氏名ヲ、法人ナルトキハ其ノ名稱及理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ氏名ヲ記載スルコト、理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員數名アルトキハ其ノ主タル者ノ氏名ヲ記載スルコト
- 三、「旅行経路」ノ欄ニハ汽車、汽船、自動車其ノ他船車馬ヲ利用スルトキハ其ノ種類、經由路線名、乗下車船地及乗下車船日時、徒歩ニ依ルトキハ其ノ起終點及出發、到着ノ日時ヲ記載スルコト
- 四、引率スル應募者ノ員數ヲ男女別ニ備考欄ニ記載スルコト



氏名				別女男	月生日	地籍本	住	所	及ノ保護者 及續柄名	年應募 月日	年出應募地 月日	金渡前	汽 車 馬 賃 質 旅	宿 泊 料	其 辦 當 代 費	備 考
日月年	日月年	日月年	日月年		日月年				日月年	日月年	日月年	日月年				

備考

- 一、本簿ノ用紙ノ大サハ日本標準規格B列5番（105mm×257mm）トスルコト
- 二、「本籍地」ノ欄ハ道府縣名ニ依リ記載スルコト
- 三、「住所」ノ欄ニハ應募者ノ應募當時ノ住所ヲ記載スルコト
- 四、「保護者ノ氏名及續柄」ノ欄ニハ第二十二條ノ規定ニ基キ承諾ヲ與ヘタル者ノ氏名及其ノ者ト應募者トノ關係ヲ記載スルコト
- 五、「前渡金」ノ欄ニハ就業場到着前ニ於テ應募者又ハ之ヲ保護スル者ニ交付シタル金額ヲ記載スルコト、返還スルコトヲ要スルモノニ付テハ括弧又ハ朱書ヲ以テ記載スルコト
- 六、「旅費」ノ欄ノ記載ニ付テハ應募者ノ入場ニ要シタル費用ニシテ就業後返還スルコトヲ要スベキモノ（條件附ニテ返還ヲ要セザルモノヲ包含ス）ヲ記載スルコト
- 七、本様式ハ横書トナスモ支障ナキコト
- 八、本様式各欄ノ位置ヲ多少變更シ又ハ所定以外ノ欄ヲ設クルモ支障ナキコト
- 九、本簿ニハ募集主ノ住所及氏名（法人ナルトキハ主たる事務所所在地及名稱）、應募者ノ就業場ノ所在地及名稱並ニ募集従事者ノ住所及氏名ヲ記載シタル表紙ヲ附スルコト

勞務者募集狀況届(年月分)											住所 募集従事者氏名 匪				
募集許可ノ年 月日及番號			年月日第號			募集従事證交付 ノ年月日及番號			年月日第號						
應募人員	職種別										計				
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
	本應募人員														
	同上中未														
本出發人員															
本出發人員															
應募者一覽表															
男女別	職種別	氏名	生年 月日	住所	保護者氏 名及續柄	應募 月日	出發 月日	備	考						
			年月日			月日	月日								
			年月日			月日	月日								
			年月日			月日	月日								
			年月日			月日	月日								
			年月日			月日	月日								
			年月日			月日	月日								
			年月日			月日	月日								
			年月日			月日	月日								
			年月日			月日	月日								

備考

- 一、本簿ノ用紙ノ大サハ日本標準規格B列4番（257mm×364mm）トスルコト
- 二、「住所」ノ欄ニハ應募者ノ應募當時ノ住所ヲ記載スルコト
- 三、「保護者ノ氏名及續柄」ノ欄ニハ第二十二條ノ規定ニ基キ承諾ヲ與ヘタル者ノ氏名及其ノ者ト應募者トノ關係ヲ記載スルコト
- 四、應募者一覽表ニハ其ノ月中ニ應募シタル者全部ノ外前月迄ニ應募シタル者ニシテ其ノ月中ニ出發シタルモノヲモ記載スルコト







工場法關係



# 工場法

明治四十四年三月二十八日法律第四十六號  
大正十二年三月二十九日法律第三十三號改正  
昭和四年三月二十七日法律第二十一號改正  
昭和十年三月二十九日法律第十九號改正

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニ之ヲ適用ス

一 常時十人以上ノ職工ヲ使用スルモノ

二 事業ノ性質危險ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ

本法ノ適用ヲ必要トセサル工場ハ勅令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得

第二條 (削除)

第三條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間ヲ限り前項ノ就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

就業時間ハ工場ヲ異ニスル場合ト雖前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ通算ス

第四條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ午後十一時迄就業セシムルコトヲ得

第五條 (削除)

第六條 (削除)

第七條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ、一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クヘシ

前項ノ休憩時間ハ一齊ニ之ヲ與フヘシ但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

夏季ニ於テ一時間ヲ超ユル休憩時間ヲ設クル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ其ノ超ユル時間以内就業時間ヲ延長スルコトヲ得但シ其ノ延長時間ハ一時間ヲ超ユルコトヲ得ス

第八條 天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル爲必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ事業ノ種類及地域ヲ限り第三條、第四條及前條ノ規定ノ適用ヲ停止スルコトヲ得

避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ得テ期間ヲ限り第三條ノ規定ニ拘ラス就業時間ヲ延長シ、第四條ノ規定ニ拘ラス十六歳以上ノ女子ヲ就業セシメ又ハ前條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得但シ急速ニ腐敗シ又ハ變質スル虞アル原料又ハ材料ノ損失ヲ防ク爲必要ナル場合ニ於テハ繼續四日以上ニ亘ラス且一月ニ付七日ヲ超エサル限り行政官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要セス

臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ都度豫メ行政官廳ニ届出テ一月ニ付七日ヲ超エサル期間就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得



トヲ得

季節ニ依リ繁忙ナル事業ニ付テハ工業主ハ一定ノ期間ニ付豫メ行政官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ期間中一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超エサル限リ就業時間ヲ一時間以内延長スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ認可ヲ受ケタル期間内ハ前項ノ規定ヲ適用セス

第九條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ノ危険ナル部分ノ掃除、注油、検査若ハ修繕ヲ爲サシメ又ハ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ニ調帯、調索ノ取附ケ若ハ取外シヲ爲サシメ其ノ他危険ナル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十條 工業主ハ十六歳未満ノ者ヲシテ毒藥、劇藥其ノ他有害物品又ハ爆發性、發火性若ハ引火性ノ物品ヲ取扱フ業務及著シク塵埃、粉末ヲ飛散シ又ハ有害瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務其ノ他危険又ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十一條 前二條ニ掲ケタル業務ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム  
前條ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ十六歳以上ノ女子ニ付之ヲ適用スルコトヲ得

第十二條 主務大臣ハ病者又ハ産前、産後若ハ生兒哺育中ノ女子ノ就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第十三條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附屬建設物並設備力危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認めルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認めルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得

工二

前項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ工業主ニ命シタル事項ニ付必要ナル事項ヲ職工又ハ徒弟ニ對シ命スルコトヲ得

第十四條 當該官吏ハ工場若ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢シ又ハ就業ノ禁止制限ヲ爲スヘキ疾病若ハ傳染ノ虞アル疾病ニ罹レル疑アル職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證據ヲ携帶スヘシ

第十五條 工業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ職工カ業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ

第十五條ノ二 工業主前條ノ規定ニ基キ扶助ヲ爲シタルトキハ工業主ハ其ノ扶助ノ價額ノ限度ニ於テ民法ニ依ル損害賠償ノ責ヲ免ル工業主及職工ノ出捐スル共濟組合、勅令ノ定ムル所ニ依リ工業主ヲシテ扶助ヲ爲スラ要セザラシムル給付ヲ爲シタルトキハ工業主ハ其ノ給付ノ價額ノ限度ニ於テ民法ニ依ル損害賠償ノ責ヲ免ル  
第十五條ノ三 第十五條ノ規定ニ基キ扶助ヲ受クルノ權利ハ二年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リ消滅ス

第十五條ノ四 第十五條ノ規定ニ基キ扶助ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ス

第十六條 職工徒弟、職工徒弟タラムトスル者若ハ工業主又ハ其ノ法定代理人若ハ工場管理人ハ職工徒弟又ハ職工徒弟タラムトスル者ノ戸籍ニ關シ戸籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第十七條 職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締及徒弟ニ關スル事項ハ勅

令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 工業主ハ工場ニ付一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ヲ選任スルコトヲ得

工業主本法施行區域内ニ居住セサルトキハ工場管理人ヲ選任スルコトヲ要ス

工場管理人ノ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ但シ法人ノ理事、會社ノ業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者及支配人ノ中ヨリ選任スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 前條ノ工場管理人ハ本法及本法ニ基キテ發スル命令ノ適用ニ付テハ工業主ニ代ルモノトス但シ第十五條ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

工業主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ工場管理人ナキトキハ其ノ法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ付亦前項ニ同シ

第二十條 工業主又ハ前條ニ依リ工業主ニ代ル者若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ妨ケタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得

但シ工場ノ管理ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ職工ノ年齢ヲ知ラサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得但シ工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者及取扱者ニ過失ナカリシ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 本法ニ依ル行政官廳ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十四條 主務大臣ハ第一條ニ該當セザル工場ニシテ原動力ヲ用フルモノニ付テハ第三條、第四條、第七條乃至第九條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條及第十八條乃至第二十三條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得但シ第三條ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ其適用後二年以内同條ノ就業時間ヲ一時間以内延長スルコトヲ得

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ハ工場管理人ニ關スル規定及罰則ヲ除クノ外官立又ハ公立ノ工場ニ之ヲ適用ス  
官立工場ニ關シテハ所轄官廳ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政官廳ニ屬スル職務ヲ行フ

工三



附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(大正五年五月勅令第百五十六號ヲ以テ九月一日ヨリ施行ノ旨定メラル)

大正十二年三月二十九日法律第三十三號附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(大正十五年六月五日勅令第百五十二號ヲ以テ大正十五年七月一日ヨリ施行ノ旨定メラル)

工四

本法中十六歳トアルハ本法施行後三年間ハ之ヲ十五歳トス  
職工ヲ二組以上ニ分子交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ本法施行後  
三年間ハ第四條ノ規定ヲ適用セス  
前項ノ規定ニ依リ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ就業セシムル場合ニ  
於テハ毎月少クトモ四回ノ休日ヲ設ケ十日ヲ超エサル期間毎ニ其ノ  
就業時ヲ轉換スヘシ

工場法施行令

第一章 通 則

第一條 左ニ掲クル事業ノミヲ管ム工場ニ付テハ工場法ノ適用ヲ除

外ス但シ内務大臣ノ定ムル原動機ヲ用フルモノハ此ノ限ニ在ラス

一 寒天、凍蒟蒻、凍豆腐、湯葉、麵類又ハ蕪ノ製造

二 行李、籠、和傘骨其ノ他ノ杞柳、籐、竹、竹ノ皮、經木

蕪、莖又ハ蕪ノ手工品ノ製造

三 經木眞田又ハ麥稗眞田ノ編製

四 「アダン」、「バナマ」又ハ之ニ類スルモノヲ以テスル帽子其

ノ他ノモノノ編製

五 扇子、團扇、和傘又ハ提燈ノ製造

六 紙絲、綿、竹又ハ布帛ヲ主タル材料トスル玩具又ハ造花ノ製

造

七 形紙、紙函、元結又ハ水引ノ製造

八 手工ニ依ル被服、足袋其ノ他ノ布帛類ノ裁縫

九 手工ニ依ル組紐ノ編製

一〇 刺繍、「レース」、「バテンレース」又ハ「ドローンウオーク」ノ

業

第二條 鑛業法ノ適用ヲ受クル工場ニ付テハ工場法ノ適用ヲ除外ス

大正五年八月二日勅令第百九十三號  
大正十一年十一月一日勅令第百七十一號改正  
大正十五年六月五日勅令第百五十三號改正  
昭和四年六月二十五日勅令第百二十二號改正  
昭和十一年十二月十九日勅令第百四十六號改正

第三條 左ニ掲クル事業ヲ管ム工場ハ工場法第一條第一項第二號ニ

該當スルモノトス

一 毒藥物又ハ毒劇物ノ製造

二 動物ノ刺製

三 水銀ヲ用フル計器ノ製造

四 水銀唧筒ヲ用フル魔法燈ノ製造

五 鉛ヲ用フル罐ノ製造

六 珪礬鐵器又ハ珪礬藥ノ製造

七 塗料、顏料、印刷用インキ又ハ繪具ノ製造

八 亞硫酸瓦斯、「クハール」瓦斯又ハ水素瓦斯ヲ用フル事業

九 硫黃ノ精製

一〇 「チアソ」加里又ハ硝酸鹽ヲ用フル金屬ノ熱處理

二 「フアクチス」製造

三 脂肪油ノ精製

四 「ボイル」油ノ製造

五 乾燥油又ハ溶劑ヲ用フル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造

六 溶劑ヲ用フル護膜製品ノ製造

七 溶劑又ハ「ラバーセメント」ヲ用フル護膜製品ノ貼合

八 溶劑ヲ用フル油脂ノ採取

工五



- 一六 溶劑ヲ用フル芳香油ノ製造
- 一七 溶劑ヲ用フル野草莖ノ捺染
- 一八 溶劑ヲ用フル模造眞珠ノ製造
- 一九 溶劑ヲ用フル「ドライクリーニング」(單ニ拭拭スルモノヲ除ク)
- 二〇 溶劑ヲ用フル純削膏ノ製造
- 二一 「タンニン」酸ノ製造
- 二二 合成染料又ハ其ノ中間物ノ製造
- 二三 「セルロイド」ノ製造、加熱加工又ハ鋸機ヲ用フル加工
- 二四 硝化綿ノ製造
- 二五 「コロヂウム」ヲ用フル紙擦製品ノ製造
- 二六 「エーテル」ノ製造
- 二七 酒精ノ製造又ハ變性
- 二八 「グトスコーズ」ノ製造
- 二九 「テレピン」油ノ蒸溜又ハ精製
- 三〇 鏡油ノ蒸溜、精製又ハ雜詰
- 三一 「アスファルト」ノ精製
- 三二 瀝質物ヲ用フル建築用「フェルト」又ハ紙ノ製造
- 三三 燐寸ノ製造
- 三四 火藥、爆藥又ハ火工品ノ製造又ハ取扱
- 三五 金屬ノ熔融又ハ精練
- 三六 電氣又ハ瓦斯ヲ用フル金屬ノ熔接又ハ切斷
- 三七 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ製造

- 三八 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ用フル製氷
- 三九 動力ニ依ル製材
- 四〇 電氣業(發電所、變電所、蓄電所及開閉所)
- 四一 電球ノ製造
- 四二 硝子ノ製造、腐蝕、砂吹又ハ粉粹
- 四三 金屬、骨、角又ハ貝殼ノ乾燥研磨
- 四四 動力ニ依ル金屬箔又ハ金屬粉ノ製造
- 四五 動力ニ依ル鑛石、土砂、貝又ハ骨ノ粉粹
- 四六 電氣用「カーボン」ノ製造
- 四七 石炭瓦斯又ハ骸炭ノ製造
- 四八 「カーバイト」ノ製造
- 四九 石灰ノ製造
- 五〇 「フェルト」又ハ吹付羅紗(粉狀纖維ヲ用フル模造羅紗)ノ製造
- 五一 起毛又ハ反毛ノ作業
- 五二 製 綿
- 五三 麻ノ梳解
- 五四 古綿、落綿、古麻、屑紙、屑綿絲、屑毛又ハ襤褸類ノ選別
- 五五 骨炭又ハ血炭ノ製造
- 五六 毛皮ノ精製、製革又ハ製膠
- 五七 毛髮又ハ羽毛ノ精製
- 五八 其ノ他内務大臣ノ命令ヲ以テ指定スル事業

第二章 職工又ハ其ノ遺族ノ扶助

第四條 職工業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ本章ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲スヘシ但シ扶助ヲ受クヘキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ工業主ハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得

前項扶助ノ義務ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外職工ノ解雇ニ因リテ變更セラルルコトナシ

第五條 職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ工業主ハ其ノ費用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔スヘシ

第六條 職工療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケサルトキハ工業主ハ職工ノ療養中一日ニ付賃金百分ノ六十ノ休業扶助料ヲ支給スヘシ

職工ヲ病院ニ收容シタル場合ニ於テ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ナキトキハ休業扶助料ハ賃金百分ノ二十トス

第七條 職工ノ負傷又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ身體障害存スルトキハ工場主ハ別表ニ掲ケル區別ニ依リ障害扶助料ヲ支給スヘシ但シ從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルトキハ賃金百八十分(其ノ金額男子ニ在リテハ百五十圓、女子ニ在リテハ九十圓ニ滿チサルトキハ夫々百五十圓又ハ九十圓)ヲ下ルコトヲ得ス

別表ニ掲クル身體障害ニ以上存ストキハ重キ身體障害ノ該當スル等級ニ依リ障害扶助料ヲ支給スヘシ

左ニ掲クル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ依ル等級ヲ左ノ如ク繰リ

上ク但シ其ノ障害扶助料ノ金額ハ各身體障害ノ該當スル等級ニ依ル障害扶助料ノ金額ヲ合算シタル額ヲ超ユルコトヲ得ス

一 第十三級以上ノ身體障害ニ以上存スルトキ 一級

二 第八級以上ノ身體障害ニ以上存スルトキ 二級

三 第五級以上ノ身體障害ニ以上存スルトキ 三級

別表ニ掲クルモノ以外ノ身體障害ヲ存スル者ニ付テハ障害ノ程度ニ應ジ別表ニ掲クル身體障害ニ準シ障害扶助料ヲ支給スヘシ

既ニ身體障害ヲ存スル者負傷又ハ疾病ニ因リ同一部位ニ付障害ノ程度ヲ加重シタルトキハ其ノ加重セラレタル障害ノ該當スル障害扶助料ノ金額ヨリ既ニ存シタル障害ノ該當スル障害扶助料ノ金額ヲ差引キタル金額ヲ支給スヘシ

第八條 職工死亡シタルトキハ工業主ハ遺族又ハ職工ノ死亡當時ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ賃金四百日分(其ノ金額男子ニ在リテハ三百二十圓、女子ニ在リテハ二百圓ニ滿チサルトキハ夫々三百二十圓又ハ二百圓)ノ遺族扶助料ヲ支給スヘシ

第九條 職工死亡シタルトキハ工業主ハ葬祭ヲ行フ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ葬祭ヲ行フ者ニ賃金三十日分(其ノ金額三十圓ニ滿チサルトキハ三十圓)ノ葬祭料ヲ支給スヘシ

第十條 遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ職工ノ配偶者トス

配偶者ナキ場合ニ於テ遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル職工ノ直系卑屬又ハ直系尊屬トシ其ノ順位ハ親等ノ近キ者ヲ先ニシテ卑屬ト尊屬ト親等相同シキトキハ卑屬



ヲ先ニス

第十一條 前條第二項ニ定メル同順位者ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ規定ニ依ル

- 一 職工ノ家督相續人又ハ戸主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニス
- 二 男ハ之ヲ女ヨリ先ニス
- 三 直系卑屬ニ付テハ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニ嫡出子、庶子及私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及庶子ハ女ト雖之ヲ私生子ヨリ先ニス
- 四 前二號ニ掲クル事項ニ付相同シキ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス

第十二條 第十條ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ左ニ掲クル者ノ中一人ニ遺族扶助料ヲ支給スヘシ但シ職工ノ遺言又ハ工業主ニ對シテ爲シタル豫告ニ依リ左ニ掲クル者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ニ從フヘシ

- 一 職工ノ家督相續人又ハ戸主
- 二 職工ノ兄弟姉妹ニシテ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル者
- 三 職工死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者

第十三條 第五條ノ規定ニ依リ本人ニ支給スル費用及休業扶助料ハ毎月一回以上之ヲ支給スヘシ

障害扶助料ハ職工ノ負傷又ハ疾病ノ治療後遲滞ナク之ヲ支給スヘシ但シ工業主ガ引續キ雇傭スル場合ニ於テ本人ノ承諾アリタルトキハ雇傭期間内障害扶助料ノ支給ヲ延期スルコトヲ得

工八

遺族扶助料及葬祭料ハ職工ノ死亡後遲滞ナク之ヲ支給スヘシ工業主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラス障害扶助料及遺族扶助料ヲ數回ニ分割シテ支給スルコトヲ得

第十三條ノ二 職工健康保險法(第四十八條第一項第二號ノ規定ヲ除ク)ニ依リ療養ノ給付又ハ療養費ノ支給ヲ受クヘキトキハ其ノ期間第五條ノ扶助ハ之ヲ爲スコトヲ要セス健康保險法ニ依ル傷病手當金ノ支給ヲ受クヘキトキハ休業扶助料ノ支給ニ付亦同シ

第十四條 第五條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケ又ハ健康保險法ニ依リ療養ノ給付若ハ療養費ノ支給ヲ受クル職工療養開始後三年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治療セザルトキハ工業主ハ賃金五百四十分(其ノ金額男子ニ在リテハ四百三十圓、女子ニ在リテハ二百七十圓ニ滿チザルトキハ夫々四百三十圓又ハ二百七十圓)ノ打切扶助料ヲ支給シ以後本章ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲ササルコトヲ得

第十四條ノ二 工業主豫メ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ工業主及職工ノ出捐スル共濟組合ノ爲シタル給付ノ限度ニ於テ之ニ相當スル本令ノ扶助ヲ爲スコトヲ要セス

地方長官必要ト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十五條 工業主ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ本章ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲ササルコトヲ得

- 一 職工ノ解雇後一年ヲ經過シテ扶助ヲ請求スルトキ但シ既ニ受ケタル扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラス解雇前ニ又ハ解雇後一年内ニ請求シタル扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキ亦同シ
- 二 扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ヲ受ケテ治療シタル負傷又ハ疾病カ職工ノ解雇後ニ於テ再發スルトキ

第十六條 扶助料及葬祭料算出ノ標準トスヘキ賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

- 一 職工健康保險法ニ依ル被保險者タル場合ニ於テハ同法ニ基キ其ノ者ニ付定メタル標準報酬ノ日額
- 二 職工健康保險法ニ依ル被保險者タラサル場合ニ於テハ疾病ニ在リテハ診斷ニ據ル發病ノ日ヲ除キ、發病ノ日明ナラザルトキハ診斷前七日ヲ除キ、負傷又ハ即死ニ在リテハ事故發生ノ日ヲ除キ其ノ前(賃金締切日アル場合ニ於テハ直前ノ賃金締切日以前)三月間(雇入後三月ニ滿チザルトキハ其ノ期間)ニ於ケル賃金總額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シタル金額但シ其ノ金額ハ上記賃金總額ヲ該期間中ニ於テ賃金ヲ受ケタル日數ヲ以テ除シタル金額ノ百分ノ六十ヲ下ルコトヲ得ス

前項第二號ニ規定スル期間中ニ左ノ各號ノ一ニ該當スル期間アルトキハ其ノ日數及其ノ期間ニ於ケル賃金ハ前項ノ期間及賃金總額

ヨリ之ヲ控除ス

- 一 業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業シタル期間
- 二 産前又ハ産後ノ女子内務大臣ノ定ムル所ニ依リ休業シタル期間

三 試ノ雇傭期間

四 工業主ノ都合ニ依リ職工臨時ニ休業シタル期間

第一項第二號ノ賃金總額ニハ賞與又ハ臨時ニ支給セラルル手當ニシテ内務大臣ノ定ムルモノヲ包含セス

前二項ノ規定ニ依リ扶助料及葬祭料算出ノ標準トスヘキ賃金ヲ算出スルコトヲ得サル場合ニ於テハ扶助規則ノ定ムル所ニ依ル但シ扶助規則ニ定ナキトキハ地方長官之ヲ定ム

第十七條 前條第一項第二號ノ規定ニ依リ賃金ヲ算出スル場合ニ於テ工業主カ食事其ノ他ノ給與ヲ當時支給スルトキハ其ノ價額ハ賃金中ニ之ヲ加算ス但シ休業扶助料ヲ支給スル場合ニ於テ工業主カ食事其ノ他ノ給與ヲ引續キ支給スルトキハ其ノ價額ハ休業扶助料算出ノ標準トスヘキ賃金中ニ之ヲ加算セス

第十八條 地方長官ハ職權ヲ以テ又ハ申請ニ因リ職工ノ負傷、疾病若ハ死亡ノ原因、別表ニ掲クル身體傷害ノ程度其ノ他扶助ニ關スル事項ニ付之ヲ審査シ及事件ノ調停ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ醫師ヲシテ診斷又ハ檢案セシムルコトヲ得

第十九條 工業主ハ遲滞ナク扶助規則ヲ作成シ扶助ノ金額、手續其ノ他扶助ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ扶助

工九



助規則ヲ變更シタルトキ亦同シ  
 地方長官必要ト認ムルトキハ扶助規則ノ變更ヲ命スルコトヲ得  
 第二十條 官立工場ニ於ケル職工ノ扶助ニ付テハ別ニ定ムル規程ニ依ル

第三章 職工ノ雇入及解雇

第二十一條 工業主ハ遲滞ナク職工名簿ヲ調製シ工場毎ニ之ヲ備付クヘシ  
 職工名簿ニ記載スヘキ事項ニ關シテハ内務大臣ノ定ムル所ニ依ル  
 第二十二條 職工ニ給與スル賃金ハ通貨ヲ以テ毎月一回以上之ヲ支拂フヘシ  
 第二十三條 工業主ハ職工ノ死亡若ハ解雇ノ場合又ハ内務大臣ノ定ムル場合ニ於テ權利者ノ請求アリタルトキハ遲滞ナク賃金ヲ支拂フヘシ  
 前項ノ場合ニ於テ積立金、信託金其ノ他何等ノ名義ヲ用キルニ拘ラス職工貯蓄金ハ遲滞ナク之ヲ返還スヘシ  
 第二十四條 工業主ハ職工ノ雇入ニ關シ前二條ノ規定ニ違反スル契約又ハ工業主ノ受クヘキ違約金ヲ定メ若ハ損害賠償額ヲ豫定スル契約ヲ爲スコトヲ得ス但シ左ノ事項ニ付豫メ方法ヲ定メ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
 一 職工ニ貯蓄ヲ爲サシメ又ハ職工ノ利益ノ爲賃金ノ一部ニ代ヘ他ノ給付ヲ爲スコト  
 二 職工カ雇入契約ニ違反シ其ノ他職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因

リ解雇セラルル場合ニ於テ職工ノ貯蓄金中工業主ノ給與ニ係ル部分ヲ交付セサルコト  
 第二十五條 職工ノ貯蓄金ヲ管理スル場合ニ於テハ工業主ハ豫メ確實ナル方法ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ  
 第二十六條 (削除)  
 第二十七條 未成年者若ハ女子カ工業主ノ都合ニ依リ解雇セラレ又ハ第五條若ハ第六條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル職工業務上負傷シ若ハ疾病ニ罹リ健康保險法ニ依リ療養ノ給付若ハ療養費ノ支給ヲ受クル職工若ハ別表第八級以上ニ該當スル職工解雇セラレ解雇ノ日ヨリ十五日内ニ歸郷スル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ必要ナル旅費ヲ負擔スヘシ第十四條ノ規定ニ依リ扶助ヲ廢止セラレタル者廢止ノ日ヨリ十五日内ニ歸郷スル場合亦同シ  
 第十八條ノ規定ハ前項ノ旅費ニ關シ之ヲ準用ス  
 第二十七條ノ二 工業主職工ニ對シ雇傭契約ヲ解除セムトスルトキハ少クトモ十四日前ニ其ノ豫告ヲ爲スカ又ハ賃金十四日分以上ノ手當ヲ支給スルコトヲ要ス但シ天災事變ニ基キ事業ノ繼續不可能ト爲リタルニ因リ又ハ職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ已ムコトヲ得サル場合ニ於テ雇傭契約ヲ解除スルトキハ此ノ限ニ在ラス  
 前項ノ規定ニ依ル豫告期間ノ計算ニ付テハ左ニ掲クル期間ハ之ヲ算入セス  
 一 業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業スル期間但シ其ノ期間引續シ二月ヲ超ユルトキハ其ノ後ノ期間ハ此ノ限ニ在ラス  
 二 産前又ハ産後ノ女子内務大臣ノ定ムル所ニ依リ休業スル期間

三 工業主ノ都合ニ依リ職工臨時ニ休業スル期間但シ休業中賃金ヲ受クルトキハ此ノ限ニ在ラス  
 前二項ノ規定ハ試ノ雇傭期間中ノ職工ニ付之ヲ適用セス但シ雇入後十四日(工業主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ二十一日)ヲ超ユル職工ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
 第十六條及第十七條ノ規定ハ第一項ノ賃金ニ、第十八條ノ規定ハ前三項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
 第二十七條ノ三 職工解雇ノ場合ニ於テ雇傭期間、業務ノ種類及賃金ニ付證明書請求シタルトキハ工業主ハ遲滞ナク之ヲ交付スヘシ  
 第二十七條ノ四 常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ノ工業主ハ遲滞ナク就業規則ヲ作成シ之ヲ地方長官ニ届ツヘシ就業規則ヲ變更シタルトキ亦同シ  
 就業規則ニ定ムヘキ事項左ノ如シ  
 一 始業終業ノ時刻、休憩時間、休日及職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキハ就業時間轉換ニ關スル事項  
 二 賃金支拂ノ方法及時期ニ關スル事項  
 三 職工ニ食費其ノ他ノ負擔ヲ爲サシムルトキハ之ニ關スル事項  
 四 制裁ノ定アルトキハ之ニ關スル事項  
 五 解雇ニ關スル事項  
 地方長官必要ト認ムルトキハ就業規則ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第四章 徒弟

第二十八條 工場ニ收容スル徒弟ハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコト

ヲ要ス  
 一 一定ノ職業ニ必要ナル知識技能ヲ習得スルノ目的ヲ以テ業務ニ就クコト  
 二 一定ノ指導者指揮監督ノ下ニ教習ヲ受クルコト  
 三 品性ノ修養ニ關シ常時一定ノ監督ヲ受クルコト  
 四 地方長官ノ認可ヲ受ケタル規程ニ依リ收容セラルルコト  
 第二十九條 工業主前條第四號ノ認可ヲ申請スルニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ  
 一 徒弟ノ員數  
 二 徒弟ノ年齢  
 三 指導者ノ資格  
 四 教習ノ事項及期間  
 五 就業ノ方法及一日ニ於ケル就業ノ時間  
 六 休日及休憩ニ關スル事項  
 七 品性修養ニ關スル監督ノ方法  
 八 給與ノ方法  
 九 第三十條ノ規定ニ依リ設クル規程  
 十 徒弟契約ノ條項  
 第三十條 徒弟未成年者又ハ女子ナル場合ニ於テハ其ノ就業ニ付十六歳未満ノ者又ハ女子ニ關スル工場法ノ規定ニ準據シテ危険ヲ避ケ及衛生上ノ害ヲ防クノ方法ヲ定ムヘシ  
 第三十一條 地方長官ハ工業主ニ於テ第二十八條第四號ノ規定ニ遵ハス又ハ徒弟教習ノ目的ヲ完クスルコト能ハスト認ムルトキハ之



ヲ矯正スル爲必要ナル事項ヲ命シ又ハ第二十八條第四號ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第三十二條 第二十八條ノ條件ヲ具備セサル者ニ對シテハ工業主ニ於テ徒弟ノ名義ヲ用キルニ拘ラス職工ニ關スル工場法及本令ノ規定ヲ適用ス第二十八條第四號ノ認可ヲ取消サレタルトキ從來ノ徒弟ニ付亦同シ

第五章 罰 則

第三十三條 工業主ヲシテ不正ニ扶助義務、賃金支拂ノ義務、職工ノ貯蓄金返還ノ義務若ハ第二十七條第一項ノ規定ニ依ル義務ノ全部若ハ一部ヲ免レシメタル者又ハ第二十七條ノ二ノ規定ニ違反シテ雇傭契約ヲ解除セシメタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ其ノ者ノ所爲ニ付工場法第二十二條ノ規定ニ依リ工業主又ハ之ニ代ル者ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條 (削除)

第三十五條 (削除)

第三十六條 (削除)

附 則

第三十七條 本令ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十八條 第二十四條ノ規定ハ本令施行後一年間本令施行前ノ契約ニ之ヲ適用セス

賃金ノ支拂期ニ關シテ第二十二條ノ規定ニ異ル慣習アルトキハ工業主ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ本令施行後三年內其ノ慣習ニ依ル支拂期ヲ延長セサル限度ニ於テ支拂期ヲ定ムルノ契約ヲ爲スコトヲ得

第三十九條 本令施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ本令施行ノ日ヨリ四月內ハ第十九條、第二十一條、第二十二條、第二十五條及第二十六條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

本令施行ノ際職工ノ貯蓄金ヲ管理シ又ハ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭シ若ハ徒弟トシテ收容スル工業主前項ノ期間內ニ第二十五條、第二十六條又ハ第三十條第二項ノ規定ニ依リ認可ヲ申請シタルトキハ之ニ對スル行政處分アル迄仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

前項ノ規定ハ前條第二項ノ許可ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第四十條 現行ノ命令ハ工場法又ハ本令ニ牴觸セサル限り本令施行ノ爲其ノ效力ヲ妨ケララルコトナシ

第四十一條 本令ニ定ムルモノノ外主務大臣及地方長官ハ職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締其ノ他本令施行ノ爲必要ナル事項ニ關シ命令ヲ發スルコトヲ得

第四十二條 本令中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警視總監トス

身體障害等級及障害扶助料表

等級	身體障害	障害扶助料
第一級	一 兩眼ヲ失明シタルモノ 咀嚙及言語ノ機能ヲ廢シタルモノ 精神ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ 胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ 半身不隨ト爲リタルモノ 兩上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ 兩上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ 兩下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ 兩下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	賃金六百日分但シ其金額男子ニ在リテハ四百八十圓、女子ニ在リテハ三百四十圓ニ滿チザルトキハ夫々四百八十圓又ハ三百四十圓トス
第二級	一 一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ 兩眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ 兩上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ 兩下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ	賃金五百三十日分但シ其金額男子ニ在リテハ四百三十圓、女子ニ在リテハ二百七十圓ニ滿チザルトキハ夫々四百三十圓又ハ二百七十圓トス
第三級	一 一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ 咀嚙又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ 精神ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身勞務ニ服スルコト能ハザルモノ 十指ヲ失ヒタルモノ	賃金四百七十日分但シ其金額男子ニ在リテハ三百八十圓、女子ニ在リテハ二百四十圓ニ滿チザルトキハ夫々三百八十圓又ハ二百四十圓トス
第四級	一 兩眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ	賃金四百十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ二百四十圓トス



第五級	第六級	第七級
七 六 五 四 三 二 一	六 五 四 三 二 一	七 六 五 四 三 二 一
<p>咀嚙及言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ            鼓膜ノ全部ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ヲ全ク聾シタルモノ            一上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ            一下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ            十指ノ用ヲ廢シタルモノ            兩足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ</p>	<p>一眼失明シ他眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ            一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ            一下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ            一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ            一下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ            十趾ヲ失ヒタルモノ</p>	<p>一眼失明シ他眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ            鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力四十種以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ</p>
<p>額男子ニ在リテハ三百三十圓、女子ニ在リテハ二百三十圓ニ滿チザルトキハ二百十圓又ハ二百十圓トス</p>	<p>賃金三百日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ二百八十圓、女子ニ在リテハ二百四十圓ニ滿チザルトキハ二百四十圓トス</p>	<p>賃金二百五十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ二百二十圓、女子ニ在リテハ二百二十圓ニ滿チザルトキハ二百二十圓トス</p>

第八級	第九級
三 二 一	三 二 一
<p>精神ニ障害ヲ殘シ輕易ナル勞務ノ外服スコトヲ得ザルモノ            胸腹部臟器ノ機能ニ障害ヲ殘シ輕易ナル勞務ノ外服スコトヲ得ザルモノ            一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指以上ヲ失ヒタルモノ            一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ノ用ヲ廢シタルモノ            一足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ            十趾ノ用ヲ廢シタルモノ            女子ノ外貌ニ著シク醜狀ヲ殘スモノ            兩側ノ墨丸ヲ失ヒタルモノ</p>	<p>一眼ヲ失明シ又ハ一眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ            頸部ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ            神經系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ輕易ナル勞務ノ外服スコトヲ得ザルモノ            一手ノ拇指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ            一手ノ拇指及示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指以上ノ用ヲ廢シタルモノ            一下肢ヲ五種以上短縮シタルモノ            一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ            一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ            一上肢ニ假關節ヲ殘スモノ            一下肢ニ假關節ヲ殘スモノ            一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ</p>
<p>二百圓又ハ二百二十五圓トス</p>	<p>賃金二百日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ二百六十圓、女子ニ在リテハ二百六十圓ニ滿チザルトキハ二百六十圓又ハ二百四十圓トス</p>



十一 十 九 八 七 六 五 四

兩眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ  
鼻ヲ缺損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ  
咀嚼及言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ  
鼓膜ノ全部ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ヲ全ク聾シタルモノ  
一手ノ拇指ヲ失ヒタルモノ、示指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ三指ヲ失ヒタルモノ  
一手ノ拇指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ  
一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ヲ失ヒタルモノ  
一足ノ五趾ノ用ヲ廢シタルモノ

圓又ハ七十五圓トス

第十級

一 二 三 四 五 六 七 八

一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ  
咀嚼又ハ言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ  
十四齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ  
鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聽力耳殼ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザルモノ  
一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ  
一手ノ拇指ノ用ヲ廢シタルモノ、示指ヲ併ヒ二指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ三指ノ用ヲ廢シタルモノ  
一下肢ヲ三指以上短縮シタルモノ  
一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ヲ失ヒタルモノ

賃金百二十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ九十圓ニ滿チ女子ニ在リテハ六十圓ニ滿チザルトキハ夫々六十圓トス又ハ六十圓トス

第十一級

一 二 三 四

兩眼ノ眼瞼ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ殘スモノ  
兩眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ  
一眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ  
鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聽力四十種以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ

賃金九十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ七十圓ニ滿チ女子ニ在リテハ五十圓ニ滿チザルトキハ夫々七十圓トス又ハ五十圓トス

第十二級

一 二 三 四 五 六 七 八

脊柱ニ畸形ヲ殘スモノ  
一手ノ中指又ハ環指ヲ失ヒタルモノ  
一手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用ヲ廢シタルモノ  
一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ用ヲ廢シタルモノ

賃金六十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ三十圓ニ滿チ女子ニ在リテハ二十圓ニ滿チザルトキハ夫々三十圓トス又ハ二十圓トス

第十三級

一 二 三 四 五

一眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ  
一眼ニ半盲症、視野狹窄又ハ視野變状ヲ殘スモノ  
兩眼ノ眼瞼ノ一部ニ缺損ヲ殘シ又ハ睫毛禿ヲ殘スモノ  
一手ノ小指ヲ失ヒタルモノ  
一手ノ拇指ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ

賃金四十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ二十圓ニ滿チ女子ニ在リテハ十圓トス又ハ十圓トス



第十四級	
一	二
一 手ノ示指ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ 一 手ノ示指ノ末關節屈伸不能ヲ來シタルモノ 一 下肢ヲ一種以上短縮シタルモノ 一 足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ヲ失ヒタルモノ 一 足ノ第二趾ノ用ヲ廢シタルモノ、第二趾ヲ併セ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ第三趾以下ノ三趾ノ用ヲ廢シタルモノ	一 眼ノ眼瞼ノ一部ニ缺損ヲ殘シ又ハ睫毛禿ヲ殘スモノ 三齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ 上肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ殘スモノ 下肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ殘スモノ 一 手ノ小指ノ用ヲ廢シタルモノ 一 手ノ中指及示指以外ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ 一 手ノ中指及示指以外ノ指ノ末關節ニ屈伸不能ヲ來シタルモノ 一 足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ 局部ニ神經症狀ヲ殘スモノ 男子ノ外貌ニ醜狀ヲ殘スモノ
一 視力ノ測定ハ萬國式試視力表ニ依ル屈折異狀アルモノニ付テハ矯正視力ニ付測定ス 二 指ヲ失ヒタルモノトハ拇指ハ指關節、其ノ他ノ指ハ第一指關節以上ヲ失ヒタルモノヲ謂フ 三 指ノ用ヲ廢シタルモノトハ指ノ末關節ノ半以上ヲ失ヒ又ハ掌指關節若ハ第一指關節(拇指ニ在リテハ指關節)ニ著シキ運動障礙ヲ殘スモノヲ謂フ	四 趾ヲ失ヒタルモノトハ其ノ全部ヲ失ヒタルモノヲ謂フ 五 趾ノ用ヲ廢シタルモノトハ第一趾ハ末關節ノ半以上、其ノ他ノ趾ハ末關節以上ヲ失ヒタルモノ又ハ趾趾關節若ハ第一趾關節(第一趾ニ在リテハ趾關節)ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ

備考

- 一 視力ノ測定ハ萬國式試視力表ニ依ル屈折異狀アルモノニ付テハ矯正視力ニ付測定ス
- 二 指ヲ失ヒタルモノトハ拇指ハ指關節、其ノ他ノ指ハ第一指關節以上ヲ失ヒタルモノヲ謂フ
- 三 指ノ用ヲ廢シタルモノトハ指ノ末關節ノ半以上ヲ失ヒ又ハ掌指關節若ハ第一指關節(拇指ニ在リテハ指關節)ニ著シキ運動障礙ヲ殘スモノヲ謂フ

附則

本令ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 本令施行前支給事由ヲ生ジタル扶助ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル  
 本令施行ノ際現ニ休業扶助料ヲ受クル者本令施行後引續キ休業扶助料ヲ受クルトキハ本令施行後ハ本令ノ規定ニ依リ之ヲ扶助スベシ  
 本令施行前ニ扶助ヲ受ケテ治愈シタル負傷又ハ疾病ガ本令施行後再發シテ扶助ヲ受クルトキ亦同シ

大正十五年六月五日勅令第百五十三號附則

- 第一條 本令ハ大正十二年法律第三十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第二條 從前ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者本令施行後引續キ扶助ヲ受クルトキハ本令施行後ハ本令ニ依リ之ヲ扶助スヘシ本令施行前ニ扶助ヲ受ケテ治愈シタル負傷又ハ疾病ガ本令施行後再發シテ扶助ヲ受クルトキ亦同シ
- 第三條 本令施行ノ際大正十二年法律第三十三號又ハ本令ノ規定ニ依リ新ニ工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主カ本令施行前ニ爲シタル契約ニ付テハ第二十四條ノ規定ハ本令施行後一年間之ヲ適用

害ヲ殘スモノヲ謂フ

- 四 趾ヲ失ヒタルモノトハ其ノ全部ヲ失ヒタルモノヲ謂フ
- 五 趾ノ用ヲ廢シタルモノトハ第一趾ハ末關節ノ半以上、其ノ他ノ趾ハ末關節以上ヲ失ヒタルモノ又ハ趾趾關節若ハ第一趾關節(第一趾ニ在リテハ趾關節)ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ

セス

前項ノ工業主ハ賃金ノ支拂期ニ關シ第二十二條ノ規定ニ異ル慣習アルトキ地方長官ノ許可ヲ受ケ本令施行後二年以内其ノ慣習ニ依ル支拂期ヲ延長セサル限度ニ於テ支拂期ヲ定ムルノ契約ヲ爲スコトヲ得

第四條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ使用スル場合ニ於テハ工業主ハ遲滞ナク就學ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受ケヘシ

第五條 附則第三條第一項ノ工業主ハ本令施行ノ日ヨリ四月以内ハ第二十二條、第二十五條及前條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得附則第三條第一項ノ工業主職工ノ貯蓄金ヲ引續キ管理シ又ハ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ引續キ使用スル場合ニ於テ前項ノ期間内ニ第二十五條又ハ前條ノ認可ヲ申請シタルトキハ之ニ對スル行政處分アル迄仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

第六條 本令中十六歳トアルハ本令施行後三年間ハ之ヲ十五歳トスタル場合ニ之ヲ準用ス



# 工場法施行規則

大正五年八月三日農商務省令第十九號  
昭和五年六月七日內務省令第十三號改正  
昭和五年六月二十四日內務省令第二十四號改正  
昭和十一年十一月二十一日內務省令第五十三號改正

1110

- 第一條 工場法施行令第一條ノ規定ニ依ル原動機ハ蒸汽機關、蒸汽タービン、瓦斯機關、石油機關、タービン水車、ベルトン水車及電動機トス
- 第二條 工場法第四條及第七條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ同法第八條ノ規定ニ依ル許可若ハ認可ノ申請又ハ届出ニ付亦同シ
- 第三條 紡績ノ業務及地方長官ノ告知シタル工場ニ於ケル輸出絹織物ノ業務ニ付テハ工業主ハ大正二十年八月三十一日ニ至ル間ハ十六歳未満ノ者及女子ノ一日ノ就業時間ヲ十二時間迄延長スルコトヲ得但シ職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス
- 第四條 工場法第八條第二項但書ノ規定ニ依リ工業主行政官廳ノ許可ヲ受ケスシテ就業時間ヲ延長シ、十六歳以上ノ女子ヲ就業セシメ又ハ休日ヲ廢シタルトキハ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ
- 第五條 工場法第九條ニ掲グル業務ノ範圍左ノ如シ
  - 一 原動機、電氣機其ノ他ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ附屬スル勢輪、曲柄、連桿、連桿器、唧子桿、發電機「コンミニューター」、轉子、銳利ナル及物、齒輪、調帶車、車軸、車軸接手又ハ之ニ準スヘキ危險ナル部分ヲ其ノ運轉中ニ掃除、

- 注油、検査又ハ修繕スル業務
- 二 危險ナル方法ニ依リ運轉中ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ調帶、調索ノ取付ケ又ハ取外シヲ爲ス業務
- 三 汽罐ノ焚火、給水弁、阻汽弁ノ開閉又ハ安全弁ノ取扱
- 四 發電機、電動機、發電機ノ抵抗器若ハ變壓器ノ取扱又ハ高壓電線ノ接続
- 五 鋸機ニ木材ヲ送給スル業務
- 六 危險ナル齒輪、調帶車、勢輪、調帶、調索ニシテ完全ナル構圍其ノ他危險豫防裝置ナキモノ又ハ之ニ準スヘキモノニ接近シテ行フ業務
- 七 完全ナル構圍其ノ他ノ危險豫防裝置ナキ車軸道、足場其ノ他之ニ準スヘキ場所ニ於ケル業務
- 第六條 工場法第十條ニ掲グル業務ノ範圍左ノ如シ
  - 一 砒素若ハ水銀又ハ其ノ化合物、黃磷、硫化磷、チアン水素酸、「チアンカリウム」、フルオール水酸一、硫酸、硝酸、鹽酸、苛性ナトリオン、石炭酸其ノ他之ニ準スヘキ毒劇性物品ヲ取扱フ業務
  - 二 「カリウム」、「ナトリウム」、過酸化ナトリウム、「エーテル」石油ベンゼン、「アルコール」、二硫化炭素其ノ他之ニ準スヘキ

- 發火性又ハ引火性ノ物品ヲ取扱フ業務
- 三 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ取扱フ業務
- 四 火藥、爆藥又ハ火工品ヲ取扱フ場所ニ於ケル業務
- 五 金屬、鑛物、土石、骨、角、襍糞、獸毛、楠、麻、蘘等ノ塵埃、粉末ヲ著シク飛散スル場所ニ於ケル業務
- 六 砒素、水銀、黃磷、鉛、チアン水素酸、「フルオール」、「アニリン」、「クローム」若ハ「クロール」又ハ其ノ化合物其ノ他之ニ準スヘキ有害物品ノ粉塵、蒸汽若ハ瓦斯又ハ酸性瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務
- 七 多量ノ高熱物體ヲ取扱フ業務又ハ金屬、鑛物、土石類ノ熔融若ハ鍛燒ヲ爲ス高熱ノ場所、高熱ノ乾燥室其ノ他之ニ準スヘキ場所ニ於ケル業務
- 第七條 工場法第十條ノ規定ハ前條第六號及第七條ニ掲グル業務ニ關シ十六歳以上ノ女子ニ付之ヲ適用ス
- 第八條 工業主ハ左ニ掲グル疾病ニ罹レル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得但シ第四號又ハ第五號ニ掲グル疾病ニ罹レル者ニ付傳染豫防ノ處置ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
  - 一 精神病
  - 二 癩肺結核、喉頭結核
  - 三 丹毒、再露熱、麻疹、流行性腦脊髄膜炎其ノ他之ニ準スヘキ急性熱性病
  - 四 梅毒、疥癬其ノ他傳染性皮膚病
  - 五 膿漏性結膜炎、トラホーム(著シキ傳染ノ虞アルモノ)其ノ

- 他之ニ準スヘキ傳染性眼病
- 工業主ハ肋膜炎、心臟病、脚氣、關節炎、腱鞘炎、急性泌尿生殖器病其ノ他ノ疾病ニ罹レル者ニシテ就業ノ爲病症増悪ノ虞アル場合ハ之ヲ就業セシムルコトヲ得ズ
- 工業主ハ傳染病又ハ重大ナル疾病ニ罹レル者ニシテ其ノ症狀消失シタル後ト雖健康ノ回復セサル場合ハ之ヲ就業セシムルコトヲ得但シ醫師ノ意見ヲ徵シ支障ナシト認ムル業務ニ就カシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第九條 工業主ハ四週日以内ニ産出スルコトアルヘキ者休業ヲ求めタルトキハ其ノ者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ズ
- 工業主ハ産後六週日ヲ經過セサル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得但シ産後四週日ヲ經過シタル者就業セシムルコトヲ得
- 於テ醫師ノ支障ナシト認メタル業務ニ就カシムルコトヲ妨ケス
- 第九條ノ二 生後滿一年ニ達セザル生兒ヲ哺育スル女子ハ就業時間中ニ於テ一日二回各三十分以内ニ限り其ノ生兒ヲ哺育スベキ時間ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ工業主ハ哺育時間中其ノ女子ヲシテ就業セシムルコトヲ得ズ
- 第十條 地方長官ハ前二條ニ掲グル場合ノ外工業主ニ對シ病者又ハ産婦ノ就業制限又ハ禁止ヲ命ズルコトヲ得
- 第十一條 工場法第十四條ノ規定ニ依ル證票ハ様式第一號ニ依ル
- 第十二條 工業主ハ就業規則ヲ適宜ノ方法ヲ以テ職工ニ周知セシムベシ
- 工業主ハ始業及終業ノ時刻並休憩及休日ニ關スル事項ヲ各作業場



ノ見易キ場所ニ揭示スベシ

第十二條ノ二 工業主ハ職工ニ就業前豫メ其ノ賃金ノ率及計算方法ヲ明示スベシ

第十三條 工業主ハ扶助ニ關スル事項ノ要領ヲ平易ニ記述シ適宜ノ方法ヲ以テ之ヲ職工ニ周知セシムベシ

第十四條 職工就業中又ハ工場及附屬建設物内ニ於テ負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ運滞ナク醫師ヲシテ診断又ハ検査ヲ爲サシムベシ

第十四條ノ二 工場法施行令第十六條第三項ノ規定ニ依リ同條第一項第二號ノ賃金總額ニ包含セラレザルモノノ左ノ如シ

一 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與

二 發明、善行其ノ他特別ノ行爲ニ對スル賞與又ハ手當

第十五條 工場法施行令第十七條ノ給與ノ算出方法ニ關シ契約又ハ慣習ナキ場合ニ於テ年ヲ以テ定メタルトキハ三百六十分シ月ヲ以テ定メタルトキハ三十分シテ一日ノ賃金又ハ給與ヲ定ム

第十六條 職工名簿ノ記載ハ様式第二號ノ定ムル所ニ依ルベシ

第十七條 職工名簿ノ用紙ハ職工ノ死亡又ハ解雇後五年間之ヲ保存スベシ

第十八條 工場主ガ其ノ職工ニ付工場間ニ又ハ工場ト工場外トノ間ニ所屬ノ移動ヲ行ヒタル場合ニ於テハ職工名簿ノ記載ニ付雇入又ハ解雇アリタルモノト看做ス

第十九條 職工ノ雇入、解雇及扶助ニ關スル書類ハ工場毎ニ之ヲ備置クベシ

前項ノ雇入及解雇ニ關スル書類ハ職工ノ解雇又ハ死亡ノ日ヨリ三年間、扶助ニ關スル書類ハ扶助ヲ終リタル日ヨリ三年間之ヲ保存スベシ

第二十條 工場法施行令第二十三條ノ規定ニ依リ工業主ガ賃金ヲ支拂ヒ又ハ職工ノ貯蓄金ヲ返還スベキ場合左ノ如シ

一 職工カ一月以上ニ涉リテ歸郷スルトキ

二 職工カ婚禮又ハ葬儀ヲ行フ費用ニ充ツルトキ

三 其ノ他地方長官ノ命令ヲ以テ定メタル場合

第二十一條 工業主工場管理人選任ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ申請書ニ其ノ履歴書ヲ添ヘ之ヲ地方長官ニ差出スヘシ

第二十二條 工業主ハ左ノ場合ニ於テハ運滞ナク地方長官ニ届出ツ

一 工場法第十八條第三項但書ニ依リ工場管理人ヲ選任シタルトキ

二 工場管理人死亡シ又ハ之ヲ解任シタルトキ

三 第十七條又ハ第十九條第二項ノ規定ニ依リ保存スベキ書類ヲ滅失又ハ毀損シタルトキ

第二十三條 (削除)

第二十四條 常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於ケル職工ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ付テハ工場主ハ様式第三號ノ定ムル所ニ依リ毎月取纏メ翌月二十日迄ニ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十五條 職工就業中又ハ工場若ハ附屬建設物内ニ於テ負傷シ窒息シ又ハ急性中毒ニ罹リ死亡シタルトキ又ハ療養ノ爲三日以上ノ

休業ヲ要スヘキ見込ノトキハ工業主ハ事故發生後運滞ナク様式第四號ニ依リ地方長官ニ届出ツヘシ事故發生當時休業三日以内ノ見込ノ者療養ノ爲休業三日以上ニ及ヒタルトキ亦同シ

第二十六條 工場又ハ附屬建設物内ニ於テ左ニ掲グル事故發生シタル場合ニ於テハ工業主ハ運滞ナク様式第五號ニ依リ地方長官ニ届出ツヘシ

一 火災又ハ爆發

二 汽罐其ノ他内壓力ヲ有スル容器ノ破裂

三 勢輪又ハ高速迴轉機ノ破裂

四 起重機又ハ昇降機ノ鎖若ハ索ノ切断又ハ起重機ノ梁若ハ支柱ノ折損

五 工場、附屬建設物、煙突又ハ高架槽ノ倒壊

六 其ノ他一時ニ五人以上ノ死傷者ヲ生シタル事故

第二十六條ノ二 工業主扶助ヲ爲シタルトキ又ハ工場法施行令第十三條第二項但書ノ規定ニ依リ障害扶助料ノ支給ヲ延期シタルトキハ様式第六號ニ依リ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十七條 工場法第一條ニ該當セサル工場ニシテ原動力ヲ用ヒ織物又ハ撚絲ノ事業ヲ營ムモノニハ工場法第三條、第四條第七條、第八條、第十四條及第十八條乃至第二十三條並本則第二條、第四條、第十一條、第十二條第二項、第二十一條及第二十二條ノ規定ヲ適用ス

前項ノ工場ノ工業主ハ十六歳以上ノ職工ニ付其ノ住所氏名及生年月日ヲ記載シタル名簿ヲ調製シ工場ニ備付クルコトヲ要ス、本名

簿ハ工業労働者最低年齢法第三條ニ依ル名簿ト合併スルコトヲ妨ケス

附 則

第二十八條 本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十九條 本則施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ本則施行ノ日ヨリ四月内ハ第十二條、第十三條及第二十四條ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第三十條 工場法施行ノ際十歳以上十二歳未滿ノ者ヲ引續キ就業セシムル工業主ハ大正五年九月三十日迄ニ其ノ氏名、男女別、生年月日及雇入年月ヲ地方長官ニ届出ツベシ

前項ノ届出ヲ怠リタル者又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十一條 本則中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警視總監トス大正十五年六月内務省令第十三號附則

本令ハ大正十二年法律第三十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令(様式第二號ノ改正規定ヲ除ク)中十六歳トアルハ本令施行後三年間ハ十五歳トス

昭和四年五月内務省令第十六號附則

本令ハ昭和四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十七條第一項ノ工場ノ工業主ハ本令施行後二年間ハ十六歳未滿ノ者及女子ノ一日ノ就業時間ヲ十二時間迄延長スルコトヲ得







部女工等ニ準シ記載スヘシ

- 六 休業日數欄ニハ其ノ月ニ於ケル休業日數ヲ記載スヘシ月末ノ休業日數カ三日ニ滿タサルモ翌月ノ分ト合算シテ三日又ハ夫レ以上トナリタル場合ニ於テハ之ヲ通算シテ翌月ノ月報ニ記載スヘシ
- 七 未治療ノ爲翌月へ繰越欄ニ記載シタルモノニシテ翌月ニ入り治療シタルトキハ翌月ニ於ケル休業三日ニ滿タスト雖仍之ヲ翌月ノ月報ニ記載スヘシ
- 八 病名又ハ負傷ノ種類、發病又ハ負傷ノ日附判明セザルトキハ「不明」ト記載スヘシ
- 九 結末欄ニ於テハ其ノ月内ニ治療シタルモノハ治療ノ日附、其ノ月内ニ死亡シ又ハ治療ニ至ラスシテ解雇シタル者ハ死亡又ハ解雇ノ日附ヲ記載シ其ノ月内ニ治療セザル者ニ付テハ未治療ノ爲翌月へ繰越欄ニ〇印ヲ附スヘシ

(様式第四號)

(年 月 日 届出)

工場名	工場所在地	工場主 又ハ工場 管理人	事業ノ種類	職工數計		生事故發 生時 年月日	生事故發 生場所	生事故發 生時刻	生事故發 生時分	死傷者 氏名	死傷者 性別	死傷者 生年月日	死傷者 職名	死傷者 賃金	死傷者 被傷ノ部位及 死傷ノ日數
				男	女										

告報傷

災害ノ原因及 發生源ノ 状況	動力ニ依リ運轉中 ノ機械又ハ動力傳 導装置ニ依リ災害 發生シタルトキ記 入スヘシ	名稱	大サ又 ハ能力	災害ヲ 生シタル 部分	其ノ部分 ノ速度大 サ等

職工死傷報告記載心得

- 一 本報告ノ用紙一頁ハ美濃紙半折大トス
- 二 本報告ハ職工死亡シ又ハ療養ノ爲休業二週日以上ヲ要スヘキ見込ノ場合ニ於テハ二通其ノ他ノ場合ニ於テハ一通ヲ差出スヘシ
- 三 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後五年間之ヲ保存スヘシ
- 四 本報告ハ死傷者一名毎ニ用紙ヲ別ニスヘシ同一ノ事故ニ依リ數人ノ死傷者ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ中一枚ノ報告ニ詳細記入シテ他ノ報告ニハ其ノ重複スル部分ヲ省略スルコトヲ得
- 五 工業主ノ都合ニ依リ本様式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設クルコトヲ妨ケス
- 六 工業主又ハ工場管理人欄ニハ届出人タル工業主又ハ工場管理人ノ氏名ヲ記入シ捺印スヘシ
- 七 事業ノ種類欄ニハ例ヘハ毛織物業、綿絲紡績業、機械製造業、自轉車製造業、造船業、洋傘骨製造業、セメント製造業、

- 八 職工數欄ニハ最近ノ調査ニ依リ員數ヲ記入スヘシ
- 九 事故發生場所欄ニハ事故ノ發生シタル場所ニ於テ行ハルル作業ノ性質ヲ明示シ得ル名稱(例ヘハ機關室、鍛工場、木工場、乾燥室、原料粉砕室、苛性曹達煮詰釜場、叩解作業室、機關室ト貯炭場トノ間ノ軌道、入渠中ノ修理船何丸ノ足場等)ヲ記入スヘシ
- 十 當日ノ被害者ノ作業開始時刻欄ニハ被害者ノ當日作業ヲ開始シタル時刻ヲ記入スヘシ前日ヨリ引續キ夜業ヲ爲シタル場合ニ於テハ前日ノ作業開始時刻ヲ記入スヘシ
- 十一 死傷者欄中
  - (一) 業務又ハ職名欄ニハ被害者ノ擔當業務又ハ職名(例ヘハ旋盤工、修繕工、捺染工、雜役夫等)ヲ記入スヘシ
  - (二) 雇入年月欄ニハ當職工場ニ於テ被害者ヲ雇入レタル年月ヲ記入スヘシ
  - (三) 賃金欄ニハ被害者ノ日給(稼高ノ場合其ノ他收入一定セザルモノニ於テハ最近ニ於ケル通常一日ノ賃金額)ヲ記入スヘシ
  - (四) 被害ノ部位及症狀欄ニハ例ヘハ頭部打撲、右上膊骨折左第三指及第四指挫傷、電擊、腹部火傷、瓦斯中毒、窒息等ヲ記入スヘシ
  - (五) 死亡日時又ハ休業見込日數欄ニハ死亡シタル者ニ付テハ死

- 製線業、菓子製造業等ヲ記入スヘシ二種以上ノ事業ヲ營ム場合ニ於テハ其ノ主要ナル事業名ヲ記入スヘシ
- 九 事故發生場所欄ニハ最近ノ調査ニ依リ員數ヲ記入スヘシ
- 十 當日ノ被害者ノ作業開始時刻欄ニハ被害者ノ當日作業ヲ開始シタル時刻ヲ記入スヘシ前日ヨリ引續キ夜業ヲ爲シタル場合ニ於テハ前日ノ作業開始時刻ヲ記入スヘシ
- 十一 死傷者欄中
  - (一) 業務又ハ職名欄ニハ被害者ノ擔當業務又ハ職名(例ヘハ旋盤工、修繕工、捺染工、雜役夫等)ヲ記入スヘシ
  - (二) 雇入年月欄ニハ當職工場ニ於テ被害者ヲ雇入レタル年月ヲ記入スヘシ
  - (三) 賃金欄ニハ被害者ノ日給(稼高ノ場合其ノ他收入一定セザルモノニ於テハ最近ニ於ケル通常一日ノ賃金額)ヲ記入スヘシ
  - (四) 被害ノ部位及症狀欄ニハ例ヘハ頭部打撲、右上膊骨折左第三指及第四指挫傷、電擊、腹部火傷、瓦斯中毒、窒息等ヲ記入スヘシ
  - (五) 死亡日時又ハ休業見込日數欄ニハ死亡シタル者ニ付テハ死

- 亡ノ日時、生命危篤ノ者ニ付テハ其ノ旨、其ノ他ノ者ニ付テハ治療ノ爲休業シタル日數ト其ノ後ノ休業見込日數トノ合算日數ヲ記入スヘシ
- 三 災害ノ原因及發生ノ狀況欄ニハ災害發生前ノ被害者ノ動作操リテ發生シタル場合ニ於テハ其ノ大サ、能力、高サ、壓力、電壓又ハ溫度其ノ他被害ノ原因及狀況ヲ明瞭ナラシムルニ必要ナル事項ヲ舉ケテ其ノ順末ヲ記載スヘシ但シ動力ニ依リ運轉中ノ機械又ハ動力傳導装置ニ依リ災害ヲ發生シタルトキ左方ノ記入欄ニ記入スル場合ニ於テハ其ノ機械又ハ動力傳導装置ニ付テハ簡單ニ記入スヘシ第二十六條ニ規定セル事故ニ依リ死亡又ハ治療ノ爲休業三日以上ヲ要スベキ者ヲ生シタルトキハ其ノ原因ヲ簡略ニ記載シ様式第五號ノ工場災害事故報告トノ關係ヲ明ニスヘシ

- 三 動力ニ依リ運轉中ノ機械又ハ動力傳導装置ニ依リ災害發生シタルトキ記入スベキ事項欄中
  - (一) 名稱欄ニハ機械又ハ動力傳導装置ノ名稱(例ヘハ蒸汽機關、旋盤、圓鋸機、車軸、調帶等)ヲ記入スヘシ
  - (二) 大サ又ハ能力欄ニハ機械又ハ動力傳導装置ノ大サ又ハ能力(例ヘハ何馬力、長サ何米、直徑何寸、幅何寸、厚サ何寸等)ヲ記入スヘシ
  - (三) 災害ヲ生シタル部分欄ニハ例ヘハ曲柄、齒輪、鋸齒、車軸接手、調帶、調帶車等ヲ記入スヘシ



